制定 令和5年3月29日 原規報発第2303299号 原子力規制委員会決定 改正 令和6年2月14日 原規総発第2402142号 原子力規制委員会決定

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドについて次のように定める。

令和5年3月29日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定に ついて

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドを別添のとおり定める。

附則

本規程は、令和5年3月29日から施行する。

附則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日(令和6年3月7日)から施行する。

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく 立入検査ガイド

令和5年3月29日 原子力規制委員会

目 次

第1章 総	測	1
第1節	目的	1
第2節	適用範囲	1
第3節	本ガイドにおける用語の定義及び説明	3
第2章 放	/射線施設	8
Ι.	放射線施設に係る法令の規定	8
${\rm I\hspace{1em}I}$.	放射線施設に係る立入検査対象事項及び検査手法	8
第3章 放	対性同位元素等の使用、保管、廃棄等	20
第1節	許可届出使用者又は許可廃棄業者	20
Ι.	許可届出使用者又は許可廃棄業者に係る法令の規定	20
${\rm I\hspace{1em}I}$.	許可届出使用者及び許可廃棄業者に係る立入検査対象事項及び検査手法	22
第2節	届出販売・賃貸業者	39
Ι.	届出販売・賃貸業者に係る法令の規定	39
${\rm I\hspace{1em}I}$.	届出販売・賃貸業者に係る立入検査対象事項及び検査手法	39
第3節	表示付認証機器届出使用者	40
Ι.	表示付認証機器届出使用者に係る法令の規定	40
${\rm I\hspace{1em}I}$.	表示付認証機器届出使用者に係る立入検査対象事項及び検査手法	40
第4章 邡	対性同位元素等の運搬	42
Ι.	運搬に係る法令の規定	42
Π .	運搬の技術基準に係る立入検査対象事項及び検査手法	46
第5章 放	:射線障害の防止のために行うべきその他の事項	51
第1節	放射線取扱主任者	51
Ι.	放射線取扱主任者に係る法令の規定	51
П	主任者に係る立入検査対象事項及び検査手法	52

第2節	測定
Ι.	測定に係る法令の規定54
${\rm I\hspace{1em}I}$.	測定に係る立入検査対象事項及び検査手法60
第3節	教育及び訓練72
Ι.	放射線障害防止に関する教育及び訓練に係る法令の規定72
${\rm I\hspace{1em}I}$.	教育及び訓練に係る立入検査対象事項及び検査手法
第4節	健康診断
Ι.	健康診断に係る法令の規定
${\rm I\hspace{1em}I}$.	健康診断に係る立入検査対象事項及び検査手法76
第5節	保健上の措置等
Ι.	保健上の措置等に係る法令の規定
${\rm I\hspace{1em}I}$.	保健上の措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法80
第6節	記帳
Ι.	放射線障害の防止に関する記帳に係る法令の規定80
${\rm I\hspace{1em}I}$.	記帳に係る立入検査対象事項及び検査手法81
第7節	危険時の措置等
Ι.	危険時の措置等に係る法令の規定
${\rm I\hspace{1em}I}$.	危険時の措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法104
第8節	業務の改善等106
Ι.	業務の改善等に係る法令の規定
${\rm I\hspace{1em}I}$.	業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法107
第6章 廃	・上等に伴う措置108
Ι.	使用の廃止等に係る法令の規定108
${\rm I\hspace{1em}I}$.	廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法110
第7章 手	· 続116
Ι.	手続に係る法令の規定116
П.	手続に係る立入検査対象事項及び検査手法116

第8章 その他	120
I. 事前の連絡	120
Ⅱ. 立入検査実施前の受検者の状況の確認	120
Ⅲ. 立入検査の実施、事業所等内の巡視、放射線施設への立入り	120
IV. 前回までの立入検査結果における改善事項の状況の確認	120
V. 確認した事実等の取扱い	120
別 記	122
ノ 炊 a 幸田 広へ	100
<第4章関係>	
別記4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例	
別記4-2 外運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例	
別記4-3 原子力規制委員会が定める放射性輸送物に係る試験条件	136
<第5章関係>	138
第1節関係	
別記 5 - 1 - 1 主任者として選任すべき者の資格要件	
別記 5 - 1 - 2 選任すべき主任者の人数及び時期	138
別記5-1-3 定期講習の受講	139
第3節関係	. 140
別記5-3-1 教育及び訓練の時期、頻度、項目等	
別記5-3-2 教育及び訓練の時間数	
第6節関係	141
別記5-6-1 医療用直線加速装置の放射化物の記載のための換算について	141
第8節関係	144
別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項	
が記り 0 1 米切が以音号にMの推配に40V C)が対域を音音が多句とし目のする	, 177
<第8章関係>	145
別記8-1 立入検査の実施に係る通知の例	145
別記8-2 立入検査結果に関する連絡票の例	148
別記8-3 廃止措置の完了の確認に係る通知の例	150
(参考)放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドで引用する法令	151

第1章 総則

第1節 目的

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第43条の2第1項の規定は、原子力規制委員会による立入検査について、法の施行に必要な限度で、放射線検査官に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者(責任者、担当者等)に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができることを定めている¹(以下本ガイドにおいて、同項に規定する行為を「立入検査」という。)。そして、同項に定める立入検査を実施する際、放射線検査官は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領(原規放発第1307031号(平成25年7月3日原子力規制委員会決定)。以下「立入検査実施要領」という。)に基づき、法令に定める規制事項について、その遵守状況の確認を行っている。

本ガイドは、放射線検査官が立入検査において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いによる放射線障害の防止や、公衆の安全確保等について、それらの状況の確認を行う際の「確認の視点」を取りまとめたものである。ただし、本ガイドに記載のない事項についても、法の施行の確認に必要な場合には、立入検査を行うこととなる。

なお、一度の立入検査において、本ガイドに示す全ての事項を確認しなければならないというものではない。

また、本ガイドにおいては、法令の規定等について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本ガイドは、技術的知見、検査実績の蓄積等に応じて、定期的に検討し適宜見直すこととする。

第2節 適用範囲

本ガイドは、原子力規制委員会による立入検査を行う際の「確認の視点」を示すものである。

ただし、本ガイドの第2章から第7章までについては、法第25条の3から第25条の9まで、法第38条の2及び第38条の3に規定する特定放射性同位元素の防護に係る立入検査に関する事項は適用の対象外とする。

また、本ガイドでは、許可届出使用者等における実務の状況に照らし、以下に掲げ

なお、法第43条の2第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者については、罰則が設けられている(法第 52条第14号及び第55条第18号)。

- る事項に係る立入検査対象事項及び検査手法は示さない。
- 1. 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。 以下「規則」という。)第14条の11第1項第4号ハ(2)又は(3)の規定に該 当する排気設備を設ける場合の当該排気設備及び規則第19条第1項第2号ロ又は ハの規定による放射性同位元素等の取扱い
- 2. 規則第14条の11第1項第5号イ(2)又は(3)の規定に該当する排水設備を設ける場合の当該排水設備及び規則第19条第1項第5号ロ又はハの規定による放射性同位元素等の取扱い
- 3. 規則第14条の11第1項第6号の規定に該当する焼却炉のうち、専ら液体シンチレーター廃液を処理するもの以外のものを設ける場合の当該焼却炉及び同焼却炉に係る放射性同位元素等の取扱い
- 4. 規則第14条の11第1項第7号の規定に該当する固型化処理設備を設ける場合の当該固型化処理設備及び規則第19条第1項第4号ロのうち固型化処理設備に係る事項及び二、第9号、第10号、第12号、第13号ロ又は第15号のうち固型化処理設備に係る放射性同位元素等の取扱い
- 5. 法第4条の2第2項第7号に規定する廃棄物埋設に係る事項
- 6. 規則第19条第5項第1号の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律(昭和32年法第166号)第51条の5第1項に規定する廃棄 事業者への廃棄の委託に係る事項
- 7. 法第19条の2に規定する廃棄に関する確認及び法第33条の3に規定する放射 能濃度についての確認等に係る事項

第3節 本ガイドにおける用語の定義及び説明

本ガイドにおける用語の定義は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、 以下に定めるところによる。

1. 放射性同位元素

「放射性同位元素」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。

なお、「放射性同位元素」という用語について、規則は、第1条第1号の規定において、同規則の特定の条項では「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む」ことを定めている²。また、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号。以下「数量告示」という。)についても、第4条柱書の規定において、同告示の特定の条項について同様の規定をしている³。

本ガイドでは、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を「含む」場合及び「含まない」場合の両者とも「放射性同位元素」と記述し、特段の区別を示さないが、立入検査に当たって、放射線検査官は、立入検査の対象者が負う法令上の義務の内容を踏まえて、適宜に読み替えるものとする。

2. 核種

「核種」とは、数量告示別表第1の「第一欄」中の「核種」に掲げるもの又は数量告示別表第2の第1欄中の「核種」に掲げるものをいう。

3. 化学形等

「化学形等」とは、数量告示別表第1の「第一欄」中の「化学形等」に掲げるもの又は数量告示別表第2の「第一欄」中の「化学形等」に掲げるものをいう。

_

² 規則第1条第1号の規定は、「放射性同位元素」について、同条第1号、第4号、第12号及び第13号、第14条の8において準用する第14条の7第1項第4号及び第5号、第14条の10において準用する第14条の9第4号ハ、第14条の11、第15条第1項第4号及び第10号、第17条第1項第7号及び第2項、第18条の1項第1号イ及び第3号、第18条の3第2項、第18条の4第8号、第18条の5、第18条の6、第18条の11第1号イ及び第2号ロ、第19条第1項(第13号二及び第16号を除く。)、第3項及び第5項第2号、第20条(第1項第4号ロ及びハを除く。)、第21条第1項第6号、第22条第1項第3号、第22条の3第1項、<u>第24条第1項第1号レ</u>(※)、第4号イ及び第5号、第26条第1項第3号及び第7号二並びに第2項第2号、第29条第1項第4号、第29条の4第1号、第29条の7並びに第39条第1項においては、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む」ものと定義している。

[※]放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和2年9月1 1日原子力規制委員会規則第17号)が令和5年10月1日から施行された後は、「第24条第1項第1号ツ」。

³ 数量告示第4条柱書の規定は、「放射性同位元素」について、同条、第5条第4号、第7条、第8条、第14条第1項及び第3項、第16条、第19条、第24条、第25条、第27条並びに別表第2から別表第4まで及び別表第7第2欄においては、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む」ものと定義している。

4. 放射性同位元素等

「放射性同位元素等」とは、規則第1条第3号に規定するものをいう。

なお、「放射性同位元素等」には、法令の名称、通知等において、上記の定義に加えて「放射線発生装置」を含めている場合もあるが、本ガイドにおける用例は、規則における用例と同様のものとし、「放射線発生装置」は含まないものとする。

5. 許可申請

「許可申請」とは、法第3条第1項本文の許可又は法第4条の2第1項の許可を 受けるために行う申請(申請の際に提出した書類を含む。)をいう。

ただし、申請者が国である場合には、法第50条の規定により、「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。また、国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号)第25条第1項第16号の規定により、申請者が国立大学法人等である場合も、同様に「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。

なお、本ガイドでは、許可使用者に係る許可申請を「使用許可申請」と、許可廃 棄業者に係る許可申請を「廃棄業許可申請」と読み替える。

6. 許可申請等

「許可申請等」とは、許可申請、法第10条第2項の使用施設等の変更の許可に係る申請、同条第1項、第5項若しくは第6項の使用施設等の変更に係る届出、法第11条第2項の廃棄施設等の変更の許可に係る申請、又は同条第1項の廃棄施設等の変更に係る届出(申請又は届出の際に提出した書類を含む。)をいう。

なお、本ガイドでは、許可使用者に係る許可申請等を「使用許可申請等」と、許可廃棄業者に係る許可申請等を「廃棄業許可申請等」と読み替える。

7. 使用届出

「使用届出」とは、法第3条の2第1項本文の規定に基づき、放射性同位元素を 使用するに当たり、あらかじめ行う届出(届出の際に提出した書類を含む。)をいう。

8. 使用届出等

「使用届出等」とは、法第3条の2第1項本文の使用届出、又は同条第2項若し くは第3項の変更に係る届出(届出の際に提出した書類を含む。)をいう。

9. 販売業届出

「販売業届出」とは、法第4条第1項本文の規定に基づき、放射性同位元素を業として販売するに当たり、あらかじめ行う届出(届出の際に提出した書類を含む。)

をいう。

10. 販売業届出等

「販売業届出等」とは、法第4条第1項本文の販売業届出、又は同条第2項若し くは第3項の変更に係る届出(届出の際に提出した書類を含む。)をいう。

11. 賃貸業届出

「賃貸業届出」とは、法第4条第1項本文の規定に基づき、放射性同位元素を業として賃貸するに当たり、あらかじめ行う届出(届出の際に提出した書類を含む。)をいう。

12. 賃貸業届出等

「賃貸業届出等」とは、法第4条第1項本文の賃貸業届出、又は同条第2項若し くは第3項の変更に係る届出(届出の際に提出した書類を含む。)をいう。

13. 許可届出使用者 · 廃棄業者等

「許可届出使用者・廃棄業者等」とは、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃 貸業者及び許可廃棄業者をいう。

14. 届出販売・賃貸業者

「届出販売・賃貸業者」とは、届出販売業者及び届出賃貸業者をいう。

15. 一時的立入者

「一時的立入者」とは、見学等により、管理区域に一時的に立ち入る者であって 放射線業務従事者でないものをいう。

16. 事業所等

「事業所等」とは、許可使用者にあっては使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設を設置した工場又は事業所、届出使用者にあっては貯蔵施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあっては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。

17. 使用施設の基準

「使用施設の基準」とは、規則第14条の7に規定する使用施設の位置、構造及 び設備の技術上の基準をいう。

18. 貯蔵施設の基準

「貯蔵施設の基準」とは、規則第14条の9に規定する貯蔵施設の位置、構造及 び設備の技術上の基準をいう。

19. 廃棄施設の基準

「廃棄施設の基準」とは、本ガイドでは、規則第14条の11第1項に規定する 廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準をいう。

20. 使用の基準

「使用の基準」とは、規則第15条に規定する技術上の基準をいう。

なお、本ガイドに記載はないが、「使用施設の基準」という用語との対照又は区別のため、「使用の基準」を「使用の行為基準」と呼称する場合もある。

21. 保管の基準

「保管の基準」とは、許可届出使用者については、規則第17条第1項に定める技術上の基準、許可廃棄業者については、規則第17条第2項に定める技術上の基準、届出販売・賃貸業者については、法第16条第3項に定めるものをいう。

なお、本ガイドに記載はないが、「貯蔵施設の基準」という用語との対照又は区別のため、「保管の基準」を「保管の行為基準」と呼称する場合もある。

22. 廃棄の基準

「廃棄の基準」とは、以下に示すものをいう。

- ① 許可使用者及び許可廃棄業者(許可廃棄業者の詰替えに係るものを除く。)については、規則第19条第1項に定める技術上の基準
- ② 届出使用者については、規則第19条第4項に定める技術上の基準
- ③ 許可廃棄業者の詰替えに係るものについては、規則第19条第3項に定める技術上の基準
- ④ 規則第19条第5項に定める技術上の基準
- ⑤ 届出販売業者又は届出賃貸業者については、法第19条第4項に定めるもの
- ⑥ 表示付認証機器を廃棄しようとする者(許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。)については、法第19条第5項に定めるもの

なお、本ガイドに記載はないが、「廃棄施設の基準」という用語との対照又は区別のため、「廃棄の基準」を「廃棄の行為基準」と呼称する場合もある。

23. 自動表示装置

「自動表示装置」とは、規則第14条の7第1項第6号に規定する自動的に表示

する装置をいう。

24. 液体シンチレーター廃液

「液体シンチレーター廃液」とは、トリチウム、炭素14、りん32、りん33、硫黄35若しくはカルシウム45を含む可燃性・流動性のある液体シンチレーター 廃液又は法に基づき行われる測定の際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液をいう。

第2章 放射線施設

I. 放射線施設に係る法令の規定

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その放射線施設の位置、構造及び設備をそれぞれ以下に示す技術上の基準に適合するよう維持しなければならない(法第13条)。

また、放射線施設の維持及び管理並びに点検に関することについて、放射線障害 予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めると ころにより、放射線施設をそれぞれ以下に示す技術上の基準に適合するよう維持し なければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第3号)。

(1) 許可使用者の放射線施設の技術上の基準 使用施設の基準(規則第14条の7)、貯蔵施設の基準(規則第14条の9) 及び廃棄施設の基準(規則第14条の11)

- (2) 届出使用者の放射線施設の技術上の基準 貯蔵施設の基準(規則第14条の9)
- (3) 許可廃棄業者の放射線施設の技術上の基準 廃棄物詰替施設の基準(規則第14条の8)、廃棄物貯蔵施設の基準(規則第 14条の10)及び廃棄施設の基準(規則第14条の11)

Ⅱ. 放射線施設に係る立入検査対象事項及び検査手法

立入検査では、許可使用者若しくは許可廃棄業者の許可申請等又は届出使用者の使用届出等の内容を踏まえて、上記 I. (1) から (3) までの基準に適合するよう放射線施設を維持するために必要な措置の実施状況を確認する。

また、許可届出使用者及び許可廃棄業者については、法第42条第1項及び規則第39条第2項の規定に基づき提出された報告書(以下「放射線管理状況報告書」という。)において、「1.施設等の点検の実施状況」欄の「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容」欄に記載がある場合は、当該施設の補修等の状況を確認する。

なお、放射線施設の検査においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド(原規放発第 号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))」も併せて参照するものとする。

さらに、特定許可使用者及び許可廃棄業者については、その放射線施設について 原子力規制委員会の登録を受けた者(登録検査機関)による施設検査又は定期検査 を受検するが、それらの結果等も適宜考慮して、確認するものとする。

1. 使用施設

(1) 立入検査対象事項

① 使用施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること (規則第14条の7第1項第1号)

許可申請等のとおりの位置に、使用施設を設けていることを確認する。 既設の使用施設については、許可申請等の内容について、有意な変化等の有無を確認し、又は変化等の状況を把握していることを確認する。

② 使用施設の主要構造部等は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること(規則 第14条の7第1項第2号)

許可申請等のとおりに、主要構造部等が造られていることを確認する。 既設の使用施設については、その主要構造部等に変更又は異常がないことを 確認する。

③ 使用施設には、線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること(規則第14条の7第1項第3号)

許可申請等のとおりに、それぞれ人が常時立ち入る場所並びに工場又は事業 所の境界等について、遮蔽のための構造又は設備等を設けていることを確認す る。

また、許可申請等において、放射性同位元素等の取扱いをするために設置する設備(フード、グローブボックス、実験机等)がある場合には、許可申請等に記載したとおりの個数及び位置に設置していることを確認する。

機器に装備されている放射性同位元素又は放射線発生装置の設置の状況についても確認するものとする。

既設の使用施設については、遮蔽のための構造又は設備等の状況に変更又は 異常がないことを確認する。

④ 密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、作業室を設けること(規則第14条の7第1項第4号)

許可申請等に記載したとおりに、作業室を設置し、その壁、床等の構造及び 表面材料は、許可申請等に記載したとおりのものであることを確認する。

また、作業室内に設ける流し又は排水口からの排水は排水設備に導かれていること及び作業室に設置するフード、グローブボックス等からの排気は排気設備に導かれていることを確認する。

既設の使用施設については、作業室の設置、構造、表面材料等の状況に変更 又は異常がないことを確認する。特に、作業室内の表面及び作業室に設ける設 備については、放射性同位元素等の取扱頻度や経年化に応じて劣化が生じるこ とから、それらについて確認するものとする。

⑤ 密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、汚染検査室を設け ること(規則第14条の7第1項第5号)

許可申請等に記載したとおりに、汚染検査室を設置し、その壁、床等の構造 及び表面材料は、許可申請等に記載したとおりのものであることを確認する。

また、許可申請等に記載したとおりに、洗浄設備及び更衣設備を設けている こと、汚染検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備え、そ れらが実際に使用できる状態であること並びに汚染検査室からの排水は排水設 備に導かれていることを確認する。

既設の使用施設については、汚染検査室の設置、構造、表面材料等の状況に 変更又は異常がないことを確認する。特に、汚染検査室内の表面及び汚染検査 室に設ける設備等については、放射線業務従事者及び一時的立入者(以下「放 射線業務従事者等」という。)の出入りの頻度や経年化に応じて劣化が生じる ことから、それらの状況について確認するものとする。

⑥ 400GBq 以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室 の出入口で人が通常出入りするものには、それらの使用をする場合に自動表示 装置を設けること(規則第14条の7第1項第6号)

許可申請等に記載したとおりに、400GBa 以上の密封された放射性同位元素又 は放射線発生装置の使用をする室(以下⑥において「使用する室」という。) の人が通常出入りする出入口に自動表示装置を設けていることを確認する。自 動表示装置の機能については、許可申請等に記載した内容と実際の動作との整 合性及び使用中は確実に表示することを確認する。

また、使用する室の出入口であって、許可申請等に記載した人が通常出入り する全ての箇所において適切に自動表示装置を設置4し、使用する室に搬入口、 非常口等人が通常出入りしない出入口を設置する場合には、それらは人が通常 出入りする出入口と明確に識別されていることを確認する。

既設の使用施設については、自動表示装置の設置、機能等の状況に変更又は 異常がないことを確認する。

いて、使用する室の出入口の用途、通常時の閉止状態及びその管理方法等が、確定しているものをいう。

「人が通常出入りする出入口と明確に識別していること」とは、許可申請に係る工場又は事業所にお

[「]適切に自動表示装置を設置」とは、自動表示装置を、視認を妨げる支障物がなく、視認が困難な暗 所、高所又は低所ではなく、目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所に設置することをいう。

⑦ 100TBq 以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口で人が通常出入りするものには、それらの使用をする場合にその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けること (規則第14条の7第1項第7号)

許可申請等に記載したとおりに、100TBq以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室(以下⑦において「使用する室」という。)の人が通常出入りする出入口に、条件が確立されていなければ使用開始を阻止する機能及び使用中において、当該条件の不成立を直ちに検知し、使用を終了させる機能を有するインターロックを設け、インターロックが確実に動作することを確認する。

また、使用する室の出入口であって、許可申請等に記載した人が通常出入りする全ての箇所においてインターロックを設置し、使用する室に搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口を設置する場合には、それらは人が通常出入りする出入口と明確に識別されていること⁶を確認する。既設の使用施設については、インターロックの設置、機能等の状況に変更又は異常がないことを確認する。

⑧ 放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、放射化物保管設備を設けること(規則第14条の7第1項第7号の2)

許可申請等に記載したとおりに、放射化物保管設備を設置し、その構造及び材料、外部と区画されていること並びに閉鎖のための設備又は器具を設け、確実に放射化物保管設備が閉鎖されることは、許可申請等に記載したとおりのものであることを確認する。

また、放射化物保管設備には、許可申請等に記載したとおりの放射化物保管容器を備えていることを確認する。

放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難なもの について、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるものは、許可申 請等に記載したとおりに措置を講じていることを確認する。

なお、放射化物保管設備は、放射化物のうち放射線発生装置を構成する機器 又は遮蔽体として用いるものを保管するものとして、廃棄するものを保管廃棄 する保管廃棄設備とは明確に区別していることを確認する。

既設の使用施設については、放射化物保管設備の設置、閉鎖のための設備等の状況に変更又は異常がないことを確認する。また、放射化物保管設備に備える容器の種類、構造及び材料等に変更又は異常がないことを確認する。

_

⁶ 脚注 5 と同様とする。

⑨ 管理区域の境界に、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること(規則第14条の7第1項第8号)

許可申請等に記載したとおりに、使用施設に係る管理区域を設定し、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けていることを確認する。

既設の使用施設については、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の設置の状況に変更又は異常がないことを確認する。

⑩ 放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する室、汚染検査室、放射化物保管設備、放射化物保管設備に備える容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設に、規則別表第1に定める標識を付すること(規則第14条の7第1項第9号)

許可申請等に記載したとおりに、標識を付していること及びそれらの標識は 規則別表第1に定めるものであることを確認する。

標識を付する箇所は、通路の有無や、視野や動線を考慮するとともに、視認を妨げる支障物がなく、視認が困難な暗所、高所又は低所ではなく、目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定していることを確認するものとする。 既設の使用施設については、標示する標識の種類の取り違い、設置位置の変更又は標識の破損・劣化等の異常がないことを確認する。

① 規則第22条の3第1項の規定を適用する場合には、適用対象とする区域は 許可申請等に記載した区域と整合していること

規則第22条の3第1項に規定する管理区域でないものとみなされる区域がある場合には、当該区域は許可申請等に記載した区域と整合していることを確認する。

また、同規定の適用に当たり、外部放射線に係る線量限度を超えていないこと、空気中の放射性同位元素の濃度が数量告示第7条に定める空気中濃度限度を超えていないこと又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が数量告示第8条に定める表面密度限度を超えていないことの管理の状況を確認する。

なお、放射線発生装置を7日以上停止するための措置、同装置の移動の措置 及び区域の設定による必要な事項の掲示に係る確認については、第3章第1節 Ⅱ. 4. に示している。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- ニ 許可申請等の内容を確認できる書類
- ホ 放射線管理状況報告書の内容を確認できる書類
- へ 作業計画書、施設等の施工記録(写真、図面、材料検査成績証明書等)
- ト 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づ く定期検査において作成した説明資料等
- チ 外部委託に関する書類等
- リ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類7

② 現場の巡視

放射線施設を巡視し、使用施設の状況を確認する。その際、施設の構造、状況に応じて寸法又は線量の実測、設備の模擬又は実作動等により、遮蔽機能の有効性、放射線源との距離の確保状況、自動表示装置、インターロックの機能等を確認するものとする(放射線施設が使用中であり、実作動による確認を実施することができない状態にある等の場合を除く。)。

2. 貯蔵施設

(1) 立入検査対象事項

① 貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること (規則第14条の9第1号)

上記1. (1) ①と同様とする。

-

⁷ 指示書、手順書又は組織的な取決めに基づき、必要な情報等を収集し、又は記録を作成し、保持する ものであって、その記録内容を組織的に確認し、又は共有するものをいい、担当者等が私的に作成する メモは含まない。以下同じ。

② 貯蔵施設には、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合を除き、耐火構造の貯蔵室又は耐火性の構造の貯蔵箱を設けること (規則第14条の9第2号)

許可申請等又は使用届出等に記載したとおりに、貯蔵室又は貯蔵箱を設置し、 その構造及び材料等は、許可申請等又は使用届出等に記載したとおりのもので あることを確認する。

また、密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて、耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、許可申請等又は使用届出等に記載したとおりに、容器を設置し、その構造及び材料は、許可申請等又は使用届出等に記載したとおりのものであることを確認する。

既設の貯蔵施設については、貯蔵室、貯蔵箱又は密封された放射性同位元素 を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合における当該容器の設置、構造及 び材料等の状況に変更又は異常がないことを確認する。

③ 貯蔵施設には、線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること(規則第14条の9第3号)

上記1. (1) ③と同様とする。

④ 容器の外に放射性同位元素が漏えいするおそれのある場合には、貯蔵施設には、所要の構造等を有する容器を備えること(規則第14条の9第4号)

容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器 については、許可申請等に記載したとおりの容器を備えていることを確認する。 液体状の放射性同位元素を入れる容器については、許可申請等に記載したと おりの容器を備えていることを確認する。

液体状又は固体状の放射性同元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、許可申請等に記載したとおりの放射性同位元素による汚染の広がりを防止する施設又は器具を設けていることを確認する。

なお、上記のほかに、許可申請等又は使用届出等に記載した容器がある場合については、その記載のとおりの容器を備えていることを確認するものとする。 既設の貯蔵施設については、備える容器の種類、構造及び材料等に変更又は 異常がないこと及び放射性同位元素による汚染の広がりを防止する施設又は器 具の設置等の状況に変更又は異常がないことを確認する。

⑤ 貯蔵施設の外部に通じる部分に閉鎖のための設備又は器具を設けること (規則第14条の9第5号)

許可申請等又は使用届出等に記載したとおりに、設備又は器具を設け、確実

に貯蔵施設が閉鎖されることを確認する。

既設の貯蔵施設については、閉鎖のための設備の設置等の状況に変更又は異常がないことを確認する。

⑥ 管理区域の境界に、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための 施設を設けること (規則第14条の9第6号)

上記1. (1) ⑨と同様とする。

⑦ 貯蔵室又は貯蔵箱、放射性同位元素を入れる容器及び管理区域の境界に設ける人がみだりに立ち入らないようにするための施設に、規則別表第1に定める標識を付すること(規則第14条の9第7号)

上記1. (1) ⑩と同様とする。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

上記1. (2) ①と同様とする。

② 現場の巡視

放射線施設を巡視し、貯蔵施設の状況を確認する。その際、施設の構造、状況に応じて寸法又は線量の実測により、遮蔽機能の有効性、放射線源との距離の確保状況を確認するものとする。

3. 廃棄施設

(1) 立入検査対象事項

① 廃棄施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること (規則第14条の11第1項第1号)

上記1. (1) ①と同様とする。

② 主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること (規則第14条の1 1第1項第2号)

上記1. (1) ②と同様とする。

③ 廃棄施設に線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設ける こと(規則第14条の11第1項第3号)

上記1. (1) ③と同様とする。

④ 密封されていない放射性同位元素等の使用若しくは詰替えをする場合又は放射線発生装置を使用する場合(放射線発生装置から発生した放射線による生じた放射線を放出する同位元素が濃度限度を超えるおそれがある場合に限る。)には排気設備を設けること(規則第14条の11第1項第4号)

許可申請等に記載したとおりに、排気設備を設けていること及び作業室、廃棄作業室又は放射線発生装置の使用をする室の室内の空気は、それらの室外に対して負圧で排気設備に導かれ、さらにフード、グローブボックス等の排気は、設置する室内に対して負圧で排気設備に導かれることを確認する。

また、排気設備の実際の運用状況により、許可申請等に記載した処理能力を有していることを確認する。

既設の廃棄施設については、排気設備の設置、処理能力等の状況(排気設備の運用状況を含む。)等に変更又は異常がないことを確認する。特に、排風機、排気管、排気口(排気筒を含む。)については、設備の利用時間や経年化に応じて腐食、脱落、老朽化等の劣化、また、排気設備に係る弁類、作業室内等に設ける排気口、排気浄化装置については、固着等による動作不良、目詰まり又は閉塞等による機能の低下等が生じることから、それらの状況について確認するものとする。

⑤ 液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には、排水設備を設けること(規則第14条の11第1項第5号)

許可申請等に記載したとおりに、排水設備を設けていることを確認する。

また、排水設備の実際の運用状況により、許可申請等に記載した処理能力を有していることを確認する。

既設の廃棄施設については、排水設備の設置、処理能力等の状況(排水設備の運用状況を含む。)等に変更又は異常がないことを確認する。特に、排水管、排水設備に係る弁類、排水浄化槽(排水浄化槽に付属する設備類を含む。)、排液処理装置については、設備の利用時間や経年化に応じて腐食、固着、堆積物の蓄積、閉塞等による機能の低下、又は老朽化による劣化等が生じることから、それらの状況について確認するものとする。

⑥ 放射性同位元素等を焼却する場合には、焼却炉を設けるほか、排気設備、廃棄作業室及び汚染検査室を設けること(規則第14条の11第1項第6号)

許可申請等に記載したとおりに、焼却炉を設置し、その構造及び材料は、許可申請等に記載したとおりのものであり、焼却炉の排気は排気設備に導かれていることを確認する。

また、液体シンチレーター廃液の焼却を行う場合には、当該焼却炉について、液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理に係る「液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理について」(平成11年6月1日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長)のうち、「Ⅲ 焼却対象物」及び「Ⅲ 設備」の趣旨を踏まえて、当該焼却炉の管理の状況を確認するものとする。

なお、排気設備、廃棄作業室及び汚染検査室に係る立入検査において確認する事項は、上記④並びに1. (1) ④及び⑤と同様とする。

既設の廃棄施設については、焼却炉の設置、処理能力等の状況(排気設備への接続の状況を含む。)等に変更又は異常がないことを確認する。

- ⑦ 放射性同位元素等を保管廃棄する場合(規則第19条第1項第13号二の規 定による陽電子断層撮影用放射性同位元素等に係る保管廃棄をする場合を除く。
 - 8) には、保管廃棄設備を設けること(規則第14条の11第1項第8号)

許可申請等に記載したとおりに、保管廃棄設備を設け、その構造及び材料、外部と区画されていること並びに閉鎖のための設備又は器具を設け、確実に保 管廃棄設備が閉鎖されることを確認する。

また、保管廃棄設備には、許可申請等に記載したとおりに、保管廃棄する放射性同位元素等を入れる容器を備えていることを確認する。

液体状又は固体状の放射性同元素等を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の 生ずるおそれのあるものには、許可申請等に記載したとおりに、放射性同位元 素等による汚染の広がりを防止する施設又は器具を設けていることを確認する。

放射性汚染物が大型機械等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合において汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるとしたものは、許可申請等に記載したとおりに措置を講じていることを確認する。また、内張(ライニング)、ピット、堰(せき)等の設備を設けることを許可申請等に記載したものについては、その設備を設けていることを確認する。

なお、火災時の放射性同位元素等による汚染の広がりの防止の観点から、当 該保管廃棄するものの防火又は耐火の考慮について確認するものとする。

保管廃棄設備は、放射化物については廃棄するものを保管廃棄するものとして、放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いる

_

⁸ 当該事項に対する立入検査対象事項は、第3章第1節Ⅱ.3.(1)①ハcに記載。

ものを保管する放射化物保管設備とは明確に区別していることを確認する。

既設の廃棄施設については、保管廃棄設備の設置、閉鎖のための設備等の状況に変更又は異常がないことを確認する。また、保管廃棄設備に備える容器の種類、構造及び材料等に変更又は異常がないこと及び放射性同位元素等による汚染の広がりを防止する施設又は器具の設置等の状況に変更又は異常がないことを確認する。

⑧ 管理区域の境界に、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること(規則第14条の11第1項第9号)

上記1. (1) ⑨と同様とする。

⑨ 排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、保管廃棄設備に備える容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設に、規則別表第1に定める標識を付すること(規則第14条の11第1項第10号)

上記1. (1) ⑩と同様とする。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

上記1. (2) ①と同様とする。

② 現場の巡視

放射線施設を巡視し、廃棄施設の状況を確認する。その際、施設の構造、状況に応じて寸法又は線量の測定により壁等の遮蔽機能の有効性等を確認するものとする。

4. 廃棄物詰替施設

(1) 立入検査対象事項

規則第14条の8において読み替えて準用する第14条の7(使用施設の基準) 第1項(第6号から第7号の2までを除く。)の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)と同様とする。

(2) 検査手法

上記1. (2) と同様とする。

5. 廃棄物貯蔵施設

(1) 立入検査対象事項

規則第14条の10において読み替えて準用する第14条の9 (貯蔵施設の基準)の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記2. (1)と同様とする。

(2) 検査手法

上記2. (2) と同様とする。

第3章 放射性同位元素等の使用、保管、廃棄等

第1節 許可届出使用者又は許可廃棄業者

I. 許可届出使用者又は許可廃棄業者に係る法令の規定

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素若しくは放射化物(放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに限る。)の保管又は放射性同位元素等の廃棄をする場合には、それぞれ以下に示す技術上の基準(以下これらを「行為基準」という。)に従って放射線障害防止のために必要な措置を講じなければならない(法第15条第1項、第16条第1項並びに第19条第1項及び第2項)。

また、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること並びに放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管及び廃棄に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、使用等をしなければならない(法第21条第1項並びに規則第21条第1項第4号及び第5号)。

なお、第6章に示す許可取消使用者等についても、廃止のために講じなければならない措置が完了するまでの間は、保管の基準及び廃棄の基準の適用があり、これを遵守しなければならない(法第28条第7項)。

1. 使用の基準(規則第15条)

許可届出使用者は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、使用施設において行うこと(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をする場合又は法第10条第6項若しくは規則第14条の7第2項に規定する場合を除く。)、放射線業務従事者に対する実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること、作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室において数量告示第7条に定める空気中濃度限度を超えないようにすること等、規則第15条第1項各号に規定する措置を講じなければならない(規則第15条第1項)。なお、許可使用者が使用施設の外(許可申請等の平面図により示された管理区域の外に限る。)で密封されていない放射性同位元素を下限数量以下の数量に小分けして使用をする場合(1日につきその使用数量が下限数量を超えないものに限る。)においては、規則第15条第1項第1号、第1号の2及び第3号の規定は適用しない(規則第15条第2項)。

また、許可使用者が放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体 として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じ るおそれのある作業をする場合には、規則第15条第3項において読み替えて準用

⁹ 当該条文を適用する際には、あらかじめ許可の取得と放射線障害予防規程への規定(規則第21条第 1項第4号)が必要になる。

する第15条(使用の基準)第1項第1号(ただし書を除く。)、第3号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号及び第12号の規定に基づくほか、規則第15条第3項各号に規定する措置(敷物、受皿その他の器具を用い汚染の広がりを防止すること、作業の終了後に汚染を除去すること)を講じなければならない(規則第15条第3項)。

2. 保管の基準 (規則第17条)

許可届出使用者は、放射性同位元素の保管をする場合には、規則第17条第1項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号の規定に基づくほか、規則第17条第1項第1号から第6号まで及び第7号から第9号までに規定する措置(容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の容器に入れて保管する場合は貯蔵施設)において行うこと、貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器)が保管中みだりに持ち運ぶことができないようにすること等)を講じなければならない。

また、許可使用者が放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管をする場合には、規則第17条第1項第6号の2に規定する措置(容器に入れ、放射化物保管設備¹⁰において行うこと等)を講じなければならない(規則第17条第1項)。

許可廃棄業者は、放射性同位元素等の保管をする場合には、規則第17条第2項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号並びに第17条第1項第2号、第4号から第6号まで及び第7号から第9号までの規定に基づくほか、規則第17条第2項各号に規定する措置(容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱(密封された放射性同位元素等を耐火性の容器に入れて保管する場合は廃棄物貯蔵施設)において行うこと、貯蔵箱(密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器)が保管中みだりに持ち運ぶことができないようにすること)を講じなければならない(規則第17条第2項)。

3. 廃棄の基準(規則第19条)

許可使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素等の廃棄をする場合(詰替えに係るものを除く。)には、規則第19条第1項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号、第4号から第10号まで、第11号及び第12号の規定に基づくほか、規則第19条第1項各号に規定する措置(気体状又は液体状の放射性同位元素をそれぞれ排気設備又は排水設備で浄化し、又は排気若しくは排水すること、固体状の放射性同位元素等を容器に封入し保管廃棄設備で保管廃棄する

_

¹⁰ ただし、放射化物保管設備の施設区分は使用施設。

こと等)を講じなければならない(規則第19条第1項)。

なお、許可使用者が、規則第15条第2項に規定する使用をする場合には、規則第19条第1項第1号から第12号までの規定は適用しない(規則第19条第2項)。また、許可廃棄業者が放射性同位元素等の詰替えをする場合には、規則第19条第3項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第1号の2、第3号、第4号から第10号まで及び第12号の規定に基づくほか、規則第19条第3項各号に規定する措置(詰替えは廃棄物詰替施設において行うこと、密封された放射性同位元素等の詰替えをする場合には、開封又は破壊並びに漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないような状態において詰め替え、かつ、汚染の広がりを防止するための施設又は器具を用いること等)を講じなければならない(規則第19条第3項)。

届出使用者は、放射性同位元素等の廃棄をする場合には、規則第19条第4項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号、第10号、第11号及び第12号の規定に基づくほか、規則第19条第4項各号に規定する措置(放射性同位元素等を容器に封入し、一定の区画された場所内に放射線障害の発生を防止するための措置を講じて行うこと、容器及び管理区域には標識を付けること)を講じなければならない(規則第19条第4項)。

4. 放射線発生装置に係る管理区域の特例(規則第22条の3)11

放射線発生装置の運転を工事、改造、修理若しくは点検等のために7日以上の期間停止する場合又は放射線発生装置を管理区域の外に移動した場合における当該管理区域の全部又は一部(外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が数量告示第21条に規定する基準を超えるおそれのない場所に限る。)については、管理区域でないものとみなす。その場合、当該区域には放射線発生装置を使用していない旨等の事項を掲示する措置を講じなければならない。

Ⅱ. 許可届出使用者及び許可廃棄業者に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素若しくは放射化物(放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに限る。)の保管又は放射性同位元素等の廃棄をする場合において、行為基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じていることを確認する。

_

¹¹ 規則第22条の3の規定は行為基準ではないが、本ガイドにおいては、行為基準に関連するものとして、本節において示している。また、当該条文を適用する際には、あらかじめ許可の取得と放射線障害予防規程への規定(規則第21条第1項第3号)が必要になる。

また、行為基準は、放射線施設の技術上の基準と関連するものがあるため、その 遵守状況の検査は、必要に応じ、第2章に示す立入検査対象事項と併せて確認する ものとする。

さらに、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いは、必要な手続が行われたものに基づき行われるため、第7章に示す立入検査対象事項と併せて確認するものとする。

放射線施設が複数ある場合であって、放射性同位元素、放射性汚染物若しくは放射線発生装置に係る取扱い又は管理の状況が異なるときは、それぞれの施設における行為基準の遵守状況を確認する。

1. 使用

(1) 立入検査対象事項

① 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を使用施設において行うこと (規則第15条第1項第1号)

放射性同位元素又は放射線発生装置の使用は、許可申請等に記載した使用施設において行う(ただし、届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をする場合又は法第10条第6項若しくは規則第14条の7第2項に規定する場合を除く。)ように管理している状況を確認する。

また、使用をする核種及び数量、使用の目的、使用の方法並びに使用の場所 (放射線発生装置にあっては、放射線発生装置の種類、台数、使用の目的、使 用の方法及び使用の場所)について、許可申請等に記載した内容と適合するよ うに管理している状況を確認する。

② 密封されていない放射性同位元素の使用を作業室において行うこと (規則第 15条第1項第1号の2)

密封されていない放射性同位元素の使用は、許可申請等に記載した作業室に おいて行うように管理している状況を確認する。

また、使用をする核種及び数量、使用の目的、使用の方法並びに使用の場所が、許可申請等に記載したそれぞれの内容に適合するように管理している状況を確認する。

作業室が複数ある場合には、それぞれの室における状況を確認する。

③ 密封された放射性同位元素の使用において開封又は破壊されるおそれがなく、漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと(規則第15条第1項第2号)

密封された放射性同位元素の使用について、許可申請等に記載したとおりに

取り扱い、管理している状況を確認する。

また、使用をする密封された放射性同位元素について、その受入れ時等に許可申請等に記載した密封の状態に適合していることの管理の状況を確認する。

④ 放射線業務従事者の線量は、放射線の遮蔽その他の措置を講じることで線量 限度を超えないようにすること(規則第15条第1項第3号)

放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に当たっては、許可申請等に記載した施設又は設備を用いること、許可申請等に記載した使用の方法(線量評価においてその条件等とした内容等を含む。)に基づき使用をすること、被ばく低減のための器具類を用いること又は防護具を装着すること等を確実にするため、放射線被ばくの低減に必要な使用に係る手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

上記の具体的な例としては、遮蔽設備又は器具類を用いるとともに、必要な離隔距離を確保していること、フード、グローブボックス等の取扱設備を用いていること、使用する核種の組合せや、使用数量又は使用時間の上限等の条件を遵守していること、使用する場所における放射線の量又は立入時間を管理していることを確認することとなる。

また、密封されていない放射性同位元素については、線量限度の管理の前提 として、許可申請等に記載した使用数量(年間使用数量、3月間使用数量及び 1日最大使用数量)を遵守するように管理している状況を確認する。

法第10条第6項の規定に基づく使用の場所の一時的な変更をする場合については、同項の規定に基づく届出書に記載した内容に基づき、下記イからニまでの事項等、放射性同位元素の使用又は保管に係る被ばく低減のための措置やそれらの管理の状況を確認する。

- イ 一時的に変更する使用の場所での管理区域の設定
- ロ 使用の場所に人がみだりに近づかないようにするための監視
- ハ 放射線源の位置又は所在の確認の随時実施
- ニ 不注意による放射線源のばく露や、脱落等による被ばくの防止
- ⑤ インターロックを設けた室の出入口の扉を外部から開閉できないようにする 措置及び室内から脱出できるような措置を講じること(規則第15条第1項第 3号の2)

規則第14条の7第1項第7号に規定するインターロックを設けた室に非常口等の人が通常出入りしない出入口がある場合には、その扉を外部から開閉できないようにするための措置及び管理の状況を確認する。

また、室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置

及びその管理の状況を確認する。

⑥ 作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室における人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が空気中濃度限度を超えないようにすること(規則第15条第1項第4号)、作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えないようにすること(規則第15条第1項第6号)

放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に当たっては、許可申請等に記載した施設又は設備を用いること、許可申請等に記載した使用の方法(線量評価においてその条件等とした内容等を含む。)に基づき使用をすることを確実にするため、放射線被ばく及び放射性同位元素による汚染の低減に必要な使用に係る手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

上記の具体的な例としては、許可申請等において作業室内にフード又はグローブボックス等の取扱設備を設置することにより作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度を数量告示第7条に定める空気中濃度限度以下とするものについては、放射性同位元素の取扱状況、排気設備の稼働状況及びそれらの管理の状況を確認することとなる。

また、許可申請等において排気設備を設置し、又は規則第14条の11第1項第4号ロに掲げる室内に人がみだりに立ち入ることを防止するインターロックを設置するものについては、放射線発生装置の取扱状況、使用をする室への人の出入りの状況、排気設備の稼働状況及びそれらの管理の状況を確認することとなる。さらに、作業室内又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度の把握状況及び放射性同位元素による汚染の低減のための措置の有効性を確認することとなる。

(7) 作業室での飲食及び喫煙を禁止すること (規則第15条第1項第5号)

作業室内での飲食及び喫煙を禁止し、これを放射線業務従事者等に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、管理の状況に応じて、現場においてその遵守の状況を確認するものと する。

⑧ 作業室において作業衣等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと(規則第15条第1項第7号)

作業室において作業衣等を着用し及びこれらを着用してみだりに作業室から 退出しないことを放射線業務従事者等に遵守させることを管理している状況を 確認する。 また、管理の状況に応じて、現場において必要な作業衣等を備えていること 及び作業衣等の着脱の実施状況を確認するものとする。

⑨ 作業室からの退出時には人体及び作業衣等の汚染を検査し、かつその汚染を除去すること(規則第15条第1項第8号)

退出時における汚染検査及び汚染の除去を放射線業務従事者等に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、管理の状況に応じて、現場において汚染検査に必要な放射線測定器を備え、かつ、放射線測定器が正常な機能を維持していること及び汚染検査の実施状況を確認するものとする。

⑩ 放射性同位元素によって汚染された物で表面の放射性同位元素の密度が表面 密度限度を超えているものは作業室からみだりに持ち出さないこと(規則第1 5条第1項第9号)

作業室からみだりに放射性同位元素によって汚染された物を持ち出さないことを放射線業務従事者等に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、作業室から放射性同位元素によって汚染された物を持ち出す必要がある場合には、汚染の状況を確認するために必要な手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

さらに、管理の状況に応じて、現場において手順の遵守状況及び汚染の状況 を確認するために必要な放射線測定器を備え、かつ、放射線測定器が正常な機 能を維持していることを確認するものとする。

① 放射性汚染物で放射性同位元素の密度が表面密度限度の 1/10 を超えているものはみだりに管理区域から持ち出さないこと (規則第15条第1項第10号)

管理区域からみだりに放射性汚染物を持ち出さないことを放射線業務従事者等に遵守させることを管理している状況を確認する¹²。

また、管理区域から放射性汚染物を持ち出す必要がある場合には、汚染の状況を確認するために必要な手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

さらに、管理の状況に応じて、現場において手順の遵守状況及び汚染の状況 を確認するために必要な放射線測定器を備え、かつ、放射線測定器の正常な機

26

¹² 規則第15条第1項第10号の規定は、あくまでも放射性汚染物を管理区域から持ち出す行為について規制するものであって、法第33条の3第1項の規定に基づく放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止を必要としないものの確認(いわゆる「放射能濃度の確認」又は「クリアランス(確認)」)とは異なるものであり、それによる措置を行う場合には、必要な申請を行い、確認を受ける必要がある。

能を維持していることを確認するものとする。

① 陽電子断層撮影用放射性同位元素¹³を人以外の生物に投与した場合において、 当該生物及びその排出物は、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原 子の数が1を下回ることが確実な期間を超えて保管した後でなければ、みだり に管理区域から持ち出さないこと(規則第15条第1項第10号の2)

取り扱う放射性同位元素が、陽電子放射断層撮影装置による画像診断の目的のために供するものであること、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備え、かつ、当該機能を保持することを点検により確認した装置により製造されたものであること並びに原子力規制委員会の定める種類及び数量以下のものとなるよう管理していることを確認する。

また、陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与した人以外の生物及びその排 出物を管理区域から持ち出すために必要な手順を放射線業務従事者に遵守させ ることを管理している状況を確認する。

管理の状況に応じて、現場において、陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与した人以外の生物及びその排出物の保管及び管理の状況を確認するものとする。

③ 法第10条第6項の規定に基づく届出をして、放射性同位元素装備機器の使用の場所を一時的に変更して使用をする場合には、放射性同位元素の脱落防止の装置を備えていること(規則第15条第1項第10号の3)

400GBq 以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器であって、 法第10条第6項の規定に基づく届出をして、放射性同位元素装備機器を使用 する場合には、放射性同位元素の脱落を防止するための装置を備えていること を確認する。管理の状況に応じて、実際の使用時における当該装置の健全性確 認等、その遵守状況について確認するものとする。

④ 法第10条第6項の規定に基づく届出をして、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所を一時的に変更して使用をする場合には、放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行うこと(規則第15条第1項第10号の4)

法第10条第6項の規定に基づく届出をして、密封された放射性同位元素又

¹³ 放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるため、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備えた装置(更新、改造又は不純物を除去する方法の変更をした都度及び1年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が保持されていることを点検しているものに限る。)により製造される放射性同位元素であって原子力規制委員会の定める種類ごとにその1日最大使用数量が原子力規制委員会の定める数量以下であるものをいう。ここで、「原子力規制委員会が定める」とある種類又は数量は、数量告示第16条の2に規定するものをいう。

は放射線発生装置の使用をする場合には、放射線取扱主任者¹⁴の指示の下に行うこと及び放射線業務従事者に放射線取扱主任者の指示を遵守させることを管理している状況を確認する。なお、手順書等が定められている場合、指示の内容との整合性を確認する。

また、管理の状況に応じて、同項の規定に基づく届出書に記載した放射線取扱主任者が実際の使用時に関与していること及び放射線取扱主任者がした指示の内容や、放射線業務従事者における指示の遵守状況について確認するものとする。

⑤ 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に注意事項を掲示すること(規則第15条第1項第11号、規則第15条第3項において準用する規則第15条第1項第11号)

使用施設又は管理区域に掲示する注意事項は、視認を妨げる物がなく、視認が困難な暗所、高所又は低所ではなく、目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所に掲示していることを確認する。

また、注意事項として掲示する内容については、放射性同位元素等又は放射 線発生装置の取扱状況や第5章第3節に示す教育及び訓練の実施内容等に基づ き、放射線障害の防止に資する内容を許可使用者が取りまとめて掲示している ことを確認する。

⑤ 管理区域には人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときには放射線業務従事者の指示に従わせること(規則第15条第1項第12号)

管理区域に人がみだりに立ち入らないようにするために実施する措置の状況を確認するとともに、放射線業務従事者以外の立入者について、放射線業務従事者の指示に従わせるための措置を確認する。

また、管理の状況に応じて、現場において、人を管理区域に立ち入らせるための手続や、管理方法等を確認するものとする。

なお、密封されていない放射性同位元素が盗難の上、散布され施設内を汚染し、その容器を施設外に遺棄するという事件が発生したことを契機として発出された「密封されていない放射性同位元素の管理の徹底について」(平成9年

¹⁴ なお、規則第15条第1項第10号の4の規定については、同規定を制定した放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第36号)の附則第4条の経過措置により、法第10条第6項の規定に基づく届出を行って370GBq以下の密封された放射性同位元素を使用する場合は、当分の間、規則第15条第1項第10号の4の規定にかかわらず、第一種放射線取扱主任者免状を有する者、第二種放射線取扱主任者免状を有する者若しくは第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第52条の2のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うものとしている。

8月18日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長)の趣旨を踏まえて、管理 区域の人が通常出入りしない出入口の閉鎖等、その管理の状況を確認するもの とする。

① 届出使用者が放射性同位元素の使用をする場合又は許可使用者が法第10条第6項の規定に基づく届出をして、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所を一時的に変更して使用をする場合における管理区域には、標識を付けること(規則第15条第1項第13号)

届出使用者の放射性同位元素の使用に係る管理区域については、使用届出等に記載した内容に基づき、管理区域を設定及び管理している状況を確認するとともに、当該管理区域に係る標識の設置についての管理の状況を確認する。

許可使用者が使用の場所を一時的に変更して使用する場合の管理区域については、法第10条第6項の規定に基づく届出書に記載した内容に基づき、管理区域を設定及び管理している状況を確認するとともに、当該管理区域に係る標識の設置についての管理の状況を確認する。

® 密封された放射性同位元素を移動させて使用をした後に直ちに紛失、漏えい等の異常の有無を点検し、異常がある場合には探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。(規則第15条第1項第14号)

密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合における、使用後の 放射性同位元素の異常の有無の点検に係る手順を放射線業務従事者に遵守させ ることを管理している状況を確認する。

また、管理の状況に応じて、その手順の遵守の状況を確認するものとする。

⑨ 密封されていない放射性同位元素を下限数量以下にして管理区域外の場所に おいて使用をする場合(規則第15条第2項)

許可使用者が密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして 管理区域以外の場所において使用をする場合(1 日につきその使用数量が下限 数量を超えないものに限る。)には、許可申請等に記載した核種、使用数量、 使用の目的、使用の方法及び使用の場所等に適合するように取り扱うために必 要な手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

⑩ 放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを取り扱う作業をする場合(規則第15条第3項)

放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれの

ある作業をする場合には、規則第15条第3項の規定に従って取扱い及び管理 をするために必要な手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している 状況を確認する。

なお、規則第15条第3項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第1号(ただし書を除く。)、第3号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号及び第12号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)と同様とする。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可届出使用者の実施状況を確認する。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- ニ 許可申請等又は使用届出等の内容を確認できる書類
- ホ その他放射性同位元素等(規則第15条第2項の規定に基づき使用をする ものを含む。)若しくは放射線発生装置の取扱い又は管理について組織的に 作成する記録類

② 現場の巡視

放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び管理の状況を確認する。

2. 保管

(1) 立入検査対象事項

① 許可届出使用者に係る立入検査対象事項

下記イからリまでのほか、規則第17条第1項において読み替えて準用する規則第15条(使用の基準)第1項第3号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)④と同様とする。

イ 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合を 除き、放射性同位元素の保管は容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱において 行うこと(規則第17条第1項第1号)

放射性同位元素の保管は、許可申請等又は使用届出等に記載した貯蔵施設

において行うように管理している状況を確認する。

また、保管に係る容器の種類及び個数は、保管をする放射性同位元素の実際の取扱状況及び許可申請等又は使用届出等に記載した内容と適合するように貯蔵施設(法第10条第6項の規定に基づき、密封された放射性同位元素の使用の場所を一時的に変更する場合にあっては、当該使用の場所を含む。)に備え、これを管理している状況を確認する。

貯蔵施設に備える容器のうち、放射性同位元素を入れていない容器(いわゆる「空容器」)については、放射性同位元素を入れている容器(いわゆる「実入り容器」)との区別を明確にして管理している状況を確認するものとする。

ロ 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと (規則第17条第1項第2号)

保管をする核種及び数量は、貯蔵室、貯蔵箱又は密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合の当該容器ごとに、許可申請等又は使用届出等に記載した貯蔵能力に適合し、かつ、貯蔵能力を超えないように管理している状況を確認する。

ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器)は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること(規則第17条第1項第3号)

貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器)については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置(例:人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等)の状況を確認する。

二 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合は、貯蔵室内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が、空気中濃度限度を超えないようにすること(規則第17条第1項第4号)、貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えないようにすること(規則第17条第1項第6号)

貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた状態で取り扱うことを前提としており、その取扱いに係る状況を確認する。

また、密封されていない放射性同位元素の保管をする場合に必要な受皿、 吸収材その他の施設又は器具について、保管をする放射性同位元素の実際の 取扱状況及び許可申請等に記載した内容と適合するように貯蔵施設に備え、 これを管理している状況を確認する。

なお、管理の状況に応じて、貯蔵施設内の汚染の状況及び放射性同位元素 に係る取扱状況の異常の有無等について確認するものとする。

ホ 貯蔵施設のうち、放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること(規則第17条第1項第5号)

上記1. (1) ⑦と同様とする。

へ 放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いる ものの保管は、放射化物保管設備において行うこと等(規則第17条第1項 第6号の2)

放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管は、許可申請等に記載した放射化物保管設備で行うように管理している状況を確認する。放射化物保管設備に備える容器については、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いる放射化物を収納していない容器(いわゆる「空容器」)と同放射化物を収納している容器(いわゆる「実入り容器」)を明確に区別して管理している状況を確認するものとする。また、保管に係る放射化物保管容器の種類及び個数並びに必要な受皿、吸収材その他の施設又は器具は、放射化物保管設備において保管をする放射化物の実際の取扱状況及び許可申請等に記載した内容と適合するように放射化物保管設備に備え、これらを管理している状況を確認する。

さらに、放射化物保管設備における放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難なものについて、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずることとしたものの保管については、当該特別の措置及び管理に係る手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認するとともに、管理の状況に応じて、現場においてその遵守の状況を確認するものとする。

なお、放射化物保管設備は、放射化物のうち放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管するものとして、廃棄するものを保管 廃棄する保管廃棄設備とは明確に区別していることを確認する。

ト 放射性汚染物であって、表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 1/10 を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと(規則第 17条第1項第7号)

上記1. (1) ⑩と同様とする。

チ 貯蔵施設の目につきやすい場所に注意事項を掲示すること (規則第17条 第1項第8号)

上記1. (1) ⑮と同様とする。

リ 管理区域には人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従 事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること (規則第17条第1項第9号)

上記1. (1) 16と同様とする。

② 許可廃棄業者に係る立入検査対象事項

規則第17条第2項において読み替えて準用する規則第15条(使用の基準)第1項第3号並びに第17条第1項第2号、第4号から第6号まで及び第7号から第9号までの規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)④及び上記①と同様とする。

また、規則第17条第2項第1号及び第2号に係る立入検査対象事項は、上 記①イ及びハと同様とする。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

3. 廃棄

(1) 立入検査対象事項

① 許可使用者及び許可廃棄業者(下記②を除く。)

下記イからハまでのほか、規則第19条第1項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号、第4号から第10号まで、第11号及び第12号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)と同様とする。

- イ 気体状の放射性同位元素等を排気設備において、浄化し、又は排気することにより廃棄し、下記 a 及び b で定めるところにより行うこと (規則第19条第1項第1号、第2号及び第3号)
 - a 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とすること (規則第19条第1項第2号イ)

気体状の放射性同位元素等の廃棄は、許可申請等に記載した排気設備を 用いて行うように管理している状況を確認する(同1号)。

また、放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄の

方法(気体状のもの)に適合し、かつ、排気口における3月間についての排気中の放射性同位元素の平均濃度を濃度限度以下又は排気の都度、排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とするように管理している状況を確認する。

陽電子断層撮影用放射性同位元素の使用をする許可使用者については、 適正な取扱管理によらず濃度限度を超える放射性同位元素が放出されるといった事例を契機に、放射性同位元素の取扱管理の更なる向上の措置を求めるために発出された「陽電子断層撮影法に用いられる放射性同位元素を 製造する放射線発生装置及び合成装置に係る安全管理の徹底について(通知)」(平成20年3月7日文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課 長)の趣旨を踏まえて、陽電子断層撮影用放射性同位元素を取り扱う際の 排気中の放射性同位元素の濃度の監視状況について確認するものとする。

なお、上記の「濃度限度」とは、数量告示第14条第3項に定める濃度 限度をいう。

b 排気設備に付着した放射性同位元素等を除去するときは、敷物、受皿、 吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又 は器具及び保護具を用いること(規則第19条第1項第3号)

排気設備に付着した放射性同位元素等を除去するときは、汚染の広がりを防止するために必要な施設又は器具及び保護具を用いて作業すること等を確実するため、必要な手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、管理の状況に応じて、現場においてその措置状況を確認するものとする。

- ロ 液体状の放射性同位元素等の廃棄を下記 a から c までのいずれかの方法により廃棄すること (規則第19条第1項第4号イ、ロ及びハ)
 - a 排水設備において、浄化し、又は排水すること。その場合、i及びiiの 方法により廃棄していること(規則第19条第1項第4号イ、第5号イ、 第6号)
 - i. 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とする こと (規則第19条第1項第5号イ)

液体状の放射性同位元素等の廃棄は、許可申請等に記載した排水設備 を用いて行うように管理している状況を確認する(同4号イ)。

また、放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄 の方法(液体状のもの。)に適合し、かつ、排水口における3月間につ いての排水中の放射性同位元素の平均濃度を濃度限度以下として排出又は排水の都度、排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排出するために必要な管理(排液処理装置又は排水設備における排液処理及び希釈等の処理を含む。)の状況を確認する。

なお、上記の「濃度限度」とは、数量告示第14条第3項に定める濃度限度をいう。

ii. 排液処理を行うとき又は排水設備の放射性同位元素等を除去するときは、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること(規則第19条第1項第6号)

排水設備において排液処理を行うとき又は排水設備の付着物、沈殿物等の放射性同位元素等を除去するときは、汚染の広がりを防止するために必要な施設又は器具及び保護具を用いて作業すること等を確実に実施するため、必要な手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、管理の状況に応じて、現場においてその措置状況を確認するものとする。

b 液体がこぼれにくい構造で浸透しにくい材料を用いた容器に封入し、保 管廃棄設備に保管廃棄すること(規則第19条第1項第4号ロ、第7号及 び第8号)

液体状の放射性同位元素等の保管廃棄は、許可申請等に記載した保管廃棄設備で行うように管理している状況を確認する。

また、放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄の 方法(液体状のもの)に適合していることを確認する。さらに、液体状の 放射性同位元素等はその種類又は容器の種類ごとに封入し、必要な受皿、 吸収材その他の施設又は器具は、廃棄をする放射性同位元素等の実際の取 扱状況及び許可申請等に記載した内容と適合するように保管廃棄設備に備 え、これらを管理している状況を確認する。

c 焼却炉において焼却し、焼却後の残渣を焼却炉から搬出する作業は廃棄 作業室において行うこと(規則第19条第1項第4号ハ及び第11号)

液体状の放射性同位元素等の焼却及びその後の残渣の処理は、許可申請等に記載した焼却炉及び廃棄作業室内で行うように管理している状況を確認する。

また、放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄の方法(液体状のもの)に適合していることを確認する。さらに、管理の状況に応じて、に係る「液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理について」(平成11年6月1日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長)のうち、「IV 取扱い」の趣旨を踏まえ、その管理の状況を確認するものとする。

- ハ 固体状の放射性同位元素等の廃棄を下記 a から c までのいずれかの方法により廃棄すること (規則第19条第1項第13号ロ、ハ及び二)
 - a 容器に封入し、保管廃棄設備に保管廃棄すること (規則第19条第1項 第13号ロ)

固体状の放射性同位元素等の保管廃棄は、許可申請等に記載した保管廃棄設備において行うように管理している状況を確認する。

また、固体状の放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄の方法(固体状のもの)に適合していることを確認する。さらに、固体状の放射性同位元素等はその種類又は容器の種類ごとに封入し、保管廃棄する放射性同位元素等を封入していない容器(いわゆる「空容器」)と保管廃棄する放射性同位元素等を封入した容器(いわゆる「実入り容器」)との区別を明確にして管理している状況を確認するものとする。

b 放射性汚染物が大型機械等であって、これを容器に封入することが著し く困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講じた上 で保管廃棄設備において保管廃棄すること(規則第19条第1項第13号 ハ)

放射性汚染物が大型機械等であって、これを容器に封入することが著し く困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講じた上 で、許可申請等に記載した保管廃棄設備において保管廃棄をするように管 理している状況を確認する。

また、放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄の 方法(固体状のもの)に適合していることを確認する。さらに当該特別の 措置及び管理に係る手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理して いる状況を確認するとともに、管理の状況に応じて、現場においてその遵 守の状況を確認するものとする。

なお、火災時における放射性同位元素による汚染の広がりの防止の観点から、上記の特別の措置を講じて保管廃棄するものの防火又は耐火の考慮について確認するものとする。

c 陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、それ以外の物が混入又は付着しないように封及び表示をし、原子の数が1を下回ることが確実な期間(7日間)を超えて管理区域内において保管廃棄すること(規則第19条第1項第13号二及び第16号)

陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄は、許可申請等に記載した管理区域内で7日間以上行うこと等を確保するために必要な手順を放射 線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、放射性同位元素等の廃棄の方法は、許可申請等に記載した廃棄の 方法(固体状のもの)に適合していることを確認する。

② 許可廃棄業者(詰替えに係るものに限る。)

規則第19条第3項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第1号の2、第3号、第4号から第10号まで及び第12号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)と同様とする。

また、規則第19条第3項第1号から第3号までに係る立入検査対象事項は、 上記1.(1)①、③及び⑤並びに上記(1)①イbと同様とする。

③ 届出使用者

届出使用者が放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を自らの事業所等において廃棄をすることは一般的ではなく、特別な場合等に限定されるものと想定されるが、届出使用者の事業所等における廃棄に係る取扱いの有無を確認し、廃棄をするものについては、以下の事項について確認を行う。また、規則第19条第4項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号、第10号、第11号及び第12号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)④、⑪、⑮及び⑯と同様とする。

- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄は、容器 に封入し、一定の区画された廃棄の場所内で放射線障害の発生を防止するための措置を講じた上で行うこと(規則第19条第4項第1号)
 - 一定の区画された場所内に放射線障害の発生を防止するための措置を講ずるために必要な手順等を放射線業務従事者に遵守させることを管理している 状況を確認する。

また、管理の状況に応じて、その措置状況を確認するものとする。

ロ 容器及び管理区域には別表第1の定めるところによる標識を付けること (規則第19条第4項第2号)

届出使用者の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の 廃棄に係る管理区域については、使用届出等に記載した内容に基づき管理区 域を設定及び管理している状況を確認するとともに、当該管理区域に係る標 識の設置の状況を確認する。

また、放射性同位元素を封入する容器についても、標識の設置の状況を確認する。

④ 事業所等の外における廃棄を行う許可届出使用者又は許可廃棄業者

廃棄を委託する許可届出使用者又は許可廃棄業者と、委託先の許可廃棄業者等との間において、放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄の委託を確実に行っていること等を確認する(規則第19条第5項第1号及び第2号)。その際、委託に当たっては、委託先の許可届出使用者又は許可廃棄業者において放射性同位元素又は放射性汚染物の受入れに必要な許可を有していることの事前確認方法等について確認する。

また、規則第19条第5項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1.(1)④と同様とする。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

また、外部委託に関する書類等を確認するものとする。

4. 規則第22条の3第1項の規定の適用

(1) 立入検査対象事項

規則第22条の3第1項の規定に基づき、管理区域でないものとみなされる区域を設定している場合には、許可申請等に記載した区域に基づき、放射線発生装置の運転を7日以上の期間停止するための事由、運転停止のための措置(誤操作又は誤作動により停止中の放射線発生装置から放射線を放出させないように管理するための措置を含む。)及び同区域に移行するために必要な確認方法等に係る手順を放射線業務従事者に遵守させることを管理している状況を確認する。

また、管理区域でないものとみなされる区域への人の出入管理(入域させる者に対する第5章第3節に示す教育及び訓練並びにその管理を含む。)や、放射線発生装置を運転停止又は設置していない旨の掲示等、当該区域の管理に必要な手順を責任者、担当者等に遵守させることを管理している状況を確認する。

なお、管理の状況に応じて、その遵守の状況を確認するものとする。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

第2節 届出販売・賃貸業者

I. 届出販売・賃貸業者に係る法令の規定

届出販売・賃貸業者は、放射性同位元素等の保管をする場合は許可届出使用者に、 廃棄をする場合は許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない。(法 第16条第3項及び法第19条第4項)。

また、届出販売・賃貸業者(表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。)は、放射性同位元素等の保管又は廃棄に係る事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、保管又は廃棄をしなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第5号)。

表示付認証機器等を販売し、又は賃貸しようとする者は、当該表示付認証機器等に、認証番号、認証条件、廃棄する場合は許可届出使用者又は許可廃棄業者に廃棄を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない(法第12条の6、規則第14条の6)。

Ⅱ、届出販売・賃貸業者に係る立入検査対象事項及び検査手法

届出販売・賃貸業者が、放射性同位元素等の保管をする場合は許可届出使用者に、 廃棄をする場合は許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託を確実に行っていること を確認する。

1. 立入検査対象事項

届出販売・賃貸業者の事務所又は販売所若しくは賃貸事業所において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物の保管又は廃棄をしていないことを確認する。

保管又は廃棄を委託する届出販売・賃貸業者と、委託先の許可届出使用者又は許可廃棄業者との間において、放射性同位元素等の保管又は廃棄を確実に行っていることを確認する。委託に当たっては、委託先の許可届出使用者又は許可廃棄業者が、放射性同位元素等の受入れに必要な許可を有していること又は届出をしていることの事前確認方法等について確認する。

また、表示付認証機器等を販売又は賃貸する場合、当該表示付認証機器等に、認 証番号、認証条件、廃棄する場合は許可届出使用者又は許可廃棄業者に廃棄を委託 しなければならない旨、当該機器について法の適用がある旨、認証機器製造者等の連絡先、設計認証又は特定設計認証に関係する事項を掲載した原子力規制委員会のホームページアドレスを記載した文書の添付¹⁵を確実に行うよう管理している状況を確認する。

2. 検査手法

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記1.の事実を確認する。

- (1) 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- (2) 規則第14条の6の規定に関する書類等
- (3) 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- (4) 販売業届出等及び賃貸業届出等の内容を確認できる書類
- (5) 外部委託に関する書類等
- (6) その他販売又は賃貸に係る管理について組織的に作成する記録類

第3節 表示付認証機器届出使用者

I. 表示付認証機器届出使用者に係る法令の規定

表示付認証機器届出使用者は、表示付認証機器の使用をする者(当該表示付認証機器に係る認証条件に従った使用、保管及び運搬をするものに限る。)で原子力規制委員会に届出を行った者としており、表示付認証機器の取扱いに当たっては、当該表示付認証機器に係る認証条件に従った使用、保管及び運搬をすることを前提としている(法第3条の3)。

また、表示付認証機器の認証条件に従った使用、保管及び運搬については、法第 15 条から第 17 条まで及び第 20 条から第 23 条までの規定は適用しないとして おり、その規制は大幅に簡略化されている(法第 25 条の 2)。

表示付認証機器等を廃棄しようとする者(許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。)は、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない(法第19条第5項)。

Ⅱ.表示付認証機器届出使用者に係る立入検査対象事項及び検査手法

表示器認証機器届出使用者に対して以下のとおり確認する。

¹⁵ 法第12条の6の規定は行為基準ではないが、本ガイドにおいては、行為基準に関連するものとして 示している。

1. 立入検査対象事項

(1)表示付認証機器を認証条件に従って取り扱っていること(法第3条ただし書、 法第3条の2ただし書及び法第25条の2)

法第3条の3の規定に基づく届出書に記載した表示付認証機器の認証番号と同 じ機器を使用していることを確認する。

また、表示付認証機器の使用、保管及び運搬について、同機器の認証条件に従って行うよう管理している状況を確認する。

(2)表示付認証機器の廃棄を許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託すること(法 第19条第5項)

廃棄を委託する表示付認証機器届出使用者と、委託先の許可届出使用者又は許可廃棄業者との間において、表示付認証機器の廃棄を確実に行っていることを確認する。

また、委託に当たっては、委託先の許可届出使用者又は許可廃棄業者が、表示 付認証機器の受入れに必要な許可を有していること又は届出をしていることの事 前確認方法等について確認する。

2. 検査手法

以下に例示する記録等の記載内容及び表示付認証機器の設置状況の確認並びに当 該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記1.の事実を確認する。

- (1) 法第3条の3の規定に基づく届出書の内容を確認できる書類
- (2) 外部委託に関する書類等

また、併せて、届出販売・賃貸業者から送付された法第12条の6及び規則第1 4条の6の規定に基づく文書の内容の周知等の状況を確認するものとする。

第4章 放射性同位元素等の運搬

I. 運搬に係る法令の規定

許可届出使用者等は、放射性同位元素等を運搬する場合、以下のとおり必要な措置を講じなければならない。

また、許可届出使用者・廃棄業者等(表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。)は、放射性同位元素等の運搬に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、運搬しなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第5号)。

1. 事業所等における運搬

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素等を事業所等において運搬する場合(以下「事業所等内運搬」という。)に係る技術上の基準(以下「内運搬に係る技術上の基準」という。)に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない(法第17条第1項)。

2. 事業所等の外における運搬

許可届出使用者等は、放射性同位元素等を事業所等の外において運搬する場合 (船舶又は航空機により運搬する場合を除く。以下同じ¹⁶。以下「事業所等外運搬」 という。)に係る技術上の基準 (鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両 ¹⁷による運搬については、運搬する物についての措置のみ¹⁸。以下「外運搬に係る技術上の基準」という。)に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない (法第18条)。

3. 表示付認証機器等の運搬に係る特例

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、表示付認証機器等の認証条件に従って運搬する場合において、事業所等における運搬については、法第17条の規定は適用されない(法第25条の2)。

また、事業所等の外における車両運搬"については、法第18条第1項の運搬する

¹⁶ 放射性同位元素等を事業所等の外において、船舶で運搬する場合には、船舶安全法(昭和8年法律第 1 1 号)に基づく規制、また、航空機で運搬する場合には、航空法(昭和27年法律第231号)に基づく規制を受ける。

¹⁷ 軽車両とは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)第1条において「馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車(側車付の二輪自転車を含む。)及びリヤカーをいう」としている。

¹⁸ 鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置のうち、運搬する物についての措置以外のものは、国土交通省令で定める技術上の基準に従って放射線障害防止のために必要な措置を講じなければならない。

¹⁹ 事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。

物に関する規定は適用されず、国土交通省令の適用のみを受けるとしている。

なお、許可届出使用者以外の者が表示付認証機器等を認証条件に従った事業所等 における運搬及び事業所等の外において運搬を行う場合についても上記と同様とし ている。

4. 運搬に係る基準等

(1) 放射性同位元素等の運搬に関する規制体系

放射性同位元素等の運搬は、運搬を行う場所及び運搬方法により、運搬する物についての措置²⁰及び運搬方法についての措置²¹に関する適用法令が異なる。このうち、原子力規制委員会規則は、内運搬に係る技術上の基準(下表破線囲み部分)及び外運搬に係る技術上の基準(下表太線囲み部分。以下本章において「技術基準」という。)を定めている。

運搬を行う場所	運搬方法	運搬する物に ついての措置	運搬方法に ついての措置
事業所等の内 (事業所等内運搬)	_	原子力規制委員会 規則	原子力規制委員会 規則
事業所等の外	車両運搬	原子力規制委員会 規則	国土交通省令
(事業所等外運搬)	簡易運搬22	原子力規制委員会 規則	原子力規制委員会 規則

(2) 内運搬に係る技術上の基準(規則第18条)

内運搬に係る技術上の基準は、別記4-1の表の左欄のとおり定めており、これにより必要な措置を講じなければならない(規則第18条第1項)。

そのうち、放射性同位元素等を管理区域内において運搬する場合には、規則第 18条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までの規定は適用しない(規則第18条第3項)。

また、放射性同位元素等を放射線施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、規則第18条第1項の規定は適用しない(規則第18条第4項)。

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、運搬する物について下記(3)に示す規則第18条の3から第18条の13までの規定及び運搬方法について放射性同位

²⁰ 運搬する物について、運搬を行う放射性同位元素等、場所及び運搬方法の区分に応じ、必要な要件に 適合させるための措置をいう。

²¹ 運搬に関し、運搬を行う放射性同位元素等、場所及び運搬方法の区分に応じ、上記の「運搬する物についての措置」以外の必要な要件に適合させるための措置をいう。

²² 事業所等の外における車両による運搬以外の運搬(船舶又は航空機によるものを除く。)をいい、人が 徒歩により運搬することなどが該当する。

元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第3条から第18条までの 規定に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、規則第1 8条第1項の規定にかかわらず、規則第18条第1項第3号の運搬物を事業所等 の区域内において運搬することができる(規則第18条第5項)。

(3) 外運搬に係る技術上の基準

外運搬に係る技術上の基準は、運搬方法や運搬する放射性輸送物(放射性同位 元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)の種類 等に応じ、以下のとおり定めており、これにより必要な措置を講じなければなら ない。

① 車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準(規則第18条の2)

車両運搬により運搬する物に係る外運搬に係る技術上の基準は、規則第18条の3から第18条の12までに定めており、これにより必要な措置を講じなければならない。

イ 放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬(規則第18条の3)

放射性同位元素等は、下表に定める放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ掲げる種類の放射性輸送物として運搬しなければならない(規則第18条の3第1項第1号から第3号まで)。

放射性同位元素等の区分	放射性輸送物の種類
(規則第18条の3第1項)	ルスオリエ判してイグ・シイ軍夫員
I 危険性が極めて少ない放射性同位元素等として、放	
射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に	
関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成	L型輸送物
2年科学技術庁告示第7号。以下「外運搬告示」とい	
う。) 第2条に規定されているもの	
Ⅱ 外運搬告示第3条に規定する放射性同位元素等の量	
(特別形放射性同位元素等 ²³ : A ₁ 值、特別形放射性同	A型輸送物
位元素等以外のもの:A ₂ 値)を超えない量の放射能を	A 主制
有する放射性同位元素等 (I に掲げるものを除く。)	
Ⅲ 前号で定める量を超える量の放射能を有する放射性	BM型輸送物又は
同位元素等(Iに掲げるものを除く。)	BU型輸送物

²³ 特別形放射性同位元素等とは、容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセルであって、その設計が外運搬告示第2条第1項第1号の表上欄イ及び口に規定する基準に適合していると原子力規制委員会が認めるもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われているものをいる。

放射能の量としては、A1値(外運搬告示別表第1から別表第4まで及び別表第6の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の第2欄に掲げる数量(別表第2の第2欄に掲げる数量にあっては、当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。))の1000分の1を用いる。

44

また、上記にかかわらず、規則第18条の3第2項の低比放射性同位元素及び表面汚染物は、同告示で定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる(規則第18条の3第2項)。

上記の輸送物は、経年変化を考慮した上で、それぞれ規則第18条の4から第18条の10までに規定する基準²⁴に適合するよう措置を講じなければならない(規則第18条の3第3項)。これらの基準の一覧とその適合性確認のための方法例をまとめたものを別記4-2に、また、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係る原子力規制委員会が定める試験条件を別記4-3に示す。

ロ 放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物の 運搬(規則第18条の11)

規則第18条の11の規定に掲げる低比放射性同位元素及び表面汚染物は、 規則第18条の3の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項に定める放射 性輸送物としないで運搬することができる。

ハ 特別措置による運搬(規則第18条の12)

規則第18条の3又は規則第18条の11の規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の表面における1cm線量当量率の最大値が、10mSv/hを超えてはならない。

② 簡易運搬に係る技術上の基準 (規則第18条の13)

簡易運搬時の外運搬に係る技術上の基準は、規則第18条の3から第18条の12までに定めるもののほか、規則第18条の13に定めている。規則第18条の13の規定の説明は省略する。

²⁴ L型輸送物に係る技術上の基準(規則第18条の4)

A型輸送物に係る技術上の基準(規則第18条の5)

BM型輸送物に係る技術上の基準 (規則第18条の6)

BU型輸送物に係る技術上の基準(規則第18条の7)

IP-1型輸送物に係る技術上の基準(規則第18条の8)

IP-2型輸送物に係る技術上の基準(規則第18条の9)

IP-3型輸送物に係る技術上の基準(規則第18条の10)

Ⅱ. 運搬の技術基準に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者等が、放射性同位元素等の運搬において、技術基準に従って放射 線障害の防止のために必要な措置を講じていること及び運搬に従事する者の被ばく 管理等が適切に行われていることを確認する。

1. 事業所等内運搬

(1) 立入検査対象事項

事業所等内における手続は、事業所等内運搬を組織的に管理するため、計画、 承認、実施、報告、確認等の運搬に係る一連の段階について制定するものであり、 それらの状況を確認する。

事業所等内運搬の手順は、上記の手続とあいまって運搬を行う際に必要な事業所等における手順(被ばく管理を含む。)及び内運搬に係る技術上の基準に適合した運搬とするために必要な手順であり、それらを組織的に定めていることを確認するとともに、事業所等内運搬を内運搬に係る技術上の基準に従い行うよう管理している状況を確認する。上記のほか、運搬の状況を実地に確認する場合を含め、立入検査対象事項については、別記4-1の表の右欄に示す。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可届出使用者又は許可廃棄業者の実施状況を確認す る。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- ニ 事業所等における手続に基づき作成される受注書、業務連絡書、運搬計画 書、運搬指示・承認書、運搬報告書等の関係書類
- ホ 事業所等における手続に基づき実施される、チェックリストの運用、発送 前の点検、運搬に用いる容器の設計の妥当性に係る解析等の結果等の記録や 運搬に係る帳簿の記録等の関係書類
- へ 外部委託に関する書類等
- ト その他運搬の管理について組織的に作成する記録類

② 現場の巡視

規則第18条第1項第3号の運搬物の外観、運搬のための容器の保管状況を確認する。

2. 事業所等外運搬

事業所等外運搬は、車両により行うことが一般的であるが、その一連の作業工程は下記①から⑤までに示す作業工程に分類される。

- ① 放射性同位元素等を容器に収納し、又は包装する等の外運搬に係る技術上の基準に適合するための措置
- ② 放射性輸送物の車両への積込み
- ③ 放射性輸送物の運搬
- ④ 車両からの放射性輸送物の取卸し
- ⑤ 放射性輸送物の受取り及び放射性同位元素等の取出し

運搬に係る実務においては、運搬に係る一連の作業工程について複数の者が関与 する場合も多く認められる。

このため、事業所等外運搬の作業工程ごとに検査対象となる許可届出使用者等が負うべき義務を確認し、その義務に対応する事項について確認する。

なお、上記の②から④までに示す作業工程は、上記 I. 4. (1) に示した表における「運搬方法についての措置」に該当するものであり、それらは国土交通省令により規制を受けるものであるため、原子力規制委員会が行う立入検査における検査対象ではないことに留意する。

運搬の実務における代表的な作業分担等の例を下表に示す。なお、下表は例示であって、表に示す作業分担に従って運搬を行うべきことを示すものではなく、実際の運搬に関与する者に係る作業分担は、当事者間による契約によって定まるものである。

本章では、事業所等外運搬に対する立入検査対象事項等のほか、事業所等外運搬 に伴う事業所等内運搬も一連の運搬行為として、立入検査対象事項を示している。

表:事業所等外運搬の実務における代表的な作業分担等の例

	荷送側		事業所等の外 荷受側				
事例	荷送人	放射性輸送物の技術基準 適合性の確認の実務	事業所等(荷送側)に おける放射性輸送物に 係る作業者の被ばく等 の管理責任	車両等により運搬を行う者	荷受人	放射性輸送物の技術基準適合性の確認の実務	事業所等(荷受側) における放射性輸送 物に係る作業者の被 ばく等の管理責任
届出販売・賃貸業者が許可届 出使用者に放射性同位元素を 販売(賃貸) する場合	届出販売・賃貸 業者	・届出販売・賃貸業者から放 射性輸送物に対する措置の 委託を受けた許可届出使用 者(事業所等内運搬及び事 業所等外運搬)	を受けた許可届出使用	放射性輸送物 の運搬の委託 を受けた者 (荷送人又は 荷受人が運搬	譲受 (借受) する許可届出 使用者	譲受(借受)す る許可届出使用 者	譲受 (借受) する許可届出使用者
許可届出使用者が許可廃棄業者に放射性同位元素等の引取り(廃棄)を依頼する場合(許可廃棄業者が回収)	許可廃棄業者	・許可届出使用者(事業所等内運搬)・許可廃棄業者(事業所等外運搬)	許可届出使用者	に従事する者 となる場合も 想定される)	許可廃棄業者	許可廃棄業者	許可廃棄業者
許可届出使用者間において放 射性同位元素を譲渡・譲受す る場合	譲渡する又は譲 受する許可届出 使用者 (両者の契約によ る)	・譲渡する許可届出事業所又 は譲受する許可届出使用者 (事業所等内運搬又は事業 所等外運搬) (両者の契約による)	譲渡する許可届出使用 者		譲受する許可 届出使用者	譲受する許可届 出使用者	譲受する許可届出使 用者
許可届出使用者が届出販売・ 賃貸業者に放射性同位元素を 返却する場合 (届出販売・賃貸業者が回収)	届出販売・賃貸 業者	 ・許可届出使用者(事業所等内運搬) ・届出販売・賃貸業者から放射性輸送物に対する措置の委託を受けた許可届出使用者(事業所等外運搬)(両者の契約による) 	許可届出使用者		荷送人から保 管の委託を受 けた許可届出 使用者	荷送人から保管 の委託を受けた 許可届出使用者	荷送人から保管の委 託を受けた許可届出 使用者
許可届出使用者が届出販売・ 賃貸業者に放射性同位元素を 返却する場合 (届出販売・賃貸業者が回収し、 国外に直送)	届出販売・賃貸 業者	 ・許可届出使用者(事業所等内運搬) ・届出販売・賃貸業者から放射性輸送物に対する措置の委託を受けた許可届出使用者(事業所等外運搬)(両者の契約による) 	許可届出使用者		- (国外に送る ため事業所等 における作業 はない)	- (国外に送るた め事業所等にお ける作業はな い)	- (国外に送るため事 業所等における作業 はない)
許可使用者が法第10条第6 項の規定に基づく使用の場所 の一時的変更をする場合	許可使用者	許可使用者	許可使用者	許可使用者	許可使用者	許可使用者	許可使用者

(1) 立入検査対象事項

① 荷送人となる許可届出使用者・廃棄業者等

荷送人は、受注又は外注、計画、承認、実施、報告、確認等、運搬に係る一連の段階を経て、事業所等外運搬を実施していることから、事業所等外運搬における運搬する物についての措置に係る義務の適用範囲を確認するとともに、その管理の状況を確認する。

事業所等外運搬の手順は、運搬を行う際に必要な事業所等における手順(被ばく管理を含む。)及び外運搬に係る技術上の基準に適合した運搬とするために必要な手順であり、それらを荷送人として組織的に定めていることを確認するとともに、事業所等外運搬を外運搬に係る技術上の基準に従い行っていることを確認する。

放射性同位元素等を許可廃棄業者に搬出する場合には、依頼元の許可届出使用者が運搬する物についての措置を実施したものを許可廃棄業者が集荷し、その集荷場所より許可廃棄業者が荷送人となることが一般的であるから、許可廃棄業者にあっては、当該依頼元の許可届出使用者が実施した措置を確認するための手順等に基づき確認していることを確認する。

上記のほか、運搬の状況を実地に確認する場合を含め、立入検査対象事項については、別記4-2の表の右欄に示す。

なお、放射性輸送物が運搬中に所在不明となる事例を契機に、一般人が遺失物として放射性輸送物を発見した場合の安全を確保するために発出された「放射性同位元素の輸送物の表示に係る措置について(通知)」(平成20年11月10日文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長)の趣旨を踏まえて、輸送物に放射性同位元素を収納していること、輸送物を開封しないこと等の輸送物の表示に係る措置についても確認するものとする(規則第18条の5第7号の専用積載で運搬する場合を除く。)。

② 荷受人となる許可届出使用者又は許可廃棄業者

荷受人は、運搬された放射性輸送物を収受する者であるが、その収受に際して、運搬を外運搬に係る技術上の基準に従い行っていることについて確認していることを確認する。

収受する放射性同位元素等については、その核種及び数量を確認した上で、 定められた事業所等内の手続及び手順に従って受入れを行っていることを確認 する。

なお、荷受人についても運搬に関する記録の記帳義務があることから、運搬 の記録を確認する。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

上記1.(2)①と同様とする。

② 現場の巡視

放射性輸送物の外観、運搬のための容器の保管状況を確認する。

第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項

第1節 放射線取扱主任者

- I. 放射線取扱主任者に係る法令の規定
- 1. 放射線取扱主任者の選任及び届出

許可届出使用者・廃棄業者等は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を許可届出使用者・廃棄業者等の規制上の区分に応じて、所要の放射線取扱主任者免状又は資格を有する者のうちから選任し、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない(法第34条。別記5-1-1参照。)。

また、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物を廃棄しようとするときは、主任者の職務を代行させるため、主任者の代理者を選任しなければならない(法第37条)。

主任者を選任すべき人数、選任の時期及びその届出は、規則第30条、規則第3 1条及び規則第33条の規定に基づき行わなければならない(別記5-1-2参照)。

2. 主任者の義務等

法第34条第1項の規定は、許可届出使用者・廃棄業者等は、主任者を選任し、 その主任者に放射線障害の防止について監督を行わせることを求めている(法第34条第1項)。また、これを受け、主任者その他の関係者に対して、下記(1)から(3)までの義務を課している(法第36条)。

- (1) 主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならないこと(法第36条第1項)
- (2) 放射線施設に立ち入る者は、主任者が法若しくは法に基づく命令又は放射線 障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこと (法第36条第2項)
- (3) 許可届出使用者・廃棄業者等は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を 尊重しなければならないこと(法第36条第3項)

また、主任者に関する職務に関することについて、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いの管理を確実なものとしなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第1号)。

3. 定期講習の受講

許可届出使用者、届出販売・賃貸業者(表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。)及び許可廃棄業者は、主任者に資質の向上を図るための法定の講習(以下「定期講習」という。)を受講させなければならない(法第36条の2)。定期講習の受講は、規則第32条第2項第1号及び第2号の規定に基づき行わなければならない(別記5-1-3参照)。

Ⅱ 主任者に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者・廃棄業者等が、法令の規定に基づき主任者を選任し、また、事業所等において放射線障害の防止に係る管理体制等を確立していることを確認する。

1. 主任者による放射線障害の防止を監督するための体制等(法第34条)

(1) 立入検査対象事項

① 事業所等において、主任者の放射線障害の防止に係る意見等が聴取され、かつ、当該意見等を尊重するための手順や体制が確立²⁵されていることを確認する。

また、放射線施設に立ち入る者に対し、主任者が法若しくは法に基づく命令 又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従うよう、事業所 等内において必要な手順や体制を確立していることを確認する。

その際、放射線障害予防規程に規定するとおり、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理(放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。)に従事する者に関する職務及び組織を確立していることを併せて確認するものとする。

② 主任者は、放射線障害の防止について監督を行うために必要な職務26を担当 するものとしていることを確認する。

また、主任者は、その職務遂行に支障を来す職務を兼任していないことを確認する。

²⁵ 主任者として選任された者が、事業所等において管理職等の高位の職位にある者であって、主任者としての職責を支障なく遂行できることが明らかな状況にあるものもこれに含まれる。

²⁶ 主任者の職務は、放射性同位元素等若しくは放射線発生装置の取扱い又は管理を主任者が自ら担当することではなく、法令及び放射線障害予防規程等に基づき、各職位の者が適正にその職務を遂行し、放射線障害の防止を図っていることを監督することである。ただし、事業所等における管理の状況に応じて、主任者が監督者としての役割に加えて当該取扱い又は管理の担当を兼ねることを妨げるものではない。

(2) 検査手法

放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)の記載内容の確認及び当該検 査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記(1)の事実を確認する。

2. 主任者等の選任及び届出(法第34条及び第37条並びに規則第30条、第31 条及び第33条)

(1) 立入検査対象事項

- ① 許可届出使用者・廃棄業者等が主任者を選任し、法で定める時期又は期間内 に届け出ていることを確認する。
- ② 許可届出使用者・廃棄業者等の規制上の区分に応じ、所要の放射線取扱主任 者免状を有している者を選任していることを確認する。

また、選任した主任者が放射線取扱主任者免状を有する者ではない場合には、 許可届出使用者・廃棄業者等の利用形態に応じ、所要の資格(医師若しくは歯 科医師又は薬剤師)を有している者を選任していることを確認する。

なお、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を 兼務するものについては、その状況を確認するものとする²⁷。

- ③ 許可届出使用者・廃棄業者等が主任者の代理者を選任している場合は、その 選任及び解任の状況を確認する。さらに、主任者の代理者が職務を代行した期 間がある場合には、その活動状況を確認する。
- ④ 許可届出使用者・廃棄業者等が複数の主任者を選任する場合には、各々の主任者の職務・権限及び職務の連携等を明確に定めていることを確認する。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

3. 主任者等の義務等(法第36条)

(1) 立入検査対象事項

- ① 上記1.の体制等に係る立入検査対象事項と関連し、主任者による意見具申 や指示の有無、それらについての許可届出使用者・廃棄業者等における対応状 況を確認する。
- ② 許可届出使用者・廃棄業者等が、放射線施設に立ち入る者に対し、主任者が

²⁷ 一人の者が同時に複数の事業所等の主任者となることは、主任者の職務の適正な遂行を困難にすると考えられることから、原則として認められない。ただし、例えば、同一の工場又は事業所において放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売又は賃貸を行っているなど、工場又は事業所の組織において一体的な管理運用が実施できる場合は、放射性同位元素等の取扱いについてその実態を常に監督するといった主任者の職務が遂行できること、主任者の職務を遂行するために組織体制が構築されていること等の実効性を確認することとなる。

法若しくは法に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示の遵守の状況を確認する。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

4. 定期講習の受講(法第36条の2及び規則第32条)

(1) 立入検査対象事項

主任者について、定期講習の受講状況を確認する。

(2) 検査手法

当該検査に係る責任者、担当者等への聴取及び登録放射線取扱主任者定期講習 機関が交付する修了証等の関係書類により、上記(1)の事実を確認する。

第2節 測定

I. 測定に係る法令の規定

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、下記①から③までに定めるところにより測定を行わなければならない。なお、測定を外部の機関に委託する場合にあっても、許可届出使用者及び許可廃棄業者は当該測定が適切に行われることを確保しなければならない。

- ① 放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況(以下「放射線の量及び汚染の状況」という。)の測定(法第20条第1項)
- ② 放射線施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定(法第20条第2項)
- ③ 上記①及び②の測定の結果について記録の作成、保存その他の措置(法第20 条第3項)

また、放射線の量及び汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての規則第20条第4項各号に掲げる措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、測定及び必要な措置を講じなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第6号)。

1. 放射線障害のおそれのある場所に係る測定(規則第20条第1項)

上記①の放射線障害のおそれのある場所に関する放射線の量及び汚染の状況の測定は、下記(1)から(5)までに定めるところにより行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定

放射線の量の測定は、下表の左欄に掲げる測定場所に応じて右欄に掲げる線量 当量率又は線量当量について行わなければならない(規則第20条第1項第1 号)。

測定場所	左欄の測定に用いる 線量当量率又は線量当量
下記以外の場所	1cm線量当量(率)
70μm 線量当量 (率) が 1cm 線量当量 (率) の10倍を超えるおそれのある場所	70μm線量当量 (率)

(2) 放射線測定器を用いた放射線の量及び汚染の状況の測定

放射線の量及び汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる(規則第20条第1項第2号)。

(3) 放射線の量又は汚染の状況を知るために最も適した箇所における測定

放射線の量又は汚染の状況の測定は、下表の左欄に掲げる項目に応じて右欄に 掲げる場所の放射線の量又は汚染の状況を知るために最も適した箇所において測 定を行わなければならない(規則第20条第1項第3号)。

項目	場所
放射線の量	イ 使用施設
	口 廃棄物詰替施設
	ハー貯蔵施設
	二 廃棄物貯蔵施設
	ホー廃棄施設
	へ 管理区域の境界
	ト 事業所等内において人が居住する区域
	チェ事業所等の境界
放射性同位元素に	イー作業室
よる汚染の状況の	口 廃棄作業室
測定	ハ 汚染検査室
	ニ 排気設備の排気口
	ホー排水設備の排水口
	へ 排気監視設備のある場所
	ト 排水監視設備のある場所
	チー管理区域の境界

(4) 定められた頻度による測定

測定は、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあっては下表に定め

るところにより行わなければならない(規則第20条第1項第4号)。

	測定場所	測定を行う頻度
放射線の量 の測定	I 下記ⅡからIVまでを除く、全ての場 合	1月を超えない期 間ごとに1回行う
	II 廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の 境界(全ての廃棄物埋設地を土砂等で 覆うまでの間)	1週間を超えない 期間ごとに1回行 う
	Ⅲ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているとき(Ⅳの場合を除く。)	6月を超えない期 間ごとに1回行う
	IV 下限数量に 1000 を乗じて得た数量 以下の密封された放射性同位元素のみ を取り扱うとき	6月を超えない期 間ごとに1回行う
放射性同位 元素による 汚染の状況	V 作業室、廃棄作業室、汚染検査室及 び管理区域の境界	1月を超えない期 間ごとに1回行う
の測定	VI 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水 監視設備のある場所	排気し、又は排水 する都度(連続し て排気し、又は排 水する場合は、連 続して)行う

(5) 測定に用いる放射線測定器の点検及び校正

放射線の量及び汚染の状況の測定に用いる放射線測定器は、点検及び校正を、 1年ごとに、適切に組み合わせて行わなければならない。(規則第20条第1項 第5号²⁸)。

2. 放射線施設に立ち入った者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定(規則第20条第2項及び第3項)

上記②の放射線施設に立ち入った者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定は、 下記(1)から(5)までに定めるところにより行わなければならない。

(1) 外部被ばくによる線量の測定

外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行い(一時的立入者にあっては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が $100 \, \mu \, \mathrm{Sv}$ を超えるおそれのないときを除く。)、

٠

²⁸ 本号は令和5年10月1日施行。

その測定部分及び部位並びに測定に用いる線量当量は下表の外部被ばくの状況に応じて行わなければならない。

また、外部被ばくによる線量の測定は、放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる(規則第20条第2項第1号)。

	測定部分及び部位	線量当量
I 原則	胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。)にあっては腹部)	1cm 線量当量及 び 70μm 線量当 量 (中性子線に ついては、1cm 線量当量)
Ⅱ 頭部及びけい部から成る 部分、胸部及びけい部から成る 部分、胸部及び上腹部及び上腹部及び たい部から成る部分を たい部から成るによる が最大となるおそれの が最大となるおそれの が最大となるが上腕 が最大となるが とこれ にする は で とされる とされる とされる とされる とされる が とされる が とされる が とされる が とされる が り り り り り り り り り り り り り り の の の の の	上記Iのほか左欄の外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分	
Ⅲ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合	上記I又はⅡのほか、左欄に該当する部位	70μm 線量当量 (ただし、中性 子線について は、この限りで ない。)
IV 眼の水晶体の等価線量を 算定するための線量の測定 の場合(上記IからⅢまで の測定のほかに行う場合)	眼の近傍その他の適切な部位	上記のほか、 3mm線量当量

(2) 内部被ばくによる線量の測定

内部被ばくによる線量の測定は、下表に定めるところにより行わなければならない(規則第20条第2項第2号)。

内部被ばくによる線量の測定対象者	測定を行う頻度
I 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取 した者	その都度
Ⅱ 作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者(一時的立入者にあっては、その者の内部被ばくによる線量が100μSvを超えるおそれのないとき及び下欄Ⅲに掲げる者を除く。)	3月を超えない期間 ごとに1回
Ⅲ 作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者で本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子(以下「妊娠の事実を知ることとなった女子」という。)	出産までの間1月を 超えない期間ごとに 1回

(3) 外部被ばくによる線量の測定の信頼性の確保

外部被ばくによる線量の測定は、その信頼性を確保するための措置を行わなければならない(規則第20条第2項第3号 29)。

(4) 内部被ばくによる線量の測定に用いる放射線測定器の点検及び校正

内部被ばくによる線量の測定に用いる放射線測定器は、点検及び校正を、1年 ごとに、適切に組み合わせて行わなければならない(規則第20条第2項第4号 30)。

(5) 放射線施設に立ち入った者の放射性同位元素による汚染の状況の測定

放射線施設に立ち入った者の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、密封されていない放射性同位元素等の使用、詰替え、焼却等をする放射線施設から退出するときに、以下①及び②について、放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することができる(規則第20条第3項各号31)。

① 手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表 面

_

²⁹ 本号は令和5年10月1日施行。

³⁰ 本号は令和5年10月1日施行。

^{31 「}各号」として示している箇所は、令和5年10月1日以降は「第1号から第3号」となる。

② 作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であって放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分

(6) 測定に用いる放射線測定器の点検及び校正

測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、1年ごとに、適切に 組み合わせて行わなければならない(規則第20条3項第4号32)。

3. 測定の結果に係る記録の作成、保存その他の措置(規則第20条第4項及び第20条の2)

測定の結果の記録の作成及び保存等は、下表に定めるところにより行わなければならない。

また、当該測定対象者に対し、下表ⅡからWIまでの記録の写しを記録の都度交付しなければならない。

なお、測定の結果の記録は、規則第20条の2の規定に基づき、電磁的方法により作成し、保存することができる。その際、記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにするほか、保存する場合には、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成24年原子力規制委員会告示第1号。以下「電磁的保存基準」という。)に示す基準を確保するよう努めなければならない。

事項	記録の頻度	記録の項目	保存期間
I 放射線障害 のおそれのあ る場所に関す る測定結果	測定の都度	規則第20条 第4項第1号	5年間
Ⅱ 外部被ばく による線量の 測定結果	下記の(1)から(3)までの期間ごとに集計し、集計の都度 (1)4月1日、7月1日、10月1日 及び1月1日を始期とする各3月間 (2)4月1日を始期とする1年間 (3)妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間	規則第20条第4項第2号	継続保存**1 に最いの可は にはいるでは を記述する にはいるでは にはいる にはい にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはい にはいる には
Ⅲ 内部被ばく による線量の 測定結果	測定の都度	規則第20条 第4項第3号	又は当該記録 を5年以上合に 存した場合に おいて、規制

³² 本号は令和5年10月1日施行。

IV 汚染の状況 の測定結果	手、足等の人体部位の表面が表面汚染 密度限度を超えて放射性同位元素により 汚染され、その汚染を容易に除去するこ とができない場合	規則第20条 第4項第4号	委員会が指定 する機関 ³³ (以 下「指定記録 保存機関」と いう。)に引き
V 実効線量及 び等価線量の 算定結果	下記の(1)から(3)までの期間ごとに算定し、算定の都度 (1)4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(2)4月1日を始期とする1年間(3)妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間	規則第20条 第4項第5号	渡すときは、 この限りでは ない。
VI 実効線量の 集計結果	Vの実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間について実効線量が20mSvを超えた場合、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間の累積実効線量(4月1日を始期とする1年間ごとに算定される実効線量の合計をいう。)を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度	規則第20条 第4項第5号 の2	
VII 眼の水晶体 の等価線量の 集計結果	Vの眼の水晶体の等価線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間について眼の水晶体の等価線量が20mSvを超えた場合、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間の眼の水晶体の累積等価線量(4月1日を始期とする1年間ごとに算定される水晶体の等価線量の合計をいう。)を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度	規則第20条 第4項第5号 の3	

※1 法第27条第1項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する場合(規則第26条第1項第9号ただし書)において保存する記録を含む。

Ⅱ. 測定に係る立入検査対象事項及び検査手法

<本項は、令和5年10月1日に施行する規制の内容を含めてその確認事項等を示している。同日に施行される規制内容は、上記I.1.及び2.の各項を参照すること。>

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、法令の規定に従って測定を行っていること を確認する。

なお、特定許可使用者又は許可廃棄業者にあっては、法第20条の規定に基づく 測定について原子力規制委員会の登録を受けた者(登録定期確認機関)による定期

³³ 公益財団法人放射線影響協会をいう。以下同じ。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の規定に基づき記録の引渡し機関を指定した件(平成22年文部科学省告示第54号)に基づく指定)

確認を受けるが、その結果等も適宜考慮して、確認するものとする。

1. 放射線障害のおそれのある場所の測定

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害のおそれのある場所等に関する 測定において、規則第20条第1項各号に規定する事項を履行していることを確認 する。

(1) 立入検査対象事項

① 放射線障害のおそれのある場所に関する測定を行っていること

イ 適切な線量当量(率)について行っていること

放射線の量の測定は、1cm 線量当量(率)について行っていることを確認する。

また、 $70 \mu m$ 線量当量(率)が 1 cm線量当量(率)の 10 倍を超えるおそれのある場所の有無を確認し、該当場所がある場合には、 $70 \mu m$ 線量当量(率)について行っていることを確認する。

ロ 放射線測定器を用いて測定を行っていること

放射線施設における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱状況を考慮し、適切な放射線測定器を用いていることを確認する。

なお、計算によって放射線の量及び汚染の状況の値を算出している場合には、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である理由等を確認するとともに、計算によって算出された値の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。

ハ 最も適した箇所において測定を行っていること

測定を行う場所のうち、選定した測定箇所の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。

ニ 適切な時期で測定を行っていること

a 作業を開始する前に測定を行っていること

新たに許可届出使用者又は許可廃棄業者になった者については、作業を 開始する前に測定を行っていることを確認する。

なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において 放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生 装置を初めて稼働させる前の時点をいう。

b 作業開始後、定められた頻度で測定を行っていること

作業を開始した許可届出使用者又は許可廃棄業者については、定められ た頻度で測定を行っていることを確認する。

ホ 測定に用いる放射線測定器の点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行っていること³⁴

放射線障害予防規程(その下部規程等含む。)に定めるところにより、放射線測定器が有する機能及び期待される性能を維持するよう以下のとおり管理していることを確認する。

- a 測定の目的、対象及び必要とする精度並びに放射線測定器の仕様及びその使用状況を勘案し、計画的な点検及び校正の方法並びにこれらの組合せについての計画を定めていることを確認する。
- b 上記 a の計画に基づき点検及び校正をしていることを確認する。また、 点検及び校正の結果に伴う措置がある場合には、その状況を確認する。
- c 測定結果の確認、上記 a の計画の評価・見直し等の実施状況を確認する。

② 測定を外部の機関に委託している場合の管理

測定を外部の機関に委託する場合には、委託先及び委託内容を適切に管理していることを確認する。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可届出使用者及び許可廃棄業者の状況を確認する。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- ニ 法第12条の10の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等
- ホ 外部委託に関する書類等
- へ その他測定の実施について組織的に作成する記録類

② 現場の巡視

施設の巡視により、記録内容との整合性や測定場所等を確認する。

³⁴ 令和5年10月1日に施行する規則の内容を記載。

2. 放射線施設に立ち入った者の放射線の量及び汚染の状況の測定

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、放射線施設に立ち入った者の放射線の量及 び汚染の状況の測定において、規則第20条第2項各号及び第3項各号に規定する 事項を履行していることを確認する。

(1) 立入検査対象事項

① 外部被ばくによる線量の測定を行っていること (規則第20条第2項第1号)

イ 測定対象者を遺漏なく把握していること

許可届出使用者又は許可廃棄業者における放射線業務従事者の指定の手順等に基づき、測定対象者(一時的立入者のうち、外部被ばくによる実効線量が100 μ Sv を超えるおそれのある者を含む。)を遺漏なく把握していることを確認する。

また、放射線業務従事者の管理として、管理区域に立ち入るためには、教育訓練、健康診断及び測定の実施が必要であることから、併せてそれらの実施対象者の整合性を確認するものとする。

なお、許可届出使用者又は許可廃棄業者において、放射線業務従事者として管理する者のうち、外部被ばくによる線量の測定を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。

ロ 測定対象者について、適切に測定を行っていること

a 1cm 線量当量及び 70 μm 線量当量について測定を行っていること

1 cm 線量当量及び $70 \, \mu \, \text{m}$ 線量当量について測定を行っていることを確認する。ただし、規則第20条第2項第1号口からニまでに掲げる場合には、それぞれ規定される部位及び線量当量について測定を行っていることを確認する 35 。

b 放射線測定器を用いて測定を行っていること

上記1. (1) ①ロと同様とする。

³⁵ 規則第20条第2項第1号ロ及びハに掲げる場合には、胸部及び上腕部から成る部分に係る被ばく線量により代表されない外部被ばくや、ベータ線による外部被ばくによる影響が大きい状況にあるもの等が該当するため、そうした取扱状況等が認められる許可届出使用者等については、その測定状況を確認する。また、同号ハの規定に基づく測定が必要となる場合は、極めて特殊な取扱状況に限定されることから、当該規定の人体部位の測定を行っている許可届出使用者又は許可廃棄業者にあっては、その位置付け(例えば、他の法令の規制に基づき実施するものであることなど)を確認する。

② 外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保していること (規則第20条第 2項第3号³⁶)

放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定に当たって求められる「測定の信頼性を確保するための措置」を講じた測定とは、「ISO/IEC 17025:国際標準化機構/国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(以下「ISO/IEC 17025」という。)」に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定とする。具体的には以下の測定である。

- イ 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得 した外部の機関に委託して行う測定
- ロ 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して 行う測定
- ハ ロに掲げる測定のほか、許可届出使用者及び許可廃棄業者が、上記と同等 の品質を確保して行う測定 (例えば、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) 以外の国際試験所認定協力機構 (ILAC) の相互承認協定 (MRA) に署 名している認定機関による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野 の認定を受けた者による測定など)

また、一時的立入者のうち、外部被ばくによる実効線量が 100μ Sv を超える おそれのある者については、規則第20条の規定に基づく外部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。これらの者に対する外部被ばくによる線量の測定に係る「信頼性を確保するための措置」を講じた測定方法は、上記イからいまでに掲げるもの又は点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いた測定とする。

立入検査では、上記の測定の信頼性を確保するための措置の管理の状況を確認する。その際、一時的立入者にあっては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量を確認するなど、同者の測定の信頼性を確保するための措置の適用の管理の状況を確認する。

- ③ 内部被ばくによる線量の測定を行っていること (規則第20条第2項第2号) イ 定期的な内部被ばくによる線量の測定
 - a 測定対象者を遺漏なく把握していること 作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれの

³⁶ 本号は令和5年10月1日施行。

ある場所及び当該場所に立ち入る者を測定対象者として遺漏なく把握していることを確認する。

また、放射線業務従事者の管理として、管理区域に立ち入るためには、 教育訓練、健康診断及び測定の実施が必要であることから、併せてそれら の実施対象者の整合性を確認するものとする。

なお、放射線業務従事者のうち、内部被ばくによる線量の測定を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。

b 測定対象者について、適切に測定を行っていること

測定の方法及び結果の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。

また、吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素による内部被ばくの線量を算出する際に必要となる放射性同位元素の量の評価、測定方法 (例:体外計測、鼻スミヤやバイオアッセイ)等の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。

ロ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者の内部被ばくによる線量の測定

a 測定対象者を遺漏なく把握していること

放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者を遺漏なく把握していることを確認する。

b 測定対象者について、適切に測定を行っていること

測定対象者がいる場合には、適切に測定を行っていること及び再発防止 対策等の実施状況を確認する。その他の確認の内容等は、上記イbと同様 とする。

④ 測定に用いる放射線測定器の点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行っていること (規則第20条第2項第4号37)

吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素による内部被ばくの線量を算出する際に必要となる放射性同位元素の量を調べるため、放射線測定器(例:体外計測に用いる放射線測定器、鼻スミヤやバイオアッセイに用いる放射線測定器、空気中の放射性同位元素濃度を測定するために用いる放射線測定器)を使用する場合には、当該放射線測定器について点検及び校正を、1年ごとに、

³⁷ 本号は令和5年10月1日施行。

適切に組み合わせて行っていることを確認する。 確認の内容等は、上記1. (1) ①ホと同様とする。

- ⑤ 放射線施設に立ち入る者の放射性同位元素による汚染の状況の測定を行っていること(規則第20条第3項)
 - イ 測定対象者を遺漏なく把握していること

密封されていない放射性同位元素の使用、詰替え、焼却等をする放射線施 設に立ち入る者を測定対象者として遺漏なく把握していることを確認する。

- ロ 測定対象者について、適切に測定を行っていること
 - a 全ての測定対象者について測定を行っていること

測定に用いる放射線測定器の整備状況や放射線施設から退出する者の管理方法等により、全ての測定対象者について、以下の測定を行っていることを確認する。

- i. 手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部 位の表面
- ii. 作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であって放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分
- b 放射線測定器を用いて測定を行っていること

上記1. (1) ①ロと同様とする。

c 測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を、1年ごとに、適 切に組み合わせて行っていること³⁸

上記1.(1)①ホと同様とする。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可届出使用者又は許可廃棄業者の状況を確認する。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ハ 規則第22条の規定に係る健康診断の記録

66

³⁸ 令和5年10月1日に施行する規則の内容を記載。

- 二 規則第24条の規定に係る各種の帳簿(放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに関する帳簿、教育及び訓練に関する帳簿その他の関連する帳簿)
- ホ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立 入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の 一覧等
- へ 法第12条の10の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等
- ト 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類
- チ 外部委託に関する書類等
- リ その他測定の実施について組織的に作成する記録類

② 現場の巡視

外部被ばく線量の測定に個人線量計を用いる場合には、必要に応じてその測 定状況(個人線量計の着装状況)を確認する。

3. 測定の結果の記録、保存その他の措置

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、測定の結果の記録、保存その他の措置において、規則第20条第4項各号に規定する事項を履行していることを確認する。

(1) 立入検査対象事項

- ① 測定の結果について記録、保存その他の措置をとっていること (規則第20 条第4項)
 - イ 放射線障害のおそれのある場所に関する測定の結果
 - a 測定の結果を測定の都度記録していること 測定の結果を測定の都度記録していることを確認する。

b 記録事項を遺漏なく記載していること

規則第20条第4項第1号に規定する記録事項を遺漏なく記載していることを確認する。

また、記録事項のうち、同号イ又はハの括弧書の規定により、「測定年 月日」又は「測定した者の名称」を適用し、記録している場合には、以下 の点について確認する。

i.「測定日時」に代えて「測定年月日」を記録している場合 時刻を考慮しなくても測定結果の評価、検証に支障がなく、測定の信 頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて 確認する39。

ii.「測定をした者の氏名」に代えて「測定をした者の名称」を記録している場合

測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保でき、 測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているか について確認する⁴⁰。

c 測定の結果を5年間保存していること

測定の結果を5年間保存していること及びそれらの保存状況を確認する。 なお、法令が定める保存期間は、許可届出使用者又は許可廃棄業者が測 定の結果を保存すべき最短の年限を定めるものであって、この期間を超え て保存することを何ら否定するものではない。

ロ 外部被ばくによる線量の測定の結果

a 測定の結果を所定の期間ごとに集計し、その都度記録していること 測定の結果を所定の期間ごとに集計し、その都度記録していることを確 認する。

b 記録事項を遺漏なく記載していること

規則第20条第4項第2号に規定する記録事項を遺漏なく記載していることを確認する。

また、記録事項のうち、「測定をした者の氏名」に代えて「測定をした者の名称」を記録している場合には、上記イb ii. と同様とする。

なお、Ⅱ. 2. (1)②の確認において、許可届出使用者又は許可廃棄業者の規則第20条第4項第2号に係る履行の状況が確認できた場合は、特に必要と認める場合を除き、改めてその確認を要さない。ただし、測定対象者のうち、妊娠の事実を知ることとなった女子がいる場合には、規則で定められた期間で集計し、記録していることを確認する。

_

³⁹ 内部被ばくによる放射線の量の測定や、規則第20条第1項の放射線の量の測定に外部の機関が提供する受動形積算線量計を使用し、測定期間(積算期間)に比して試料採取から当該機関における読取日時までの間が短く減衰の評価のための当該日時を考慮する必要がない場合等には、測定の信頼性を確保する上で、時刻を考慮する必要がない場合がある。

⁴⁰ 例えば受動形積算線量計による外部の機関に委託した場合で、当該機関における線量測定に係る作業が機械的に行われるなど、担当者の力量によって測定結果に違いが生じないとき(測定者が確定できないとき)については、測定結果に対して当該機関として信頼性を損なうものではないものとして、それら個々の担当者の氏名の記録は要しない場合がある。

ハ 内部被ばくによる線量の測定の結果

a 測定の結果を測定の都度記録していること

測定の結果を測定の都度記録していることを確認する。

b 記録事項を遺漏なく記載していること

規則第20条第4項第3号に規定する記録事項を遺漏なく記載していることを確認する。

また、記録事項のうち、「測定日時」に代えて「測定年月日」を記録している場合には、上記イbi. と同様とする。

二 放射線施設に立ち入る者の放射性同位元素による汚染の状況の測定の結果

a 測定の対象となる事象を遺漏なく把握していること

手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができなかった場合の有無及びその把握状況を確認する。

b 測定の結果を記録していること

測定の対象となる事象がある場合には、適切に測定結果を記録している ことを確認する。

また、当該事象に係る再発防止対策等の実施状況を確認するものとする。

c 記録事項を遺漏なく記載していること

規則第20条第4項第4号に規定する記録事項を遺漏なく記載していることを確認する。

また、記録事項のうち、「測定年月日」又は「測定した者の名称」を適用し、記録している場合には、上記イbi.及びii.と同様とする。

ホ 実効線量及び等価線量の算定

a 実効線量の算定をしていること

測定対象者について、それぞれ該当する以下の区分又は被ばくの態様ご との実効線量を適切に算定していることを確認する。

- i. 外部被ばく(下記 ii. を除く。)
- ii. 外部被ばく(妊娠の事実を知ることとなった女子)
- iii. 内部被ばく(下記iv. を除く。)
- iv. 内部被ばく (誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき)
- v. 手、足等の身体汚染による被ばく

b 等価線量の算定をしていること

測定対象者について、眼の水晶体、皮膚及び妊娠中である女子の腹部表面の等価線量を適切に算定していることを確認する。

c 規則で定められた期間ごとに算定していること

規則で定められた期間ごとに算定していることを確認する。

d 算定の結果を算定の都度記録していること

算定の結果を算定の都度記録していることを確認する。

e 記録事項を遺漏なく記載していること

規則第20条第4項第5号に規定する記録事項を遺漏なく記載していることを確認する。

また、算定を外部の機関に委託した場合にあって、「算定をした者の氏名」に代えて「算定をした者の名称」を記録するときには、算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適切な実施が確保されたものであることをどのように判断しているかについて確認する。

へ 累積実効線量の集計

a 累積実効線量の集計の対象者を遺漏なく把握していること

測定対象者のうち4月1日を始期とする1年間の実効線量が 20mSv を超 えた者を遺漏なく把握していることを確認する。

b 集計の対象者について、適切に集計を行っていること

集計の対象者がいる場合には、適切に集計を行っていることを確認する。

c 規則で定められた期間集計していること

集計の対象者について、規則で定められた期間集計していることを確認する。

d 集計の結果を集計の都度記録していること

集計の結果を集計の都度記録していることを確認する。 また、被ばくの把握状況を確認するものとする。

e 記録事項を遺漏なく記載していること

規則第20条第4項第5号の2に規定する記録事項を遺漏なく記載して

いることを確認する。

また、集計を外部の機関に委託した場合にあって、「集計をした者の氏名」に代えて「集計をした者の名称」を記録するときには、集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適切な実施が確保されたものであることをどのように判断しているかについて確認する。

ト 眼の水晶体の累積等価線量の集計

上記へと同様とする。

チ 記録の写しの交付

測定対象者に対し、記録の都度、記録の写しを交付していることを確認する。

また、電磁的方法によって記録された記録の写しを交付する場合には、交付した当該写しの閲覧が困難でないものとする等、測定対象者への交付の方法について適切な配慮が取られていることを確認する。

リ 記録の保存

規則第20条第4項第2号から第5号の3までの記録を保存していること 及びそれらの保存状況を確認する。

また、規則第20条第4項第7号ただし書の規定に基づき、指定記録保存機関に記録を引き渡したものがある場合には、その状況を確認する。

なお、放射線管理状況報告書は、上記の記録の内容に基づいて作成することが通常の手順と考えられることから、報告書に記載する事項及び集計方法、 集計結果等が整合するように管理している状況についても確認するものとする。

② 電磁的方法による保存(規則第20条の2)

規則第20条第4項の記録を電磁的記録により作成し、保存する場合には、 放射線業務従事者それぞれの測定の結果についての記録が電子計算機等により 直ちに表示できること及びそれらの保存状況を確認するほか、電磁的保存基準 に示す基準を確保するよう努めていることを確認する。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可届出使用者又は許可廃棄業者の状況を確認する。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ハ 法第12条の10の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等
- ニ 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類
- ホ 外部委託に関する書類等
- へ その他測定の結果について組織的に作成する記録類

② 現場の巡視

放射線業務従事者の測定の結果についての記録を電子計算機等により保存する場合には、電子計算機等による記録の表示が直ちに行えることを確認する。 また、電磁的保存基準に示す基準への対応状況を確認する。

第3節 教育及び訓練

- I. 放射線障害防止に関する教育及び訓練に係る法令の規定
- 1. 放射線障害の防止に関する教育及び訓練

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射線施設に立ち入る者に対し、規則第21条の2に定めるところにより、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)を行わなければならない(法第22条)。

また、教育及び訓練に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、教育及び訓練を行わなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第7号)。

2. 教育及び訓練の対象者

教育及び訓練の対象者は、規則第21条の2第1項第1号の規定に基づき、下記 (1)及び(2)と定めている。

- (1) 管理区域に立ち入る者(規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。)
- (2) 取扱等業務に従事する者

3. 教育及び訓練の項目等

(1)教育及び訓練の時期、頻度、項目等

教育及び訓練の時期、頻度、項目等は、規則第21条の2第1項第2号から第 5号まで及び同条第2項の規定に基づき、教育及び訓練の対象者の区分ごとに別 記5-3-1の表のように定めている。

(2)教育及び訓練の時間数

規則第21条の2第3項の規定及び放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示(平成3年科学技術庁告示第10号)に基づき、放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数を別記5-3-2の表のように定めている。

Ⅱ. 教育及び訓練に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、法令の規定に基づき教育及び訓練を行っていることを確認する。

1. 教育及び訓練の対象者

(1) 立入検査対象事項

別記5-3-1の表に掲げる区分に従って、教育及び訓練の対象者を遺漏なく 把握し、管理している状況を確認する。なお、教育及び訓練の対象者に外部の者 がいる場合には、その者の管理の方法等について確認するものとする。

また、放射線業務従事者の管理として、管理区域に立ち入るためには、教育訓練、健康診断及び測定の実施が必要であることから、併せてそれらの実施対象者の整合性を確認するものとする。

(2) 検査手法

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等 への聴き取りにより、上記(1)の事実を確認する。

- ① 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ② 規則第24条の規定に係る各種の帳簿(教育及び訓練に関する帳簿、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに関する帳簿その他の関連する帳簿)
- ③ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧等
- ④ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ⑤ 規則第22条の規定に係る健康診断の記録
- ⑥ 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類
- ⑦ その他教育及び訓練の対象者について組織的に作成する記録類

2. 教育及び訓練の内容と時間数

(1) 立入検査対象事項

教育及び訓練の内容について、別記5-3-1の表に掲げる項目又は事項との対応が明確に整理され、教育及び訓練として必要な内容 41 を遺漏なく行っていることを確認する。

また、放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始する前に、それらの者に対して行わなければならない教育及び訓練については、別記5-3-2の表に掲げる項目に対応する時間数の教育及び訓練を行っていることを確認する。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

また、教育及び訓練に実際に用いた資料等を参照する。

3. 教育及び訓練の実施時期及び頻度

(1) 立入検査対象事項

規則で定める時期及び頻度に行っていること並びに教育及び訓練に係る実施計画等に基づき、教育及び訓練を計画的に行うように管理している状況を確認する。 また、対象者全員に教育及び訓練を行うとともに、対象者ごとにその受講履歴 を管理していることを確認する。

なお、教育及び訓練の対象として計画した者のうち、教育及び訓練を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

4. 教育及び訓練の省略

(1) 立入検査対象事項

教育及び訓練の例外として、教育及び訓練の省略をする場合には、あらかじめ 定める省略の基準及び所内手続等を定め、管理していることを確認する。

^{41 「}教育及び訓練として必要な内容」とは、一般的な放射線及び放射性物質の物性、安全な取扱い、管理、 法令等の事項のほか、事業所等の特徴又は実情等を踏まえたものをいう。ただし、対象者の業務内容、 実務経験や力量等により、その内容の程度は異なる。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

また、省略に係る手続又は記録類を参照する。

第4節 健康診断

- I. 健康診断に係る法令の規定
- 1. 健康診断の実施

許可届出使用者又は許可廃棄業者は、下記(1)及び(2)の健康診断を行わなければならない(法第23条)。

- (1) 放射線施設に立ち入る者に対する健康診断を行うこと(法第23条第1項)
- (2) 健康診断の結果について記録の作成、保存その他の措置を講ずること(法第23条第2項)

また、健康診断に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制 委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、健康診断を行わ なければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第8号)。

2. 健康診断の対象者、時期、頻度及び方法

(1)健康診断の対象者、時期及び頻度

健康診断は、放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前に、また、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行わなければならない(規則第22条第1項1号及び第2号)。

また、放射線業務従事者が計画外に放射性同位元素に汚染され又は放射線に被ばくした場合等、規則第22条第1項第3号に該当するときは、遅滞なく、健康診断を行わなければならない(規則第22条第1項第3号)。

(2) 健康診断の方法等

健康診断は、規則第22条第1項第4号から6号までの規定に基づく方法、事項及び部位又は項目について行わなければならない。

健康診断は、被ばく歴の有無及び被ばくの状況についての問診及び検査又は検診とし、検査又は検診については下記のイからニまでの部位又は項目について行い、うちイからハまでの部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の検査又は検診にあっては、ハのみ。)については、医師が必要と認めた場合に限り実施するものとしている。

(検査又は検診の対象となる部位又は項目(規則第22条第1項第6号関係))

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び 白血球百分率

- 口 皮膚
- ハ眼
- ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目⁴²

3. 健康診断の結果の記録、交付及び保存(規則第22条第2項及び第22条の2)

健康診断は、その結果の記録、交付及び保存について下記の(1)から(3)までに示すところにより実施しなければならない。

- (1) 健康診断の結果については、健康診断の都度、下記①から⑤までの事項を 記録すること
 - ① 実施年月日
 - ② 対象者の氏名
 - ③ 健康診断を行った医師名
 - ④ 健康診断の結果
 - ⑤ 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- (2)健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、上記(1)の記録の写しを 交付すること
- (3) 上記(1) の記録を保存すること(ただし、健康診断を受けた者が従業者でなくなった場合又はこの記録を5年以上保存した場合において、これを指定記録保存機関に引き渡すときを除く。)

なお、健康診断の結果の記録は、規則第22条の2の規定に基づき、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。その際、記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにするほか、保存する場合には電磁的保存基準に示す基準を確保するよう努めなければならない。

Ⅱ.健康診断に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者又は許可廃棄業者が、法令の規定に基づき健康診断を行っている ことを確認する。

.

⁴² 現時点において、原子力規制委員会が定めているものはない。

1. 健康診断の対象者、時期及び頻度

(1) 立入検査対象事項

健康診断の対象者を遺漏なく把握し、健康診断を行っている状況を確認⁴³する。 なお、健康診断の対象者に外部の者がいる場合には、その者の管理の方法等に ついて確認するものとする。

また、放射線業務従事者の管理として、管理区域に立ち入るためには、教育訓練、健康診断及び測定の実施が必要であることから、併せてそれらの実施対象者の整合性を確認するものとする。

健康診断の時期及び頻度については、規則で定める時期及び頻度に行うように管理している状況を確認する。また、対象者全員に健康診断を行うとともに、対象者ごとにその受診履歴を管理していることを確認する。このほか、放射線業務従事者が規則第22条第1項第3号に掲げるものに該当する場合には、遅滞なく、その者につき健康診断を行っていることを確認する。

なお、許可届出使用者又は許可廃棄業者において、放射線業務従事者として管理する者のうち、規則で定める時期及び頻度に健康診断を受診していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。

(2) 検査手法

以下に例示する記録等の確認並びに当該検査に係る責任者、担当者等への聴き 取りにより、上記(1)の事実を確認する。

- ① 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ② 規則第22条の規定に係る健康診断の記録
- ③ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録
- ④ 規則第24条の規定に係る各種の帳簿(放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに関する帳簿、教育及び訓練に関する帳簿その他の関連する帳簿)
- ⑤ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入 りの管理等に係る書類、放射線業務従事者の一覧等
- ⑥ 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類
- (7) その他健康診断の実施について組織的に作成する記録類

⁴³ 規則第22条第1項第1号の規定における一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者は、実務において見出し難いものであり、全ての放射線業務従事者に対して健康診断を実施することを趣旨として運用している。

2. 健康診断の方法

(1) 立入検査対象事項

① 問診

問診は、規則第22条第1項第5号の規定に基づき実施していることを確認 する。

② 検査又は検診

検査又は検診は、初めて管理区域に立ち入る前に実施する健康診断において、 規則第22条第1項第6号イ及び口の規定に基づき実施していること、それ以 降の健康診断又は規則第22条第1項第3号の場合に該当する者の健康診断に おいては、医師が必要と認めた場合に、必要な部位又は項目について実施して いることを確認する。

(2) 検査手法

上記1.(2)と同様とする。

3. 健康診断の結果の記録、保存その他の措置

(1) 立入検査対象事項

健康診断の結果の記録、保存その他の措置について、それぞれ、下記①から③ までに掲げる事項を確認する。

なお、健康診断の結果の記録は、他の法令に対応する記録、帳簿等と併用する ものであっても差し支えはないが、法に基づく記録事項との対応等については明 確に整理していることを確認する。

① 健康診断の結果の記録

イ 健康診断の都度、以下の事項について記録していること

- a 実施年月日
- b 対象者の氏名
- c 健康診断を行った医師名
- d 健康診断の結果
- e 健康診断の結果に基づいて講じた措置

ロ 記録の作成方法は、書面又は電磁的方法としていること

健康診断の記録の作成方法を確認する。

② 健康診断の結果の記録の写しの交付

健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、結果の記録の写しを交付していること。

なお、電磁的方法によって記録された記録の写しを交付する場合には、交付 した当該写しの閲覧が困難でないものとする等、交付を受けた者への、交付の 方法について適切な配慮をしていることを確認する。

③ 健康診断の結果の記録の保存

イ 記録の保存

健康診断の結果の記録を保存していること及びその保存状況を確認する。 また、規則第22条第2項第3号ただし書の規定に基づき、指定記録保存 機関に記録を引き渡したものがある場合には、その状況を確認する。

ロ 電磁的方法による保存

規則第22条第2項の記録を電磁的記録により作成し、保存する場合には、健康診断の結果についての記録が電子計算機等により直ちに表示できること 及びそれらの保存状況を確認するほか、電磁的保存基準に示す基準を確保す るよう努めていることを確認する(規則第22条の2)。

(2) 検査手法

下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

上記1.(2)と同様とする。

② 現場の巡視

本章第2節Ⅱ. 3. (2) ②と同様とする。

第5節 保健上の措置等

I. 保健上の措置等に係る法令の規定

許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害を受けた 者又は放射線障害を受けたおそれのある者に対して、放射線施設への立入りの制限 その他保健上の必要な措置(以下「保健上の措置等」という。)を講じなければなら ない(法第24条及び規則第23条)。

また、上記のうち許可届出使用者・廃棄業者等(表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。)は、放

射線障害を受けた者又は放射線障害を受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を行わなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第9号)。

Ⅱ. 保健上の措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 保健上の措置等を講じるための体制

許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者において、保健上の措置等を講ずべき対象者の把握及び保健上の措置等を講じるために必要な役割等を明確に整理し、それらを担当する部署や責任者に係る体制を定めていることを確認する。

(2) 保健上の措置等を講じるための管理

許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者において、規則第20条の規定に基づく測定及び規則第22条の規定に基づく健康診断の結果その他の管理情報に基づき、保健上の措置等を講ずべき対象者の有無について適切に把握し、措置するための管理の状況を確認する。

2. 検査手法

放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)の記載内容の確認、当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記1.の事実を確認する。その際、保健上の措置等について組織的に作成する記録類がある場合には、それについても確認するものとする。

第6節 記帳

I. 放射線障害の防止に関する記帳に係る法令の規定

許可届出使用者・廃棄業者等は、下記(1)から(3)までのとおり、帳簿を備え、保存しなければならない(法第25条)。

また、放射線障害の防止に関する記帳及び保存に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、帳簿は、当該予防規程に定めるところにより、記帳及び保存をしなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第10号)。

なお、第6章に示すとおり、許可取消使用者等についても、廃止のために講じなければならない措置が完了するまでの間は、放射線障害の防止に関する記帳及び保存をしなければならない(規則第26条第1項第7号)。

(1)帳簿に記載する事項(規則第24条第1項)

帳簿には、以下に規定する事項を記載しなければならない。

- ① 許可届出使用者 規則第24条第1項第1号
- ② 届出販売業者及び届出賃貸業者 規則第24条第1項第2号
- ③ 許可廃棄業者 (廃棄物埋設を行う者を除く。) 規則第24条第1項第3号

(2)帳簿の閉鎖(規則第24条第2項)

帳簿は、毎年3月31日44に閉鎖しなければならない。

(3) 放射線障害の防止に関する帳簿の保存(規則第24条第3項及び規則第24条 の2)

帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。

なお、帳簿は、規則第24条の2の規定に基づき、電磁的方法により記録する ことにより作成し、保存することができる。その際、記録が必要に応じ電子計算 機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにするほか、保存す る場合には電磁的保存基準に示す基準を確保するよう努めなければならない。

Ⅱ. 記帳に係る立入検査対象事項及び検査手法

<本項は、令和5年10月1日に施行する規制の内容を含めた確認事項等を示している。同日に施行される規制内容は、第5章第2節I. に示す事項を参照すること。

許可届出使用者・廃棄業者等が、法令の規定に従って記帳していることを確認する。

記帳の意義は、事務的に記録を保持しておくことのみならず、記帳を通じた活動により許可届出使用者・廃棄業者等において、適切な放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び管理、法令を遵守していることの確認、今後の業務の改善等に資することにある。

また、帳簿の内容は、許可届出使用者・廃棄業者等における法令遵守の状況を社会的に説明するための根拠としての役割も果たし得るものである。このため、こうした意義を踏まえて、許可届出使用者・廃棄業者等が記帳をしていることを確認するものとする。

帳簿の記載様式については、法令上特に指定するものはないことから、独自の様式によることができる。さらに、許可届出使用者・廃棄業者等において、自ら管理上必要な事項として、法令上要求された事項以外のものを記帳することについては、

⁴⁴ 使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止等を行った場合は、廃止の日又は死亡、解散若しくは分割(承継がなかった場合に限る。)の日に帳簿を閉鎖しなければならない。

特段の制限はない。

なお、特定許可使用者又は許可廃棄業者にあっては、法第25条第1項又は第3項の規定に基づく帳簿について、法第12条の10の規定に基づき原子力規制委員会の登録を受けた者(登録定期確認機関)による定期確認を受けることから、その確認結果等も適宜考慮して、確認を行うものとする。

1. 立入検査対象事項

(1)帳簿への記載

記帳の確認については、必要な帳簿を備え、規則第24条第1項各号に規定する項目を帳簿に記載していることを確認する。

また、帳簿への記載状況から第3章に示す行為基準の遵守状況についても確認 するものとする。

① 記載についての全般的な確認事項

イ 帳簿の記載について、規則に定める事項との対応を確認する。

また、各帳簿は、一つの簿冊として取りまとめることが望ましいが、複数の簿冊又は帳票に分散して記帳する場合には、それらのどの部分の記載が法の規定に基づく帳簿又は記帳項目として位置付けるものかを明確に整理していることを確認するものとする。

- ロ 帳簿に記載がなく空白のもの、帳簿の記載に欠落が認められるもの等については、その帳簿への記載の状況を確認するとともに、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況と照査する。
- ハ 記帳の状況の確認に当たっては、年度内に記載する事項がなかった帳簿 (簿冊の全部)又は一定の期間を超えて記載する事項がなかった記録様式に ついては、その旨が明らかとなるように管理されていること(記帳を怠って いたものではないことと区別できるよう管理していること)を確認するもの とする。

② 許可届出使用者に係る帳簿

- イ 密封された放射性同位元素を使用する許可届出使用者に係る帳簿
 - a 密封された放射性同位元素の帳簿に係る全般的な確認事項
 - i. 密封された放射性同位元素に関する帳簿を整備していることを確認する。
 - ii. 核種ごとに、数量、物理的状態、化学形等、製品名、許可証又は許可申請等若しくは使用届出等に記載された整理番号その他の放射性同位元素を特定するために必要な情報を記載していることを確認する。

iii. 機器に装備されている放射性同位元素は、機器ごとに当該機器の種類 及び型式を記載していることを確認する。

また、当該機器の性能、製造番号、製造年月日、許可証又は許可申請等若しくは使用届出等に記載された整理番号その他の機器を特定するために必要な情報を記載していることを確認するものとする。

iv. 機器に複数の放射性同位元素が装備されている場合には、当該機器に 装備される核種及び数量を遺漏なく記載していることを確認する。

b 密封された放射性同位元素の受入れ又は払出しに係る帳簿(規則第24 条第1項第1号イ及びロ)

- i. 事業所等への受入れ、事業所等からの払出しの都度、記帳し、核種ご とに来歴等を帳簿に整理していることを確認する。
- ii. 受入れ又は払出しに係る相手方の氏名又は名称を記載していることを確認する。

また、放射性同位元素を払い出す場合には、相手方の許可番号若しくは届出番号、許可証又は許可申請等若しくは使用届出等の確認結果についても併せて確認するものとし、帳簿に記載がある場合には、その帳簿により確認するものとする。

iii.疾病の治療のため人体内に挿入する放射性物質診療用器具であって、人の疾病の治療に使用することを目的として、人体内に挿入されたもの(人体内から再び取り出す意図をもたずに挿入されたものであって、よう素125又は金198を装備しているもの(いわゆる「シード線源」や「グレイン線源」)に限る。)⁴⁵は、法の規制対象から除外されるが、人体に挿入されるまでの間は密封された放射性同位元素として受け入れ、管理することとなる。このため、シード線源又はグレイン線源については、法の規制を受ける分界点までの管理の状況を帳簿に適切に記載していることを確認する。

c 密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿(規則第24条第1項第1 号ハ、ホ及びへ)

i. 放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する。 また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定め

83

⁵ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第1条第5号の医療機器を指定する告示(平成17年文部科学省告示第76号)で指定するもの。(なお、同告示は、令和6年1月1日をもって廃止され、同日以降は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第1条第2号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示(令和4年原子力規制委員会告示第5号)で指定されることになる。)

ているなど、放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時間も記載 していることを確認する。

ii. 核種、数量、使用の目的、方法及び場所には、許可証又は許可申請等若しくは使用届出等との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可証又は許可申請等若しくは使用届出等及び実際の使用に係る取扱内容と整合していることを確認する。

また、許可申請等又は使用届出等における使用の方法において使用時間の上限や放射性同位元素又は放射線発生装置の同時使用の組合せ等を定めている場合には、その使用の方法を管理するために必要な事項を記載していることを確認するものとする。

- iii. 使用に従事する者の氏名については、使用に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「使用に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その使用の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。
- iv. 放射性同位元素を長時間連続して使用をする46場合には、「使用の年月日」及び「使用に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その使用の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。また、その際の使用に係る帳簿は、保管に係る帳簿との対応も明確に整理していることを確認するものとする。

d 密封された放射性同位元素の保管に係る帳簿(規則第24条第1項第1 号トからリまで)

i. 貯蔵施設から取り出し、又は貯蔵施設へ保管する都度、記帳している ことを確認する。

また、保管の期間には、保管を開始(密封された放射性同位元素を貯蔵施設に保管)した年月日から保管を終了(密封された放射性同位元素を貯蔵施設から取出し)した年月日までの期間を記載していることを確認する。さらに、機器に装備されている密封された放射性同位元素であって、使用の場所と保管の場所が同一である場合には、使用及び保管の区別を明確に整理した上で、保管に係る帳簿及び使用に係る帳簿を記帳していることを確認する。

ii. 核種、数量、保管の方法及び場所は、許可証又は許可申請等若しくは 使用届出等との対応を明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内 容が許可証又は許可申請等若しくは使用届出等及び実際の保管に係る取

^{46 「}長時間連続して使用をする」とは、従業者の1日当たりの勤務時間を超える時間連続して使用をするものや、使用中に従事者がその勤務を交代するものなどをいう。

扱内容と整合していることを確認する。

また、許可申請等又は使用届出等において保管の場所を複数設定する ものや、保管の組合せ等の条件を定めている場合には、その貯蔵能力又 は条件を管理するために必要な事項を記載していることを確認するもの とする。

- iii. 保管に従事する者の氏名については、保管に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「保管に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その保管の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。
- iv. 減衰補正のための数量を変更する申請又は届出を行い、それらに基づき放射性同位元素の数量の変更をした場合には、その旨及び管理上の変更年月日等、当該放射性同位元素の識別及び管理等に必要な事項を記載していることを確認する。
- e 密封された放射性同位元素の事業所等の外における運搬に係る帳簿(規 則第24条第1項第1号ヌ)
 - i. 事業所等外運搬の都度、記帳していることを確認する。
 - ii. 運搬の方法には、輸送物の区分(L型、A型、BM型、BU型、IP-1型、IP-2型又はIP-3型)及び運搬手段を記載していることを確認する。

また、放射性輸送物については、輸送物の区分に応じた運搬の技術上の基準への適合性に係る確認結果についても併せて確認するものとし、帳簿に記載がある場合には、その記載内容を確認するものとする。

- 前. 荷受人又は荷送人の氏名又は名称には、記帳をする者が荷受人である場合は荷送人の氏名又は名称を、荷送人である場合は荷受人の氏名又は名称を記載していることを確認する。
- iv. 運搬に従事する者の氏名については、運搬に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「運搬に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その運搬の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。運搬を委託した場合には、委託先の氏名又は名称を記載していることを確認する。
- f 密封された放射性同位元素の廃棄に係る帳簿(規則第24条第1項第1 号ルからワまで)
 - i. 密封された放射性同位元素の廃棄の都度、記帳していることを確認する。

また、廃棄に係る帳簿に記載する事項は、受入れ、使用及び保管に係るそれぞれの帳簿に記載した内容との対応が明確に判別できるように記載していることを確認する。

ii. 廃棄の年月日には、自ら保管廃棄をするものについては、容器に封入 し、保管廃棄設備において保管廃棄を開始した年月日を、許可廃棄業者 に廃棄を委託するもの等については、廃棄に係る密封された放射性同位 元素を払い出した年月日を記載していることを確認する。

なお、密封された放射性同位元素を返還又は譲り渡すために払い出す ものは、法令上の位置付けは「廃棄」ではなく「譲渡」に該当すること から、廃棄に係る帳簿ではなく、払出しに係る帳簿に記載することとな る。

- iii. 核種、数量、廃棄の方法及び場所は、許可申請等又は使用届出等に記載した内容との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、その内容が許可申請等及び実際の廃棄に係る取扱内容と整合していることを確認する。
- iv. 廃棄に従事する者の氏名については、廃棄に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「廃棄に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その廃棄の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。

ロ 密封されていない放射性同位元素を使用する許可使用者に係る帳簿

- a 密封されていない放射性同位元素の帳簿に係る全般的な確認事項
 - i. 密封されていない放射性同位元素に関する帳簿を整備していることを 確認する。
 - ii. 核種ごとに、数量及びその基準年月日、物理的状態、化学形等、製品 名、許可証又は許可申請等に記載された整理番号等その他の放射性同位 元素を特定するために必要な情報を記載していることを確認する。

b 密封されていない放射性同位元素の受入れ又は払出しに係る帳簿(規則 第24条第1項第1号イ及び口)

- i. 事業所等への受入れ、事業所等における生成又は事業所等からの払出 しの都度、記帳し、核種ごとに来歴等を帳簿に整理していることを確認 する。
- 説.受入れ又は払出しに係る相手方の氏名又は名称を記載していることを確認する。

また、放射性同位元素を払い出す場合には、相手方の許可番号、許可

証又は許可申請等の確認結果についても併せて確認するものとし、帳簿 に記載がある場合には、その帳簿により確認するものとする。

- iii. 自らの事業所等において放射性同位元素を生成したときは、その旨並びに、核種、数量及びその基準年月日(半減期の短い核種を取り扱う場合等、放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時刻を含む。)を記載していることを確認する。
- iv. サイクロトロン等で生成したもの又は親核種から壊変した子孫核種を 抽出したもの等であって、それらの初期には放射性同位元素として取り 扱い、管理するものを、その後の工程において治療又は診断のために用 いる薬物として調剤し、法の規制対象から除外して取り扱うものについ ては、その分界や管理の流れを整理した上で、法の規制を受ける分界点 までの管理の状況を帳簿に適切に記載していることを確認する。

c 密封されていない放射性同位元素の使用に係る帳簿 (規則第24条第1 項第1号ハ、ホ及びへ)

- i. 放射性同位元素の使用の都度、記載していることを確認する。
- ii. 核種、数量、使用の目的、方法及び場所には、許可証又は許可申請等 との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可証 又は許可申請等及び実際の使用に係る取扱内容と整合していることを確 認する。

例えば、許可申請等における使用の方法として、1回当たりの最大使用数量を定め1日最大使用数量の範囲内においてこれを1日に複数回取り扱うとするもの、1日最大使用数量に加えて1週間当たりの最大使用数量を定めるもの、複数の使用の場所において使用するがその使用数量がある使用の場所で設定された使用数量の内数として定めるもの、核種をいくつかのグループに分類しグループごとに使用数量を設定するもの、使用の場所を限定するもの等を定めている場合には、その使用の方法を管理するために必要な事項を記載していることを確認するものとする。

- iii. 使用に従事する者の氏名については、使用に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「使用に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その使用の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。
- iv. 放射性同位元素を長時間連続して使用をする⁴⁷場合には、「使用の年月日」及び「使用に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、

87

^{47 「}長時間連続して使用をする」とは、従業者の1日当たりの勤務時間を超える時間連続して使用をするものや、使用中に従事者がその勤務を交代するものなどをいう。

その使用の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。 また、その際の使用に係る帳簿は、保管に係る帳簿との対応も明確に 整理していることを確認するものとする。

- d 密封されていない放射性同位元素の保管に係る帳簿(規則第24条第1 項第1号トからリまで)
 - i. 貯蔵施設から取り出し、又は貯蔵施設へ保管する都度、記帳している ことを確認する。

また、保管の期間には、保管を開始(密封されていない放射性同位元素を入れた容器を貯蔵施設に保管)した年月日から保管を終了(密封されていない放射性同位元素を入れた容器を貯蔵施設から取り出し)した年月日までの期間を記載していることを確認する。

ii. 核種、数量、保管の方法及び場所は、許可証又は許可申請等との対応 が明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可証又は許可 申請等及び実際の保管に係る取扱内容と整合していることを確認する。

また、許可申請等における貯蔵能力として核種をいくつかのグループに分類し、グループごとに貯蔵能力を定めている場合や、許可申請等において保管の場所を複数設定する等の条件を定めている場合には、その貯蔵能力又は条件を管理するために必要な事項を記載していることを確認するものとする。

- iii. 保管に従事する者の氏名については、保管に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「保管に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その保管の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。
- iv. 保管に係る放射性同位元素の数量を減衰補正して変更する場合には、 その旨並びに変更後の数量及び数量を変更した年月日等、当該放射性同 位元素の識別及び管理等に必要な事項を記載していることを確認する。
- e 密封されていない放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の事業所等の外における運搬に係る帳簿(規則第24条第1項第1号 ヌ)

上記イeと同様とする。

- f 密封されていない放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染され た物の廃棄に係る帳簿(規則第24条第1項第1号ルからワまで)
 - i. 密封されていない放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染さ

れた物の廃棄の都度、記帳していることを確認する。

また、廃棄に係る帳簿に記載する事項は、受入れ、使用及び保管に係るそれぞれの帳簿に記載した内容との対応が明確に判別できるように記載していることを確認する。

- ii. 以下の廃棄の方法に応じ、記帳の状況を確認する。
 - 一. 保管廃棄するもの
 - 1) 保管廃棄容器に封入するもの

廃棄の年月日は、密封されていない放射性同位元素又は放射性 同位元素によって汚染された物を容器に封入し、保管廃棄設備に おいて保管廃棄を開始した年月日を記載していることを確認する。

核種、数量、廃棄の方法及び場所は、封入した容器ごとに許可申請等に記載した内容との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、その内容が許可申請等及び実際の廃棄に係る取扱内容と整合していることを確認する。また、廃棄に係る核種及び数量については、使用の履歴や、廃棄しようとするものの種類又は分類等の区分ごとに算定方法を定め、その廃棄の状況に応じ適切に記載していることを確認する。

廃棄に従事する者の氏名については、廃棄に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「廃棄に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その廃棄の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。

2) 容器に封入することが著しく困難な場合であって、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるもの

廃棄の年月日は、汚染の広がりを防止するための特別の措置を 講じ、保管廃棄設備において保管廃棄を開始した年月日を記載し ていることを確認する。

核種、数量、廃棄の方法及び場所は、特別の措置を講じるものごとに許可申請等に記載した内容との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、その内容が許可申請等、放射線障害予防規程その他の規程に定める措置及び実際に講じた特別の措置の内容と整合していることを確認する。また、廃棄に係る核種及び数量については、使用の履歴や、廃棄しようとするものの種類又は分類等の区分ごとに、その算定方法を定め、その廃棄の状況に応じ適切に記載していることを確認する。

廃棄に従事する者の氏名については、上記1)と同様とする。

二. 焼却するもの

廃棄の年月日は、焼却をした年月日を記載していることを確認する。 核種、数量、廃棄の方法及び場所は、焼却をするものごとに許可申 請等に記載した内容との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、 その内容が許可申請等、放射線障害予防規程その他の規程に定める措 置及び実際の焼却に係る措置と整合していることを確認する。また、 廃棄に係る核種及び数量については、あらかじめ定めた方法等(焼却 する物の調整及び測定を含む。)により確認又は算定した数量に基づ き、適切に記載していることを確認する。廃棄の方法については、焼 却炉の運転及び操作の状況(焼却に伴う排気、排水及び焼却残渣の処 理の状況を含む。)等を記載していることを確認する。

廃棄に従事する者の氏名については、上記一. 1)と同様とする。

三. 許可廃棄業者に廃棄を委託するもの等

廃棄の年月日は、密封されていない放射性同位元素又は放射性同位 元素によって汚染された物を封入した容器等を払い出した年月日を記載していることを確認する。

廃棄に係る核種及び数量は、払い出す容器等ごとに、当該容器等に 関する廃棄に係る帳簿の記録に基づき記載し、かつ、それらの帳簿の 記録との対応が整合していることを確認する。

廃棄の方法及び場所は、廃棄を委託するものの払出しの方法(払い 出すものについての措置を含む。)、委託先の氏名又は名称及び払出し の場所を記載していることを確認する。

廃棄に従事する者の氏名については、上記一. 1)と同様とする。 なお、密封されていない放射性同位元素を譲り渡すために払い出す ものは、法令上の位置付けは「廃棄」ではなく「譲渡」に該当するこ とから、廃棄に係る帳簿ではなく、上記bの払出しに係る帳簿に記載 することとなる。

四. 排気設備又は排水設備による廃棄

密封されていない放射性同位元素の取扱いに伴って、廃棄施設に移行する密封されていない放射性同位元素又は放射性同位元素によって 汚染された物を排気設備又は排水設備により処理して廃棄するものに ついては、廃棄に係る核種及び数量、廃棄の年月日、方法及び場所、 廃棄に従事する者の氏名を記載していることを確認する。なお、密封 されていない放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された 物の廃棄に係る帳簿として、規則第20条の規定に基づき実施する測 定の記録を併用するものについては、廃棄に係る帳簿としての位置付 け等が明確に判別できるように記帳していることを確認する。

排気設備を連続して運転し、排気をする場合には、各記帳項目について具体的な記載方法を定め、その廃棄の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認する。

ハ 放射線発生装置を使用する許可使用者に係る帳簿

- a 放射線発生装置の帳簿に係る全般的な確認事項
 - i. 放射線発生装置に関する帳簿を整備していることを確認する。
 - ii. 帳簿には、種類、性能その他の放射線発生装置を特定するために必要な情報を必要に応じて記載していることを確認する。

b 放射線発生装置の使用に係る帳簿(規則第24条第1項第1号二からへまで)

- i. 放射線発生装置の使用の都度、記帳していることを確認する。 また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定め ることなど、放射線発生装置の取扱管理上必要な場合には、時間も記載 していることを確認する。
- ii. 使用の目的、方法及び場所には、許可証又は許可申請等との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可証又は許可申請等及び実際の使用に係る取扱内容と整合していることを確認する。

また、許可申請等における使用の方法において使用時間の上限、照射 する線量の積算値の上限や放射性同位元素又は放射線発生装置の同時使 用の組合せ等を定めている場合には、その使用の方法を管理するために 必要な事項を記載していることを確認するものとする。

- iii. 使用に従事する者の氏名については、使用に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「使用に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その使用の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。
- iv. 放射線発生装置を長時間連続して使用をする⁴⁸場合には、「使用の年月日」及び「使用に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その使用の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。

c 放射化物の保管に係る帳簿(規則第24条第1項第1号トからリまで)

i. 放射化物保管設備から取り出し、又は放射化物保管設備へ保管する都

^{48 「}長時間連続して使用をする」とは、従業者の1日当たりの勤務時間を超える時間連続して使用をするものや、使用中に従事者がその勤務を交代するものなどをいう。

度、記帳していることを確認する。

また、保管の期間には、保管を開始(放射化物を放射化物保管設備に 保管)した年月日から保管を終了(放射化物を放射化物保管設備から取 出し)した年月日までの期間を記載していることを確認する。

ii. 放射化物保管設備に保管する放射化物に含まれる放射線を放出する同 位元素の種類及び数量は、当該放射化物に係る部品等の組成を考慮し、 主要な核種及び数量を記載していることを確認する。

また、放射線を放出する同位元素の種類及び数量の算定については、 算定の根拠が明確であり、かつ、科学的に妥当な方法により算出をして いること49を帳簿に示していることを確認するものとする。

- ⅲ. 保管の方法及び場所には、許可申請等に記載された放射化物保管設備 であることが明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可 申請等と整合していることを確認する。
- iv. 保管に従事する者の氏名については、保管に従事した者を特定できる ように記載していることを確認する。また、「保管に従事する者の氏名」 に係る具体的な記載方法を定め、その保管の状況に応じ遺漏なく記載し ていることを確認するものとする。
- v. 放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難 な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるも のについては、上記ロfii. 一. 2)と同様とする。

d 放射化物の廃棄に係る帳簿(規則第24条第1項第1号ルからワまで)

i. 放射化物の廃棄の都度、記帳していることを確認する。

また、放射化物保管設備に保管する放射化物を廃棄する場合には、当 該放射化物に関する廃棄に係る帳簿に記載する事項は、保管に係る帳簿 に記載した内容との対応が明確に判別できるように記載していることを 確認する。

- ii. 放射化物に含まれる放射線を放出する同位元素の種類及び数量は、当 該放射化物に係る部品等の組成を考慮し、主要なものを記載しているこ とを確認する。また、放射線を放出する同位元素の種類及び数量の算定 については、算定の根拠が明確であり、かつ、科学的に妥当な方法によ り算出をしていること50を帳簿に示していることを確認するものとする。
- iii. 廃棄の年月日には、保管廃棄をするものについては、容器に封入し、 保管廃棄を開始した年月日を、許可廃棄業者に廃棄を委託するもの等に

医療用直線加速装置については、別記5-6-1に示す算定方法を参考とし得る。

医療用直線加速装置については、別記5-6-1に示す算定方法を参考とし得る。

ついては、放射化物を払い出した年月日を記載していることを確認する。

- iv. 廃棄の方法及び場所は、許可申請等に記載された内容との対応が明確 に判別できるよう記載し、かつ、その内容が許可申請等、放射線障害予 防規程その他の規程に定める措置及び実際に講じた措置と整合している ことを確認する。
- v. 許可廃棄業者に廃棄を委託するもの等については、放射化物に含まれる放射線を放出する同位元素の種類及び数量は、払い出す容器等ごとに、 当該容器等に関する廃棄に係る帳簿の記録に基づき記載し、かつ、それ らの帳簿の記録との対応が整合していることを確認する。

このほか、放射化物を払い出した年月日、払出しの方法(払い出すものについての措置を含む。)、委託先の氏名又は名称及び払出しの場所を記載していることを確認する。

- vi. 廃棄に従事する者の氏名については、廃棄に従事した者が特定できるように記載していることを確認する。また、「廃棄に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その廃棄の状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。
- vii. 容器に封入することが著しく困難な場合であって、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるものについては、上記ロ f ii. 一. 2) と同様とする。
- viii. 排気設備による廃棄を行う場合については、上記ロfii. 四とする。
- e 放射化物の運搬に係る帳簿 (規則第24条第1項第1号ヌ) 上記イeと同様とする。
- f 放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの受入れ又は払出しに係る帳簿(規則第24条第1項第1号イ及びロ)
 - i. 事業所等への受入れ又は事業所等からの払出しの都度、記帳し、放射 線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものごとに来歴等を 帳簿に整理していることを確認する。
 - ii. 受入れ又は払出しに係る相手方の氏名又は名称を記載していることを確認する。

また、放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを払い出す場合には、相手方の許可番号、許可証又は許可申請等の確認結果についても併せて確認するものとし、帳簿に記載がある場合には、その帳簿により確認するものとする。

- 二 放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物の廃棄をする場合にあっては、管理区域)の点検に係る帳簿(規則第24条第1項第1号3)
 - a 放射線施設の点検に関する帳簿を整備していることを確認する。 なお、放射線障害予防規程等に基づき、放射線施設等に係る点検を実施 していることを併せて確認するものとする。
 - b 放射線施設の点検の都度、記帳していることを確認する。
 - c 点検の結果には、施設又は設備ごとに点検の項目又は内容及びその結果 を記載していることを確認する。

なお、点検結果において所見があり、それらに対する許可届出使用者又は許可廃棄業者の判断又は措置が帳簿において判然としないものについては、必要に応じて許可届出使用者又は許可廃棄業者にその対応状況について確認を行うものとする。

d 点検に伴う措置を講じた場合には、具体的な措置の内容を記載している ことを確認する。

また、必要に応じて、当該措置の内容に係る施設等の工事記録(作業計画・報告書、写真、図面、材料検査成績証明書等)等の関係書類を確認する。

なお、実施した措置について許可届出使用者又は許可廃棄業者の評価又は確認結果が帳簿において判然としないものについては、必要に応じて許可届出使用者若しくは許可廃棄業者にその評価又は確認結果について確認を行うものとする。

e 点検を行った者の氏名については、点検を行った者が特定できるように 記載していることを確認する。また、「点検を行った者の氏名」に係る具 体的な記載方法を定め、その点検の内容や工程等に応じ遺漏なく記載して いることを確認するものとする。

ホ 第20条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による点検 等の帳簿(規則第24条第1項第1号タ⁵¹)

- a 放射線障害のおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に用いる放射線測定器の点検及び校正に関する帳簿を整備していることを確認する。
- b 放射線測定器の点検又は校正の都度、記帳していることを確認する。
- c 点検又は校正の年月日には、放射線測定器ごとに点検又は校正をした年

-

⁵¹ 本号は令和5年10月1日施行。

月日を記載していることを確認する。

なお、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関が提供する受動形積算線量計を用いて、規則第20条第1項第3号に掲げる放射線の量に係る測定(いわゆる「場所の測定」のうち、放射線の量に係る測定)を行う場合には、サーベイメータなどの放射線測定器のような点検及び校正を行わないことから、点検又は校正の年月日、方法、結果及びこれに伴う措置の記載に代えて、その外部の機関の名称と当該機関が測定時に有効な認定を取得した日を記載していることを確認する。

d 放射線測定器の種類及び型式には、点検を行った放射線測定器の種類及 び型式を記載していることを確認する。

なお、同一の型式の放射線測定器が複数存在する場合には、製造番号等の記載など、放射線測定器を特定するために必要な情報を記載していることを確認するものとする。

- e 点検又は校正の方法には、具体的な方法を記載していることを確認する。 また、結果には、異常の有無やその内容、得られた校正定数等を記載し ていることを確認するほか、点検及び校正に係る全体の計画(実施計画) で定める点検又は校正の対象及び頻度に基づき、点検又は校正をしたこと を帳簿に示していることを確認する。
- f 点検又は校正の結果に伴う措置の内容には、点検又は校正の結果に基づいて、修理や部品交換、調整等を行った場合には、その内容を具体的に記載していることを確認する。

また、点検又は校正の結果に伴う措置がなく、校正定数のみが変更される場合には、その旨を記載していることを確認することとなる。

g 点検又は校正を行った者の氏名には、放射線測定器の点検又は校正を行った者が特定できるように記載していることを確認する。なお、「点検又は校正に従事する者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その状況に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする。

また、記帳しなければならない事項のうち、規則第24条第1項第1号タの括弧書の規定により、「名称」を適用し、記載している場合には、点検又は校正を外部の機関に委託する場合において、審査登録機関によるIS09001の認証を受けた者によって行われた点検や、計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)登録事業者により行われた校正など、当該外部の機関における品質マネジメントシステムの下、その点検又は校正に係る信頼性を確保していることをどのように判断しているかについて確認する。

へ 第20条第2項第3号に規定する措置の内容(規則第24条第1項第1号 レ⁵²)

- a 放射線施設に立ち入った者に対する外部被ばくによる線量の測定の信頼 性を確保するための措置に関する帳簿を整備していることを確認する。
- b 測定の信頼性を確保するための措置には、下記の運用方法に応じた措置 の内容を記載していることを確認する。
 - i. 第5章第2節Ⅱ. 2. (1) ②イの場合

当該外部の機関が公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)による ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けていることについての確認した内容を記載していること。

ii. 第5章第2節Ⅱ. 2. (1) ②ロの場合

公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)の ISO/IEC 17025 に基づく 放射線個人線量測定分野の認定を受けていることの証明内容を記載して いること。また、認定を受けた内容及び当該認定に基づき講じている措 置の内容を記載していること。

- iii. 第5章第2節Ⅱ. 2. (1)②ハの場合具体的な措置の内容を記載していること。
- iv. 外部被ばくによる線量が $100\,\mu\,\mathrm{Sv}$ を超えるおそれのある一時的立入者 がいる場合

上記ホと同様の内容とする。

ト 教育及び訓練に係る帳簿(規則第24条第1項第1号ソ53)

- a 教育及び訓練に関する帳簿を整備していることを確認する。
- b 教育及び訓練の都度、記帳していることを確認する。
- c 教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数(規則第21条の2 第1項第2号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第3号の 規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練 に限る。)並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記載していること を確認する。

教育及び訓練の項目並びに時間数については、規則第21条の2第1項 第4号に規定する項目及び同条第3項に規定する時間数との対応が明確に 判別できるように記載し、かつ、教育及び訓練を実施した者の氏名、教育 及び訓練の具体的な内容又は結果、時間数等を記載していることを確認す

⁵² 本号は令和5年10月1日施行。

⁵³ 令和5年10月1日施行の規則条文を記載。当該施行日の前日までの条文は、「規則第24条第1項第 1号タ」。

る。

d 教育及び訓練を受けた者の氏名については、放射性同位元素等又は放射 線発生装置の取扱いに係る業務上の区分との対応が明確に判別できるよう に整理していることを確認する。

チ 第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域の 管理に関する帳簿 (規則第24条第1項第1号ツ⁵⁴)

- a 規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる 区域の管理に関する帳簿を整備していることを確認する。
- b 規則第22条の3第1項の規定により設定した場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認方法及び確認をした者の氏名を記載していることを確認する。確認方法には、当該区域の管理上の必要に応じて、確認を行った日時、場所及び確認結果を記載していることを確認する。

また、確認をした者の氏名については、確認を行った者が特定できるように記載していることを確認する。

c 規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる 区域に立ち入った者の氏名を記載していることを確認する。立ち入った者 の氏名には、当該区域の管理上の必要に応じて、立入年月日、時間、目的 等を記載していることを確認する。

③ 届出販売・賃貸業者に係る帳簿

- イ 密封された放射性同位元素の販売又は賃貸をする届出販売・賃貸業者に係 る帳簿
 - a 密封された放射性同位元素の帳簿に係る全般的な確認事項
 - i. 密封された放射性同位元素の帳簿を整備していることを確認する。
 - ii. 核種ごとに数量、物理的状態、化学形等、製品名その他の放射性同位 元素を特定するために必要な情報を記載していることを確認する。
 - iii. 機器に装備されている放射性同位元素及び表示付認証機器は、機器ごとに当該機器の種類及び型式を記載していることを確認する。

また、当該機器の性能、製造番号、製造年月日、表示付認証機器にあってはその認証番号、販売業届出等又は賃貸業届出等その他の機器を特定するために必要な情報についても必要に応じて記載していることを確

⁵⁴ 令和5年10月1日施行の規則条文を記載。当該施行日の前日までの条文は、「規則第24条第1項第 1号レ」。

認する。

- iv. 機器に複数の放射性同位元素が装備されている場合には、当該機器に 装備される核種及び数量を遺漏なく記載していることを確認する。
- b 密封された放射性同位元素の譲受け・回収・賃借又は販売・その他譲渡 し・返還・賃貸に係る帳簿(規則第24条第1項第2号イ及びロ)
 - i. 譲受け(回収及び賃借含む。)又は販売その他譲渡し(返還を含む。) 若しくは賃貸の都度、記帳し、核種ごとに来歴等を帳簿に整理している ことを確認する。
 - ii. 譲受け又は販売その他譲渡し若しくは賃貸に係る相手方の氏名又は名 称を記載していることを確認する。

また、放射性同位元素の販売その他譲渡し又は賃貸をする場合には、 相手方の許可番号又は届出番号、許可証又は許可申請等若しくは使用届 出等の確認結果についても併せて確認するものとし、帳簿に記載がある 場合には、その帳簿により確認するものとする。

- c 密封された放射性同位元素の保管の委託に係る帳簿 (規則第24条第1 項第2号二及びホ)
 - i. 許可届出使用者への保管の委託の都度、記帳していることを確認する。
 - ii. 核種及び数量は、保管を委託する許可届出使用者の許可証又は許可申 請等若しくは使用届出等との対応を明確に判別できるよう記載している ことを確認し、かつ、それらの内容が許可証又は許可申請等若しくは使 用届出等及び保管に係る取扱内容と整合していることを確認する。
 - iii. 保管の委託に係る許可届出使用者の氏名又は名称を記載していることを確認する。保管の委託の年月日は、許可届出使用者に保管を委託するために払い出した年月日を、また、期間は、保管を委託した年月日から保管の委託を終了した年月日までの期間を記載していることを確認する。また、許可届出使用者との間の保管の委託に係る契約等の内容を確認する。
- d 密封された放射性同位元素の運搬に係る帳簿(規則第24条第1項第2 号ハ)

上記②イeと同様とする。

また、許可届出使用者との保管の委託に係る契約又は許可届出使用者若しくは許可廃棄業者との間の運搬に係る契約等の内容を確認する。

- e 密封された放射性同位元素の廃棄の委託に係る帳簿 (規則第24条第1 項第2号へ及びト)
 - i. 許可廃棄業者等への廃棄の委託の都度、記帳していることを確認する。
 - ii. 核種、数量及び廃棄の委託に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者の 氏名又は名称を記載していることを確認する。廃棄の委託の年月日は、 許可廃棄業者等に廃棄を委託するために払い出した年月日を記載してい ることを確認する。

なお、密封された放射性同位元素を返還又は譲り渡すために払い出す ものは、法令上の位置付けは「廃棄」ではなく「譲渡」に該当すること から、廃棄に係る帳簿ではなく、払出しに係る帳簿に記載することとな る。

ロ 密封されていない放射性同位元素の販売をする届出販売業者に係る帳簿 届出販売業者に係る立入検査対象事項については以下のとおり。

なお、本ガイドでは、届出賃貸業者における実務の状況に照らし、密封されていない放射性同位元素の賃貸をする届出賃貸業者に係る立入検査対象事項及び検査手法は、示さない。

- a 密封されていない放射性同位元素の帳簿に係る全般的な確認事項
 - i. 密封されていない放射性同位元素の販売に関する帳簿を整備している ことを確認する。
 - ii. 核種及び数量は、物理的状態、化学形等、製品名その他の放射性同位元素を特定するために必要な情報を必要に応じて記載していることを確認する。
- b 密封されていない放射性同位元素の譲受け又は販売その他譲渡しに係る 帳簿(規則第24条第1項第2号イ及びロ) 上記イbと同様とする。
- c 密封されていない放射性同位元素の保管の委託に係る帳簿 (規則第24 条第1項第2号二及びホ)

上記イcと同様とする。

d 密封されていない放射性同位元素の運搬に係る帳簿 (規則第24条第1 項第2号ハ)

上記イdと同様とする。

e 密封されていない放射性同位元素の廃棄の委託に係る帳簿 (規則第24 条第1項第2号へ及びト)

上記イeと同様とする。

④ 許可廃棄業者 (廃棄物埋設を行う者を除く。) に係る帳簿

- イ 放射性同位元素等の廃棄の業の帳簿に係る全般的な確認事項
 - a 放射性同位元素等の廃棄の業に関する帳簿を整備していることを確認する。
 - b 核種ごとに、物理的状態、化学形等その他の放射性同位元素を特定する ために必要な情報を記載していることを確認する。
 - c 放射性同位元素等の数量は、払出先からの情報に基づき記載していることを確認する。

また、算定等に基づくものについては、算定の根拠が明確であり、かつ、 科学的に妥当な方法により算出等をしていることを帳簿に示していること を確認するものとする。

ロ 放射性同位元素等の受入れ又は払出し等に係る帳簿 (規則第24条第1項 第3号イ及びロ)

- a 廃棄事業所への受入れ、廃棄事業所からの払出しの都度、核種ごと又は 放射性同位元素等を封入した容器等ごとに来歴等を記帳していることを確 認する。
- b 受入れ又は払出しに係る相手方の氏名又は名称を記載していることを確認する。

また、放射性同位元素等を払い出す場合には、相手方の許可番号、許可 証又は許可申請等などの確認結果についても併せて確認するものとし、帳 簿に記載がある場合には、その帳簿により確認するものとする。

ハ 放射性同位元素等の保管に係る帳簿 (規則第24条第1項第3号ハからホまで)

上記②イd又はロdと同様とする。ただし、放射性同位元素等の受入れの 状況や、詰替え等の取扱いに伴い、上記に示す事項に当てはまらない状況が ある場合には、本ガイドに示す事項を参考としつつ、許可廃棄業者の放射線 施設及び放射性同位元素等の取扱いの状況に照らして個別に帳簿の記載を確 認するものとする。

二 放射性同位元素等の運搬に係る帳簿(規則第24条第1項第3号へ)

上記②イeと同様とする。

ホ 規則第24条第1項第1号ルからソ⁵⁵までに掲げる事項に係る帳簿(規則 第24条第1項第3号ト)

上記②イf及びロf、ニからトまでと同様とする。ただし、放射性同位元素等の受入れの状況や、詰替え等の取扱いに伴い、上記に示す事項に当てはまらない状況がある場合には、本ガイドに示す事項を参考としつつ、許可廃棄業者の放射線施設及び放射性同位元素等の取扱いの状況に照らして個別に帳簿の記載を確認するものとする。

(2) 検査手法

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等 への聴き取りにより、上記(1)の事実を確認する。

- ① 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ② 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- ③ 許可申請等、使用届出等、販売業届出等又は賃貸業届出等の内容を確認できる書類
- ④ 作業計画書、施設等の施工記録(写真、図面、材料検査成績証明書等)
- ⑤ 外部委託に関する書類等
- ⑥ その他記帳について組織的に作成する記録類

2. 帳簿の閉鎖

(1)帳簿は毎年3月31日56に閉鎖すること(規則第24条第2項)

上記1. に示す各帳簿について、各年度末に帳簿を閉鎖していることを確認する。なお、帳簿の閉鎖とは、単に帳簿を期間ごとに区切るということに限定されるものではなく、例えば、閉鎖した帳簿について、少なくとも1年に1回以上の頻度で、事業所等の長やその他の責任者、担当者等を含めて組織的に点検することを通じて、帳簿類の記帳の状況や、放射性同位元素等の譲渡譲受及び取扱いの状況に異常がないこと等を確認すること、さらに必要に応じて放射線障害の防止に関する業務の改善に資することなども期待される。このため、閉鎖した帳簿について、許可届出使用者・廃棄業者等においてどのような取扱いや取組を実施しているか、それらの状況についても確認するものとする。

また、放射線管理状況報告書は、閉鎖した各帳簿の内容に基づいて作成するこ

⁵⁵ 令和5年10月1日施行の規則条文を記載。当該施行日の前日までの条文は、「規則第24条第1項第 1号ルからタまで」。

⁵⁶ 使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止等を行った場合は、廃止の日又は死亡、解散又は分割 (承継がなかった場合に限る。)の日に帳簿を閉鎖しなければならない。

とが通常の手順と考えられることから、報告書に記載する根拠とした事項及びそ の集計方法、集計結果等の妥当性確認等の整合性についても確認するものとする。 なお、管理下にない放射性同位元素等の発見事例等から、放射性同位元素等の 管理の徹底を求めるために発出された「放射性同位元素等に関する保管管理状況 の点検結果を踏まえた安全管理の考え方(依頼)」(平成16年9月9日文部科学 省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長)、「放射性同位元素等に関 する点検結果を踏まえた安全管理の徹底について」(平成17年8月29日文部 科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長)の趣旨を踏まえて、 受入れ又は払出し等に関する責任者の関与等の管理体制、帳簿の閉鎖の状況に応 じた放射性同位元素等の状態の把握及び管理のための点検等の有無やその結果等 についても確認するものとする。さらに、長期間使用していない放射性同位元素 の装備機器の線源部分が脱落、不明となる事故が発生した事例から放射性同位元 素等の管理の徹底を求めるために発出された「使用予定のない放射性同位元素に ついて」(平成10年5月1日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長)の趣旨 を踏まえて、使用予定のない放射性同位元素の許可廃棄業者への払出しなどの措 置の状況についても確認するものとする。

(2) 検査手法

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等 への聴き取りにより、上記(1)の事実を確認する。

- ① 規則第24条第1項の規定に係る帳簿
- ② 放射線管理状況報告書の内容を確認できる書類
- ③ その他帳簿の閉鎖について組織的に作成する記録類

3. 帳簿の保存

(1)帳簿の保存期間は帳簿の閉鎖後5年間とすること(規則第24条第3項)

上記1. に示す各帳簿について、閉鎖後5年間保存していることを確認する。 なお、法令が定める保存期間は、保存すべき最短の年限を定めるものであって、 この期間を超えて保存することを何ら否定するものではない。

(2)電磁的方法による保存(規則第24条の2)

上記1. に示す帳簿を電磁的記録により作成し、保存する場合には、帳簿についての記録が電子計算機等により直ちに表示できること及びそれらの保存状況を確認するほか、電磁的保存基準に示す基準を確保するよう努めていることを確認する。

(3) 検査手法

下記の方法により、上記(1)及び(2)の事実を確認する。

① 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者 等への聴き取りにより、許可届出使用者・廃棄業者等の実施状況を確認する。

- イ 放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)
- ロ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿

② 現場の巡視

規則第24条第1項第1号から第3号までの規定に係る帳簿を電子計算機等により保存する場合には、電子計算機等による記録の表示が直ちに行えることを確認する。

また、電磁的保存基準に示す基準への対応状況を確認する。

第7節 危険時の措置等

I. 危険時の措置等に係る法令の規定

1. 危険時の措置

許可届出使用者等(表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を 委託された者を含む。以下本節において同じ。)は、所持する放射性同位元素若しく は放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放 射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置⁵⁷を講じなければならない(法第3 3条第1項及び規則第29条)。

また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報 しなければならない(法第33条第2項)。

許可届出使用者・廃棄業者等(表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。)は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない(法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号)。

さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号 の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示(平成30年原子

-

⁵⁷ 規則第29条第1項第5号に規定する「関係者以外の者の立入りを禁止する」措置として、例えば、 放射性同位元素等を移した場所の周囲に縄を張ることや標識等を設けること、現場の状況に応じて見張 りを行うこと等が考えられる。

力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。)第1条に定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあっては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号)。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が 発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合において は、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない (法第31条の2)。

2. 災害時の措置(危険時の措置を除く。)

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号)⁵⁸。これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置をあらかじめ定めておくことを求めるものである。

Ⅱ. 危険時の措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者等が、法令の規定に従って危険時の措置等を確実に講じられるよう必要な体制等を整備していることを確認する。

なお、危険時の措置(応急の措置)又は災害時の措置に関し、許可届出使用者等の事業所等において別に定める防災又は危機管理に係る所内規程等を準用又は適用する場合にあっては、当該所内規程等の内容は、法に規定する措置等に対応し得るものであること(放射線施設に係る対応等も考慮したものであること)を確認するものとする。

1. 危険時の措置

(1) 立入検査対象事項

危険時の措置(応急の措置)については、事業所等において取り扱う放射性同位元素等又は放射線発生装置並びに放射線施設、組織の規模により、想定される

⁵⁸ 災害時の措置は、法第33条に規定する危険時の措置とはその意義が異なるが、災害は、法第33条 に掲げる「放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合」の起因事象となる可能性も あることから、本ガイドでは危険時の措置に関連するものとして、本節において示している。

危険時の措置の内容・程度には大きな違いがあることから、その実態を踏まえて、 規則第29条第1項各号に規定する応急の措置として講じなければならない措置 を確実に講じられるよう必要な体制及び資機材を整備し、手順を定めていること 等を確認する。

また、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、必要な体制、手順等を定めていることを確認する。

なお、事故・トラブル等の緊急時における連絡方法を定めた「放射性同位元素 使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」(平成30 年3月7日原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門事務連絡) の趣旨を踏まえた管理及び対応の方法についても確認するものとする。

さらに、許可届出使用者・廃棄業者等(表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。)のうち、防災告示に基づき、危険時の措置(応急の措置)を講ずるために必要な事項をあらかじめ放射線障害予防規程に定めなければならないものにあっては、規則第21条第1項第14号イからホまでに掲げる事項について、当該予防規程に定めるところにより、必要な体制及び資機材の整備等を図っていること確認する。

(2) 検査手法

放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)の記載内容の確認、当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記(1)の事実を確認する。その際、その他危険時の措置について組織的に作成する記録類がある場合には、それについても確認するものとする。

2. 災害時の措置

(1) 立入検査対象事項

地震、火災その他の災害が発生した場合における措置は、危険時の措置と同様に、許可届出使用者及び許可廃棄業者が事業所等において取り扱う放射性同位元素等又は放射線発生装置並びに放射線施設、組織の規模により、想定される災害時の措置の内容・程度には大きな違いがあるが、放射線障害予防規程に必要な事項を定め、当該予防規程に定めるところにより、必要な体制及び資機材を整備し、手順を定めていること等を確認する。

(2) 検査手法

放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)の記載内容の確認及び当該検査 に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記(1)の事実を確認する。そ の際、その他災害時の措置について組織的に作成する記録類がある場合には、それについても確認するものとする。

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. 業務の改善等

許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、法の規定に基づき、 放射線障害の防止等に関して業務の改善、教育訓練の充実その他の必要な措置(以下「業務の改善等」という。)を講ずる責務を有する(法第38条の4)。

法第38条の4の規定は、放射性同位元素や放射線発生装置の利用技術等が日々 進化を遂げる中で、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見 を踏まえて、放射線障害の防止に関し、自発的な取組として、業務の改善等を講ず る責務を有することを明らかにしている。

特定許可使用者及び許可廃棄業者は、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえて、 業務の改善について、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出ると ともに、当該予防規程に定めるところにより、業務の改善を確実、かつ、適正に実 施しなければならない(法第21条第1項及び規則第21条第1項第15号)。

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1)業務の改善等の方法等

許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者が、放射線障害の防止の一層の向上に資するため(現状の運用方法等の有効性を評価することを含む。)に事業所等において組織的に、かつ、自主的に実施する取組やそれらに係る全ての諸活動は、「業務の改善等」として位置付けられる。

業務の改善等に位置付けられる措置の具体的内容は、事業所等の人員規模、従業者の力量、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況により異なる。このため、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者は担当者や責任者の関与を含めた組織的な仕組みや手順等を定め、それらに基づき業務の改善等を行うこととなる。

また、業務の改善等の方法は、必ずしも事業所等内の組織変更や、業務の規則・ 手順の見直し等の活動に限定されるものではなく、教育訓練の充実やその他の措置 も取り得る。

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更 に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射 線防護の最適化の原則⁵⁹に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

Ⅱ.業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)の規定に基づき、マネジメント層⁶⁰を含め、業務の改善を確実、かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者(特定許可使用者を除く。)、届出販売業者、届出賃貸業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁶¹の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

2. 検査手法

.

放射線障害予防規程(その下部規程等を含む。)の記載内容の確認、マネジメント層、当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記1.の事実を確認する。その際、その他業務の改善等について組織的に作成する記録類がある場合には、それについても確認するものとする。

⁵⁹ 放射線防護の最適化の原則は、「経済的及び社会的要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保つ」べきであるという放射線防護に関する原則的な考え方として ICRP (国際放射線防護委員会)により示されているもので、As Low As Reasonably Achievable の頭文字をとって、ALARA の原則と呼ばれている。

⁶⁰ 必ずしも法人の代表者等である必要はなく、評価の結果を踏まえて人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置等につながる仕組みの構築ができる者をいう。

⁵¹ 業務の改善について放射線障害予防規程への規定義務がないことなどから、事業所等において実施する諸活動(措置)の位置付け又は関係が明確でない場合が想定されるが、関係する担当者や責任者の関与を含めた組織的な仕組みや手順等を定め、放射線障害の防止の一層の向上に資するために自主的に実施する取組やそれらに係る諸活動(現状の運用方法等の有効性評価を含む。)は、おおよそ「業務の改善等」に位置付けられると考えられる。

第6章 廃止等に伴う措置

I. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. 使用の廃止等の届出

許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者は、許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置の全ての使用を廃止したとき、又はその業を廃止したときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、法第26条第1項の規定により、許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者は、その状況より明らかであることから、廃止の旨の届出は要さないものとしている(法第27条第1項)。

また、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者が死亡し、又は法人である許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者が解散し、若しくは分割をした場合において、法第26条の2又は26条の3の規定による許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者の地位の承継がなかった場合には、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物若しくは放射線施設を承継した法人は、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない(法第27条第3項)。

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者等⁶²は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下「廃止措置」という。)を講じなければならない(法第28条第1項)。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである(規則第26条第1項)。

-

⁶² 実務においては、法第26条第1項の規定に基づき許可を取り消されるという者は極めて特別な事例 に限定されるものと考えられるが、本ガイドでは法令の用例に従っている。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(1) 下記(2) 及び(3) のいずれにも	下欄の①から⑧まで
該当しない者	(規則第26条第1項本文)
(2) 法第28条第7項に規定する従前の 届出販売業者又は届出賃貸業者	下欄のうち①から④まで、⑥及び⑦ (規則第26条第1項ただし書)
(3) 法第28条第7項に規定する従前の	下欄のうち①から④まで
表示付認証機器届出使用者	(規則第26条第1項ただし書)

措置の概要

- ① 所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者・廃棄業者等に譲渡し、又は廃棄すること
- ② 借り受けている放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者・廃棄業者等に返還すること
- ③ 放射性同位元素による汚染を除去すること(廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合(全ての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。)を除く。)
- ④ 放射性汚染物を許可使用者(③の括弧書の場合に事業所等を譲り受ける者に限る。)若 しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること
- ⑤ 規則第20条第1項から第3項までの規定(同条第1項第4号イからハまでの規定を除く。)による測定を行い、これらの測定の結果について記録すること。この場合において、同条第1項の測定(同項第4号ニの測定を除く。)については、③の汚染の除去の前及び後に行うこと
- ⑥ 帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること
 - イ ①により輸出し、又は譲り渡した核種及び数量並びに年月日及び相手方の氏名又は 名称
 - ロ ①により廃棄した核種及び数量並びに年月日、方法及び場所
 - ハ ②により輸出し、又は返還した核種及び数量並びに年月日及び相手方の氏名又は名 称
 - ニ ③により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性汚染物の種類 及び数量
 - ホ ④により譲り渡した放射性汚染物の種類及び数量並びに年月日及び相手方の氏名又は名称
 - へ ④により廃棄した放射性汚染物の種類及び数量並びに年月日、方法及び場所
- ⑦ 所要の資格を有する者又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者に廃止措置の監督をさせること
- ⑧ 第20条第4項第7号本文及び第22条第2項第3号本文の記録を指定記録保存機関に引き渡すこと(廃止の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者としてこれらの記録を保存する場合を除く。)

3. 廃止措置計画に定めるべき事項並びに廃止措置の実施及び報告

廃止措置を講じようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 あらかじめ廃止措置計画を定め、原子力規制委員会に届け出る(届け出た廃止措置 計画を変更しようとする場合も同様。ただし、軽微なものを除く。)とともに、届け 出た廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならない(法第28条第2項か ら第4項まで)。

廃止措置計画には、以下に掲げる事項を定めなければならない(規則第26条第

2項)。また、許可取消使用者等の廃止措置は、廃止措置計画の計画期間内にしなければならない。(規則第26条第3項)。

- (1) 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
- (2) 放射性同位元素による汚染の除去の方法
- (3) 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法
- (4) 汚染の広がりの防止その他の放射線障害の防止に関し講ずる措置
- (5) 計画期間

また、廃止措置計画に記載した措置が終了したときは、遅滞なくその旨及び講じた措置の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない(法第28条第5項)。

4. 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなして、法第16条から第19条まで、第24条、第25条の2第1項から第3項まで、第27条第3項、第29条第8号、第30条第9号及び第10号、第31条の2、第33条、第38条の4、第42条、43条の2等の規定が適用される(法第28条第7項)。

5. 許可届出使用者・廃棄業者で放射線施設を廃止した場合に係る措置の報告

許可届出使用者・廃棄業者(法第28条第7項の規定により許可届出使用者・廃棄業者とみなされる者を除く。)は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を原子力規制委員会に報告しなければならない(規則第39条第1項)。

Ⅱ. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可取消使用者等の廃止措置計画に基づき、廃止措置を講じていることを確認する。

また、許可取消使用者等が法第28条第5項の報告を行った場合は、事業所等の 現場の状況が法第28条第7項に定められているところの廃止措置の完了に該当す るのか否か、確認する。

なお、許可届出使用者・廃棄業者(法第28条第7項の規定により許可届出使用者・廃棄業者とみなされる者を除く。)であって、放射線施設を廃止し、規則第39条第1項の規定に基づく報告した者又は同報告を行わなければならない者については、その廃止の措置の実施状況を確認するものとする。

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施

① 所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者・廃棄業者等に譲渡し、若しくは廃棄すること又は借り受けている放射性同位元素を輸出若しくは許可届出使用者・廃棄業者等に返還すること(規則第26条第1項第1号及び第2号)。放射性汚染物を許可使用者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること(規則第26条第1項第5号)。

許可取消使用者等において、廃止措置計画等のとおりに放射性同位元素の譲渡、廃棄、輸出若しくは返還又は放射性汚染物の譲渡若しくは廃棄の措置を講じていることを確認する。その際、許可取消使用者等と、払出先の許可届出使用者・廃棄業者等との間において、放射性同位元素又は放射性汚染物の払出しを確実に行っていることを確認する。

また、払出しに当たっては、払出先の許可届出使用者・廃棄業者等において 放射性同位元素又は放射性汚染物の受入れに必要な許可を有していること又は 届出していること(輸出する場合を除く。)の事前確認方法等について確認す る。

② 放射性同位元素による汚染を除去すること (廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合 (全ての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。) を除く。) (規則第26条第1項第3号)

放射性同位元素による汚染の状況把握、汚染の除去の措置の状況を確認する。 また、管理又は措置の状況に応じて、現場においてその状況を確認するもの とする。

③ 規則第20条第1項から第3項までの規定(同条第1項第4号イからハまでの規定を除く。)による測定を行い、これらの測定の結果について記録し、同条第1項の測定(同項第4号ニの測定を除く。)については、第3号に規定する汚染の除去の前及び後に行うこと(規則第26条第1項第6号)

下表に基づき測定を行っていることを確認する。測定に係る規定の履行状況 に係る立入検査対象事項は、第5章第2節II. の該当する事項と同様とする。

測定すべき事項	 頁	測定を行う時期
a 放射線障害のおそれ のある場所について	放射線の量	放射性同位元素による汚染の除去の前及び後に行う。
(規則第20条第1項 (ただし、同項第4号 イからハまでを除	汚染の状況	i. 下記 b に係る測定以外 放射性同位元素による汚染の除去 の前及び後に行う。
<.)]		ii. 規則第20条第1項第4号ニの測定 排気・排水の都度(連続して排 気・排水する場合は連続して)行 う。
b 施設に立ち入った者	放射線の量	規則第20条第2項の規定に従う。
について(規則第20 条第2項及び第3項)	汚染の状況	規則第20条第3項の規定に従う。

④ 帳簿を備え、必要な事項を記載すること (規則第26条第1項第7号)

廃止措置に関する帳簿を整備していることを確認するとともに、帳簿には規則第26条第1項第7号の規定(下表)に基づき、必要な事項を記載していることを確認する。廃止措置に関する帳簿に係る立入検査対象事項は、第5章第6節II.の該当する事項と同様とする。

Þ	区分		帳簿に記載すべき事項
放射性同位元素	所有する	輸出	核種、数量、その年月日、相手方の氏名又
	もの	譲渡	は名称(規則第26条第1項第7号イ)
		廃棄	核種、数量、その年月日、方法、場所(規
			則第26条第1項第7号口)
	借り受け	輸出	核種、数量、その年月日、相手方の氏名又
	ているも	返還	は名称(規則第26条第1項第7号ハ)
	の		
放射性汚染物		発生	種類、数量(規則第26条第1項第7号
			=)
		譲渡	種類、数量、その年月日、相手方の氏名又
			は名称(規則第26条第1項第7号ホ)
		廃棄	種類、数量、その年月日、方法、場所
			(規則第26条第1項第7号へ)

⑤ 所要の資格を有する者又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者に廃止 措置の監督をさせること(規則第26条第1項第8号)

下表に示す廃止日等における区分に応じ、廃止措置の監督をする者を指名し、その者に廃止措置の監督をさせている状況を確認する。

また、所要の資格を有する者に代えて、所要の資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有するとする者を充てる場合には、許可取消使用者等における検討の経緯や判断の根拠等を確認する。

	廃	止措置の監督をする者	4
廃止日等における区分	a 放射線取扱主 任者免状の種類	b 医師、歯科医 師又は薬剤師	c その他
① 特定許可使用者 ② 密封されていない 放射性同位元素の使用をする許可使用者 ③ 許可廃棄業者 ④ 上記①及び②以外の許可使用者 ⑤ 届出使用者 ⑥ 届出販売業者	第1種放射線取扱 主任者免状を有する者 第1種放射線取扱 主任者免射線取扱 2種放射状取扱す 2種放射線を有する 者 第1種放射線 主任者免状。 第1種放射線 主任者免状、第2	利て・ 素生たき科 素生、品 で 素生たき科 素生、品 で 素生の と歯 元発品の と	左記 a 欄及び b 欄に掲げる者と同等以上の知識・経験を有する者
⑦ 届出賃貸業者	重視 種放射線取扱主任 者免状又は第3種 放射線取扱主任者 免状を有する者	はで等律法。医と条薬外医生製使ははび等律法。医と条薬外医生製使ははび等律法。医と条薬外医生製使ははいいのできる。 これ はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい は	

⑥ 第20条第4項第7号本文及び第22条第2項第3号本文の記録を原子力規制委員会が指定する機関等に引き渡すこと(廃止の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者としてこれらの記録を保存する場合を除く。)(規則第26条第1項第9号)

放射線業務従事者の外部被ばくによる線量等及び健康診断の記録について、 指定記録保存機関へ遺漏なく引き渡していることを確認する。ただし、廃止届 に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者としてこれらの記録を 保存する場合には、記録の保存に係る実施状況を確認する。

⑦ 許可取消使用者等の廃止措置は、廃止措置計画の計画期間内にすること (規則第26条第3項)

廃止措置計画に基づく廃止措置の実施状況を確認する。

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第28条第7項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける(特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。)。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規 定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイ ドの各章に示す事項と同様とする。

- ① 保管の基準等(法第16条)⁶³
- ② 運搬の基準(法第17条)及び運搬に関する確認等(法第18条)
- ③ 廃棄の基準等(法第19条)
- ④ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上の措置等 (法第24条)
- ⑤ 表示付認証機器等の使用等に係る特例(法第25条の2第1項から第3項まで)
- ⑥ 事故等の原子力規制委員会への報告(法第31条の2)
- ⑦ 危険時の措置(法第33条)
- ⑧ 業務の改善その他の必要な措置(法第38条の4)

2. 検査手法

下記の方法により、上記1. の事実を確認する。

(1) 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取

以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等 への聴き取りにより、許可取消使用者等の実施状況を確認する。

て設定することとなる。

にしなければならず、また、放射性同位元素を所持することができる期間は、廃止等の日から30日と 定められている。このため、許可取消使用者等は、所持する放射性同位元素の保管をする場合にあって は、廃止の日から30日を超えてすることができないことに留意する。なお、「廃止の日」は、許可届出 使用者・廃棄業者等の主体的な判断のもと、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は業を今 後は行わないという確定的な意思をもって、かつ、実際にもこれを行わなくなった時点以降に設定する ものであるが、実際に放射性同位元素を所持する場合には、規則第27条及び第28条の規定も考慮し

⁶³ 法第16条の規定は、許可取消使用者等が廃止の日以降に放射性同位元素の保管をする場合に適用されるが、法第29条の規定に基づく規則第27条の規定(譲渡しの制限)及び法第30条の規定に基づく規則第28条の規定(所持の制限)により、放射性同位元素の譲渡しは、廃止等の日から30日以内にしなければならず、また、放射性同位元素を所持することができる期間は、廃止等の日から30日と定められている。このため、許可取消使用者等は、所持する放射性同位元素の保管をする場合にあって

- ① 廃止措置実施計画等
- ② 規則第26条第1項第6号の規定に係る測定の記録
- ③ 規則第26条第1項第7号の規定に係る帳簿
- ④ 外部委託に関する書類等
- ⑤ その他廃止措置について組織的に作成する記録類

(2) 現場の巡視

廃止措置の措置状況を確認する。

第7章 手続

I. 手続に係る法令の規定

許可届出使用者・廃棄業者等、表示付認証機器使用者及び許可取消使用者等は、 法令に基づき、必要な手続を行わなければならない。

Ⅱ. 手続に係る立入検査対象事項及び検査手法

(1) 立入検査対象事項

許可届出使用者・廃棄業者等、表示付認証機器届出使用者及び許可取消使用者等において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び管理や法令の改正の状況に応じて、必要な手続を適切に実施していることを確認する。

なお、手続において届出又は報告の期限を超過したものがある場合には、その 再発防止のための取組の実施又は改善の状況を確認するものとする。

また、許可を取得し、又は届出を行った内容を適切に管理していることを確認 するものとする。

(2) 検査手法

当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りや、上記第2章から第6章まで の立入検査対象事項の確認内容を踏まえて、上記(1)の事実を確認する(下表 も参照。)。

法令に基づく主な手続

手続の名称	根拠条文	許可 使用者	届出 使用者	表示付認証機 器届出使用者	届出 販売業者	届出 賃貸業者	許可 廃棄業者
放射性同位元素(放射線発生装置)の使用許可申請 書	法第3条第1項	0	_	_	_	_	_
放射性同位元素の使用届	法第3条の2第1項	_	0	_	_	_	_
放射性同位元素の使用変更届	法第3条の2第2項	_	0	_	_	_	_
表示付認証機器使用届	法第3条の3第1項	_	_	0	_	_	
表示付認証機器使用変更届	法第3条の3第2項	_	_	0	_	_	
放射性同位元素の販売(賃貸)業届	法第4条第1項	_	_	_	0	0	
放射性同位元素の販売(賃貸)業に係る変更届	法第4条第2項	_	_	_	0	0	_
放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書	法第4条の2第1項	_	_	_	_	_	0
許可使用に係る変更許可申請書	法第10条第2項	0	_	_	_	_	_
廃棄業に係る変更許可申請書	法第11条第2項	_	_	_	_	_	0
氏名等の変更届	法第3条の2第3項 法第4条第3項 法第10条第1項 法第11条第1項	0	0	_	0	0	0
許可使用に関する軽微な変更に係る変更届	法第10条第5項	0	_	_	_	_	_
許可使用に係る使用の場所の一時的変更届	法第10条第6項	0	_	_	_	_	_
許可証再交付申請書	法第12条	0	_	_	_	_	0
施設検査申請書*1	法第12条の8第1項又 は第2項	0	_	_	_	_	0

手続の名称	根拠条文	許可 使用者	届出 使用者	表示付認証機 器届出使用者	届出 販売業者	届出 賃貸業者	許可 廃棄業者
定期検査申請書※1	法第12条の9第1項又 は第2項	0	_	_	_	_	0
定期確認申請書※1	法第12条の10	0	_	_	_	_	0
運搬確認申請書※2	法第18条第2項	0	0	_	0	0	0
容器承認申請書※2	法第18条第3項	0	0	_	0	0	0
承認容器使用期間更新申請書 ^{※2}	規則18条の19第2項	0	0	_	0	0	0
容器承認書記載事項変更届**2	規則第18条の20第1 項	0	0	_	0	0	0
承認容器廃止届**2	規則第18条の20第2 項	0	0	_	0	0	0
放射線障害予防規程届	法第21条第1項	0	0	_	○*5	○*5	0
放射線障害予防規程変更届	法第21条第3項	0	0	_	○*5	○*5	0
許可使用者である法人の合併(分割)に係る認可申 請書	法第26条の2第1項	0	_	_	_	_	_
許可廃棄業者である法人の合併(分割)に係る認可 申請書	法第26条の2第2項	_	_	_	_	_	0
法人の合併(分割)に係る届	法第26条の2第8項	_	0	0	0	0	_
廃止届	法第27条第1項 (規則第25条第1項)	0	0	_	0	0	0
死亡(解散、分割)届	法第27条第3項 (規則第25条第2項)	0	0	_	0	0	0
廃止措置計画届 ^{※3}	法第28条第2項	0	0		0	0	0
廃止措置計画変更届**3	法第28条第3項	0	0	_	0	0	0
許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書 [※] 3	法第28条第5項	0	0	0	0	0	0

手続の名称	根拠条文	許可 使用者	届出 使用者	表示付認証機 器届出使用者	届出 販売業者	届出 賃貸業者	許可 廃棄業者
表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届	法第27条第1項及び第 28条第2項 (規則第26条の2第1項 及び第2項)	_	_	0	_	-	_
表示付認証機器届出使用者死亡(解散、分割)及び 廃止措置計画届	法第27条第3項及び法 第28条第2項 (規則第26条の2第1項 及び第2項)	_	_	0	_	I	_
放射線取扱主任者選任(解任)届	法第34条第2項	0	0	_	0	0	0
放射線取扱主任者の代理者選任(解任)届	法第37条第3項	0	0	_	0	0	0
放射線施設の廃止に伴う措置の報告書**4	法第42条第1項及び規 則第39条第1項	0	0	_	_		0
放射線管理状況報告書	法第42条第1項及び規 則第39条第2項	0	0	_	0	0	0

※1:特定許可使用者が対象となる。

※2:許可届出使用者・廃棄業者等、表示付認証機器届出使用者又は許可取消使用者等から運搬を委託された者を含む。

※3:法第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者を含む。 ※4:法第28条第7項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。

※5:表示付認証機器等のみを販売又は賃貸する者を除く。

第8章 その他

I. 事前の連絡

立入検査実施要領「5.立入検査実施内容の通知」に基づき、立入検査の実施に際しては、事業所等の管理者に対し、立入検査の担当者(放射線検査官)、実施内容、その他立入検査の実施に必要な事項を記載した上で、あらかじめ立入検査実施内容を通知する(別記8-1参照)。

なお、立入検査を効率的に実施するために必要がある場合には、立入検査に立会を求める関係者や、照査する帳簿、書類その他必要な物件の範囲等を伝えるものとする。

Ⅱ. 立入検査実施前の受検者の状況の確認

立入検査の受検者の許可申請等又は使用届出等及び放射線障害予防規程の概要を 把握するものとする。

Ⅲ. 立入検査の実施、事業所等内の巡視、放射線施設への立入り

立入検査を行う放射線検査官は、立入検査の開始時に、その身分を示す証明書を 携行していることを確認するとともに、立入検査において関係者の請求があるとき は、これを提示することができるように備える(法第43条の2第3項)。

事業所等内の巡視及び放射線施設への立入りに際しては、特に立入検査のために 必要がある場合を除き、受検者側の担当者の同行を求めて行うものとする。また、 図面等により巡視する場所の位置、構造等を把握し、受検者が定める安全のための 手順等を遵守して行うものとする。

Ⅳ. 前回までの立入検査結果における改善事項の状況の確認

前回までの立入検査において改善事項があったものについては、改善後の再発防止状況や水平展開の状況を確認するものとする。

V. 確認した事実等の取扱い

1. 立入検査において確認した事実

立入検査において確認した事実は、受検者側の立会者にも、その内容等について確認を求め、両者の認識に食い違いが生じないようにするものとする。また、必要があると考えられる場合には、調書を作成するものとする。

2. 立入検査時における所見

立入検査において、放射線障害の防止に係る管理等の向上に資すると考えられる所見を得た場合には、その所見を立入検査の終了までの時点又は終了時の講評にお

いて受検者に伝え、受検者の認識、意向等を確認するものとする。

また、良好と認める事例がある場合には、その旨を理由等と共に受検者に伝え、更なる放射線障害防止に係る管理等の向上を奨揚するものとする。

3. 改善が求められる事項として対応を求める事項の整理

立入検査において確認した事実のうち、改善を求める事項は、立入検査を終了するまでに、該当する法令の条項を明確に整理して取りまとめるものとする。

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3.の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する(別記8-2参照) 64 。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする(別記8-3参照)⁶⁵。

 $^{^{64}}$ 別記 8-2 の立入検査結果に関する連絡票により通知する行為は、行政手続法(平成 5 年法律第 8 8 号)第 2 条第 6 号に属する。

⁶⁵ なお、法第28条第5項の規定に基づく報告により、同条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときも、廃止措置の完了の確認について、問合せ等に必要な担当者名を記載した上で、許可取消使用者等に通知する。

別 記

第4章関係

- 別記4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例
- 別記4-2 外運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例
- 別記4-3 原子力規制委員会が定める放射性輸送物に係る試験条件

第5章関係

第1節関係

- 別記5-1-1 主任者として選任すべき者の資格要件
- 別記5-1-2 選任すべき主任者の人数及び時期
- 別記5-1-3 定期講習の受講

第3節関係

- 別記5-3-1 主任者として選任すべき者の資格要件
- 別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

第6節関係

別記5-6-1 医療用直線加速装置の放射化物の記帳のための換算について

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る 事項

第8章関係

- 別記8-1 立入検査の実施に係る通知の例
- 別記8-2 立入検査に関する連絡票の例
- 別記8-3 廃止措置計画に記載した措置の実施の確認に係る通知の例

<第4章関係>

別記4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第18条第1項)	基準への適合性確認 (規則第18条第1項の 事業所等内運搬については、	D基準を適用しない
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。 ただし、次に掲げる場合には、こ の限りでない(第1号)。	第4章Ⅱ. 1. に示す立入検査 対象事項及び検査手法に基づ き確認する。	放射性同位元素等を容器に 封入していることを目視等 により確認する。 放射性同位元素等を容器に 封入しないものにつの要件 は、以下のイ及びロの要件 に適合していることを 等により確認する。
イ 放射性汚染物(当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が放射性同位元素等の工場又は事業	(容器に封入しないで運搬する 場合)	放射性汚染物の外観を目視 等により確認する。
新術の表示を表示という。 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個で、 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で 一面で	放射性汚染物が A2値の1万分の1 を超えないものであることの管理の状況を確認する。 飛散、漏えい、雨水浸透の防止等、放射性汚染物に対する措置についての検討及び評価結果を確認する。 放射性汚染物の外形寸法の管理の状況を確認する。	現場においる場合には、する場合には、する場合には、する場合に、するとともできます。 とともの がある ととより がった がの がった がの がった がの がった がの がった がの がった
ロ 放射性汚染物であって大型機 械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力 規制委員会の承認を受けた放射 線障害防止のための措置を講じ	(容器に封入しないで運搬する場合) 内運搬告示第3条に規定する承認の取得及びその承認を受けた	放射性汚染物に係る措置 が、左記承認を取得したと おりであることを目視等に より確認する。
て運搬する場合 前号の容器は、次に掲げる基準に 適合するものであること(第2	内容の履行状況を確認する。 第4章Ⅱ.1.(1)に示す立 入検査対象事項及び検査手法に	容器の外観及び取扱状況を 目視等により確認する。
号)。 イ 外接する直方体の各辺が 10cm 以上であること。	基づき確認する。 容器の外形寸法の管理の状況を 確認する。	必要に応じ、容器の外形寸 法を測定する。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ 運搬中に予想される温度及び 内圧の変化、振動等により、亀 裂、破損等の生ずるおそれがな いこと。

運搬物^{※1} 及びこれを積載し、又は収納した車両その他の放射性同位元素等を運搬する機械又は両等を運搬する機械又は両等を運搬する機械又は両等において「車両ら」を加えた位置における 1cm 線量のでは、1cm のでは、1cm のでは

- 一 運搬物の表面における線量 当量率については、2mSv/h
- 三 運搬物の表面から 1m 離れ た位置における線量当量率に ついては、100 µ Sv/h
- 三 車両の表面 (開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、2mSv/h
- 四 車両の表面 (開放型の車両 にあっては、その外輪郭に接 する垂直面) から 1m離れた位置における線量当量率については、 100μ Sv/h
- 五 コンテナ*2の表面における 線量当量率については、 2mSv/h

六 コンテナの表面から 1m 離れた位置における線量当量率については、 100μ Sv/h

運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと(第4号)。

容器の材料、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあって は、それを含む。) とその結果 を確認する。

容器の材料、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあって は、それを含む。) とその結果 を確認する。

第4章Ⅱ.1.に示す立入検査 対象事項及び検査手法に基づき 確認する。

運搬物又は車両等の表面及び表面から 1m 離れた位置における 1cm 線量当量率並びに運搬物の表面の放射性同位元素の密度が規定値を超えていないことの管理の状況を確認する。

必要に応じ、運搬経路及び 運搬の状況を実地に確認す る。

現場における運搬物及び車両等に係る 1cm 線量当量率及び放射性同位元素の密度が規定値を超えていないことの管理の状況を確認する。

現場において作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。

また、必要に応じて 1cm 線 量当量率等を測定する。

第4章Ⅱ.1.に示す立入検査 対象事項及び検査手法に基づき 確認する。

運搬物の車両等への積付け状態 の管理方法を確認する。 運搬物の車両等への積付け 状態を目視等により確認す る。

現場における積付け状態の 管理の状況を確認する。

現場において作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者

		等より説明を聴取して確認する
運搬物は、同一の事では、同一の事では、同一のあるでは、同一のあるでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	第4章II.1.に示す立入検査 対象事項及び検査手法に基づき 確認する。 混載物の有無及び混載物がある 場合における管理方法を確認す る。	する。 混載物を 混載物の有無及び混載物を 目視等により確認する。 混載物がある混載物にに管理がある混載物では、 場においるでは、 現のでは、 現のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること(第6号)。	第4章Ⅱ.1.に示す立入検査 対象事項及び検査手法に基づき 確認する。	立入制限に係る措置(標識の設置、見張り等)状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合を照ない必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること(第7号)。	同上	運搬の状況を目視等により 確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
放射性同位元素等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること(第8号)。	同上	同上
運搬物 (コンテナに収納された運搬物にあっては、当該コンテナ) 及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に内運搬告示第6条に定める標識を取り付けること (第9号)。	同上	所定の標識が運搬物及び運搬する車両等に標示していることを目視等により確認する。

- ※1:この表における「運搬物」とは、規則第18条第1項第3号に定める運搬物をいう。
- ※2: 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用 に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための 装置を有するものをいう。

注:規則第18条第1項の基準を適用しない事業所等内運搬について

I. 規則第18条第2項の規定を適用する特別措置による運搬について

本項の規定を適用する運搬については、本項の規定に基づく原子力規制委員会の承認を 受けたとおりの措置を講じていることを確認する。

また、運搬物の表面における線量当量率が、1cm 線量当量率について 10mSv/h を超えていないことを確認する。

- Ⅱ. 内運搬に係る技術上の基準の一部又は全部が適用除外される運搬について
 - 1. 管理区域内の運搬(一部適用除外:規則第18条第3項)

本項の規定を適用する運搬については、適用の要件(管理区域内の運搬であること)に適合すること並びに規則第18条第1項第4号及び第5号の規定への適合状況を確認する。

2. 放射線障害のおそれのない運搬(全部適用除外:規則第18条第4項)

本項の規定を適用する運搬が、適用の要件(放射線施設内その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない運搬であること)に適合することを確認する。

確認に当たっては、必要に応じ放射線障害のおそれのない運搬であることについて 許可届出使用者及び許可廃棄業者における評価、管理の状況を確認する。

3. 外運搬に係る技術上の基準及び放射性同位元素等車両運搬規則に適合した運搬(全部 適用除外:規則第18条第5項)

本項の規定を適用する運搬は、事業所等外運搬が行われるのに先立って事業所等内 運搬が行われるものが通常であると考えられることから、当該事業所等外運搬と併せ て内運搬に係る技術上の基準への適合状況を確認する。

ただし、事業所等内運搬について、特に確認する必要がある場合には、外運搬に係る技術上の基準及び放射性同位元素等車両運搬規則(第3条から第18条までに規定する技術上の基準)への適合状況を確認する。

別記4-2 外運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

外運搬に係る技術上の基準								基準への適合性確認のための方法例 (BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査並びに規則第18条の 11又は第18条の12の規定を適用する事業所等外運搬及び簡易 運搬に係る検査については、表外の注記を参照。)		
	L		IP 型		A	В	型			
	型	IP-1	IP-2	IP-3	型	BM	BU	記録等により確認する場合	実地に確認する場合	
放射性輸送物について、経年変化を考慮すること(規則第18条の3第3項)。	0	0	0	0	0		O	第4章II. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びII. 2. (2) 検査対象事項及びII. 2. (2) に示す立入 検査対象事事を重要を確認する。 経年変化の考慮を確認する。 経年変にに、経年変化を考慮して、経年変化を考慮ででででででででででででででである。 を表していたででででででででででである。 を表していたででででででででである。 を表していたででででででででででである。 を表していたででででででででである。 を表していたないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	運搬状況や容器の保管状況について、目視等により確認する。	

							価・検討及び必要な保修等を実施していること。 上記のほか、経年変化の考慮については、「核燃料輸送物及び放射性輸送物に係る経年変化の考慮について」(令和2年第38回原子力規制委員会、令和2年11月18日原子力規制庁資料)に示す考え方等に基づき確認する。	
容易に、かつ、安全に取り扱うことができること (規則第18条の4第1号)。	0	0	0	0	0	0	第4章Ⅱ.2.(1)に示す立入 検査対象事項及びⅡ.2.(2) に示す検査手法に基づき確認す る。 容器の材料、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあって は、それを含む。)とその結果を 確認する。	況を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器の設 計又は材質等について設計書、 製造記録又は材料検査成績証明
運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと(規則第18条の4第2号)。	0	0	0	0	0	0	同上	同上
表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること(規則第18条の4第3号)。	0	0	0	0	0	0	同上	放射性輸送物の外観を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器設計 又は材質等について設計書、製 造記録又は材料検査成績証明書 等と照合して確認する。
材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される 放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化 学反応の生じるおそれがないこと(規則第18条の 4第4号)。	0	0	0	0	0	0	同上	放射性同位元素等の収納又は包装の状況を目視等により確認する。 また、必要に応じて蓋、包装等の開放を求め、その状況を確認する。

弁が誤って操作されないような措置が講じられていること(規則第18条の4第5号)。	0	0	0	0	0	0	同上	現場において作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。 弁の設置箇所及び弁に関する措置を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器設計又は材質等について設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
開封されたときに見やすい位置(当該位置に表示を有することが困難な場合は放射性輸送物の表面)に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、外運搬告示第6条に定める同告示第2条第2号及び第3号に定める放射性同位元素等を運搬する場合は(同告示同条第2号ハただし書に定める場合を除く。)は、この限りでない(規則第18条の4第6号)。	0		_	_	_	_	第4章Ⅱ. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びⅡ. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認す る。 必要な表示を確実に実施してい ることの管理の状況を確認す る。	表示を有していることを目視等により確認する。また、必要に応じて蓋、包装等の開放を求め、その状況を確認する。 現場において作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
表面における 1cm 線量当量率の最大値が 5 µ Sv/h を超えないこと (規則第18条の4第7号)。	0	_	_	_	_	_	第4章II. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びII. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認す る。 放射性輸送物に係る 1cm 線量当 量率の最大値が規定値を超えて いないことの管理の状況を確認 する。	現場における放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規 定値を超えていないことの管理 の状況を確認する。

								る 1cm 線量当量率を測定する。
表面の放射性同位元素の密度が、次の表の左欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる密度(以下「輸送物表面密度」という。)を超えないこと。ただし、通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性同位元素の密度については、この限りでない(規則第18条の4第8号)。 放射性同位元素の区分 密度	0	0	0	0	0	0	第4章II. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びII. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認す る。 放射性輸送物に係る放射性同位 元素の密度が規定値を超えてい ないことの管理の状況を確認す る。	録がある場合には、必要に応じ それらを照査するとともに、責 任者、担当者等より説明を聴取 して確認する。 また、必要に応じて放射性輸送
								物表面の放射性同位元素の密度
北島地戸は三まのは田然に以東ム事終えの地の地口							佐 4 辛 H の (1)) テニ・ナーフ	を測定する。
放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品 (放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないもの に限る。)以外のものが収納され、又は包装されてい ないこと(規則第18条の4第9号)。	0	0	0	0	0	0	第4章II. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びII. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 放射性同位元素等と同梱するも のについての選定及び管理の状 況を確認する。	放射性同位元素等の収納又は包装の状況を目視等により確認する。 また、必要に応じて蓋、包装等の開放を求め、状況を確認する。 現場において作成されているに場がある場合には、必要に応じて流いるには、必要にたびないでは、必要にないでは、必要にないでは、ともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
外接する直方体の各辺が 10cm 以上であること (規則 第18条の5第2号)。	_	0	0	0	0	0	第4章II. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びII. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認す る。 容器の外形寸法の管理の状況を 確認する。	放射性輸送物の外観を目視等により確認する。 また、必要に応じ、放射性輸送物の外形寸法を測定する。

みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること(規則第18条の5第3号)。	_		_	0	0	C		第4章Ⅱ. 2. (1)に示す立入 検査対象事項及びⅡ. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 みだりに開封されないようにするための措置として用いるも実施するものにあっては、それを含む。)とその結果を確認する。 開封された場合に開封されたことが明らかになるように係るするものになるようになったものが料及び構造等に係るあっては、それを含む。)とその結果を確認する。	放射性同位元素等の封入の状況を目視等により確認する。
構成部品は、-40℃から 70℃までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない(規則第18条の5第4号)。	_	ĺ	_	0	0	0	〇本文のみ	第4章II. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びII. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認す る。 容器の材料、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあって は、それを含む。) とその結果を 確認する。	構成部品を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器の設計又は材質等について設計書、 製造記録又は材料検査成績証明 書等と照合して確認する。
周囲の圧力を60kPaとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと(規則第18条の5第5号)。	_	_	_	0	0)	同上	容器の外観を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器の設計又は材質等について設計書、 製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
液体状の放射性同位元素等が収納されている場合に は、次に揚げる要件に適合すること(規則第18条 の5第6号)。								第4章Ⅱ. 2. (1) に示す立入 検査対象事項及びⅡ. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認す	容器の外観を目視等により確認する。

							る。	
イ 容器に収納することができる放射性同位元素等 の量の2倍以上の量の放射性同位元素等を吸収する	_	_	_		0	_	吸収材又は密封装置の性能、構造等に係る評価(試験を実施す	吸収材又は密封装置の設置状況 を目視等により確認する。
ことができる吸収材又は二重の密封部分から成る							るものにあっては、それを含	また、必要に応じて、吸収材又
密封装置*1を備えること。ただし、法第18条第							む。)とその結果を確認する。	は密封装置の機能を有し、又は
3項の規定により承認を受けた容器 (BM 型輸送物							20) C C */ // 4/ R E PEP / 20	構造等について設計書、製造記
又は BU 型輸送物に係るものに限る。)を使う場合								録又は材料検査成績証明書等と
は、この限りでない。								照合して確認する。
ロ 放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬		_	_	0	0	\circ	容器の材料、構造等に係る評価	放射性同位元素等の容器への注
時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有							(試験を実施するものにあって	入及び収納状況を目視等により
していること。							は、それを含む。)とその結果を	確認する。
							確認する。	また、必要に応じて、容器の設
								計又は材質等について設計書、
								製造記録又は材料検査成績証明
								書等と照合して確認する。
表面における 1cm 線量当量率の最大値が 2mSv/h を超							第4章Ⅱ. 2. (1) に示す立入	2 - 3 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7
えないこと**2 (規則第18条の5第7号)。							検査対象事項及びⅡ. 2. (2)	る 1cm 線量当量率の最大値が規
							に示す検査手法に基づき確認す	定値を超えていないことの管理
							る。	の状況を確認する。
							 放射性輸送物に係る 1cm 線量当	 現場において作成されている記
		\circ	\circ	\circ	\cap	\circ	量率の最大値が規定値を超えて	録がある場合には、必要に応じ
)	0	いないことの管理の状況を確認	それらを照査するとともに、青
							する。	任者、担当者等より説明を聴取
								して確認する。
								また、必要に応じて表面におけ
								る 1cm 線量当量率を測定する。
表面から 1m 離れた位置における 1cm 線量当量率の最		_	_			_	同上	同上
大値*3が 100μSv/h を超えないこと*4 (規則第18	_	0	0	0	0	0		
条の5第8号)。							SARA 전 ILL A '보 IT A STUPLE A STORY	V = 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12
原子力規制委員会の定めるA型輸送物に係る一般の試験を作ってに置くことしませます。							試験条件の適切な設定を含む試験大法の必必嫌し、計算な用の信	
験条件の下に置くこととした場合、次に掲げる要件に適合すること(担別第18条の5第0号)							験方法の妥当性、試験結果の信頼性、試験結果の評価方法の妥	験の実施状況を確認する。
に適合すること(規則第18条の5第9号)。	I						■ 糊は、矾炭柏禾の計価力法の安	l l

			1			-		Г
							当性を確認する。	
イ 放射性同位元素の漏えいがないこと。			0	0	0	_		
ロ 表面における1cm線量当量率の最大値が著しく増				0				
加せず、かつ、2mSv/h(規則第18条の5第7号ただ				0		_		
し書(表注記※2)に該当する場合は、10mSv/h)								
を超えないこと。								
原子力規制委員会の定める液体状又は気体状の放射							同上	同上
性同位元素等(気体状のトリチウム及び希ガスを除								
く。) が収納され、又は包装されている A 型輸送物に		_		_	\bigcirc	_		
係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、								
放射性同位元素の漏えいがないこと(規則第18条								
の5第10号)。								
原子力規制委員会の定める BM 型輸送物及び BU 型輸送							BM型輸送物及びBU型輸送物	同上
物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合							による運搬において、その運搬	
に、次に掲げる要件に適合すること (規則第18条							に関する措置が外運搬に係る技	
の6第2号及び規則第18条の7第2号)。							術上の基準に適合することにつ	
							いて、原子力規制委員会(法第	
							18条第3項の承認(いわゆる	
							「容器承認」)を受けた容器を用	
							いて運搬する物については、原	
							子力規制委員会の登録を受けた	
							者)の確認(以下「運搬物確	
							認」という。)の結果を確認す	
							る。(運搬物確認を受けているこ	
							とを確認する。)	
イ 表面における 1cm 線量当量率の最大値が著しく増	_			_		0		
加せず、かつ、2mSv/h(規則第18条の5第7号た								
だし書(表注記※2)に該当する場合は、								
10mSv/h)を超えないこと。								
ロ 放射性同位元素の 1 時間当たりの漏えい量が A ₂	_	—		—		\circ		
値の100万分の1を超えないこと。								
ハ 表面の温度が日陰において 50℃*5を超えないこ	—	_		_		\circ		
<u> ک</u> .								
ニ 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度	_	_		_		\circ		

(α 線を放出する放射性同位元素: 0.4 Bq/cm²、 α 線を放出しない放射性同位元素: 4 Bq/cm²)を超えないこと。									
原子力規制委員会の定めるBM型輸送物及びBU型輸送								同上	同上
物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること(規則第18条									
の6第3号及び規則第18条の7第3号)。									
イ 表面から 1m 離れた位置における 1cm 線量当量率		_		_	_)		
の最大値が 10mSv/h を超えないこと。							-		
ロ 放射性同位元素の1時間当たりの漏えい量がA2値	_	_	_	_	_				
(ただし、クリプトン 85 にあっては A₂値の 10 倍)									
を超えないこと。									
運搬中に予想される最も低い温度から 38℃までの周								同上	必要に応じ、外観を目視等によ
囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるお	_			_	_	0	_		り確認する。
それがないこと(規則第18条の6第4号)。									
A2値の 10 万倍を超える量の放射能を有する放射性同								同上	同上
位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸									
送物にあっては、水深 200m の水中に 1 時間浸漬させ	_			_	_)		
た場合、密封装置に破損のないこと**6 (規則第18									
条の6第5号)。 40℃+ C 20℃+ での日田の月 中の然田において								同上	
-40℃から 38℃までの周囲の温度の範囲において、 亀裂、破損等の生じるおそれがないこと(規則第1							\circ		同上
電気、恢復寺の生しるわてれがないこと (規則第1 8条の7第4号)。				_	_	_	0		
フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の								同上	同上
フィルタスは機械的行动装置を用いなくとも内部の 気体のろ過又は放射性同位元素等の冷却が行われる				_			\circ	IHJ 1.	IN T
構造であること (規則第18条の7第5号)。									
最高使用圧力**7が 700kPa を超えないこと (規則第1								同上	必要に応じ、運搬の状況を目視
8条の7第6号)。		_		_	_	_	0	179-14	等により確認する。

- ※1:容器の構成部品のうち、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。
- ※2:専用積載として運搬する放射性輸送物であって、放射性同位元素等車両運搬規則第4条第2項並びに第18条第3項第1号及び第2号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたものは、表面における1cm線量当量率の最大値が10mSv/hを超えないこと。
- ※3:コンテナ又はタンク(気体、液体又は固体を収納する容器をいう。)を容器として使う放射性輸送物であって、専用積載としないで運搬するものについては、表面から 1m 離れた位置における 1cm 線量当量率の最大値に外運搬告示第9条に規定する係数を乗じた線量当量率
- ※4:放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であって、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
- ※5:専用積載として運搬する放射性輸送物にあっては、輸送中人が容易に近づくことができる表面(その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面)におい

て 85°C

- ※6:BM 型輸送物において、安全上支障がないと原子力規制委員会が認める場合は、この限りでない。
- ※7:運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、1年間に放射性輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力(ゲージ圧力をいう。)をいう。
- 注:BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査並びに規則第18条の11又は第18条の12の規定を適用する事業所等外運搬及び簡易運搬に係る検査について
 - I. BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査について

BM型輸送物及びBU型輸送物は、その運搬に際し、当該輸送物が外運搬に係る技術上の基準に適合していることついて運搬物確認を受けることとされて おり、これらの輸送物に係る検査に当たっては、この確認結果を適宜考慮して実施するものとする。

さらに、法第18条第3項の承認(いわゆる「容器承認」)を受けた容器を用いて運搬する物については、原子力規制委員会の登録を受けた者(登録運搬物確認機関)が運搬物確認を実施する。その際の当該登録運搬物確認機関が行う確認方法は、1PBq(ペタベクレル)を超える放射性同位元素に係るものは、運搬物確認に係る申請書及び添付書類に加えて、発送場所において実地に行うこと、また、1PBq以下の放射性同位元素等に係るものは、運搬物確認に係る申請書及び添付書類に基づき確認を行うことを基本としており、その結果等も適宜考慮して、確認するものとする。

Ⅲ. 規則第18条の11の規定を適用し、放射性輸送物としないで運搬する低比放射性同位元素及び表面汚染物について本条の規定を適用して、放射性輸送物としないで運搬する低比放射性同位元素及び表面汚染物については、同条に掲げる適用の要件に適合することを確認する。

Ⅲ. 規則第18条の12の規定を適用する特別措置による運搬について

本条の規定を適用する運搬については、本条の規定に基づく原子力規制委員会の承認を受けたとおりの措置を講じていることを確認する。また、運搬する物の表面における線量当量率が、1cm線量当量率について 10mSv/h を超えていないことを確認する。

Ⅳ. 簡易運搬について

簡易運搬を行うものについては、運搬する物に該当する規則第18条の3から第18条の12までに定める技術上の基準に適合していること及び規則第18条の13に規定する簡易運搬に係る技術上の基準に適合していることを確認する。

別記4-3 原子力規制委員会が定める放射性輸送物に係る試験条件

		放射性輔	が送物の区	 分
試験条件	IF	型	. 101	B 型
	IP-2 IP-3		A 型	BM BU
1. A型輸送物 (外運搬告示別記第3第1号)、IP-2型輸送物 (同告示別記第8)、IP-3型輸送物 (同告示別記第9)、BM型輸送物 (同告示別記第4第2号) 及びBU型輸送物 (同告示別記第6) に係る一般の試験条件 イ 50mm/h の雨量に相当する水を1時間吹き付けること。 ロ イの条件の下に置いた後、次の条件に下に置くこと。ただし (2) の条件については、(1)、(3) 及び (4) の供	_	0	0	0
試物 (試験しようとする放射性輸送物をできるだけ模擬した供試物をいう。以下同じ。) とは別個の供試物を用いること。 (1) その重量が、5000kg 未満のものにあっては 1.2m の高さから、5000kg 以上 10000kg 未満のものにあっては 0.9m の高さから、10000kg 以上 15000kg 未満のものにあっては 0.3m	0	0	0	0
の高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。 (2) その重量が、50kg 以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあっては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、100kg 以下のファイバー板製の円筒形のものにあっては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、0.3m の高さから落下させること。	0	0	0	0
(3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に 13kPa を乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを 24 時間加えること。	0	0	0	0
(4) 重量が 6kg であり、直径が 3.2cm の容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のものを 1m の高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。	_	0	0	0
2. 液体状又は気体状の放射性同位元素等(気体状のトリチウム及び希ガスを除く。)が収納され、又は包装されている A 型輸送物に係る追加の試験条件(外運搬告示別記第3第2号) 液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、A 型輸送物に係る一般の試験条件(外運搬告示別記第3第1号、上記 1.)の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。	_	_	0	_
イ 9m の高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。 ロ 上記 1. ロ (4) に規定する棒を 1.7m の高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。				
3. BM 型輸送物 (外運搬告示別記第4) 及び BU 型輸送物に係る一般の試験条件 (同告示別記第6) 備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用いるものとする。				

		この場合において、次の表の 欄に掲げる放射熱を1日につ		放射性輸送物の表面の形状及び位 こと。	-	_		0
表面の形状及び位	置の区分		放射熱 (W/m²)	7				
Large-thank to be a si	E	下向きの表面	なし					
水平に輸送される	上 由	上向きの表面	800	1				
垂直に輸送される	長面及び水平に	輸送されない下向きの表面	200					
その他の表面			400	1				
				_				
二 A型輸送物に係る一般	の試験条件(タ	外運搬告示別記第3第1号、	上記 1.)の条件の	下に置くこと。	_	_	_	0
備考 第一号及び第二 一 第二号の条件の下で イ 9m の高さから落下	BM 型輸送物(外運搬告示別記第5)及び BU 型輸送物に係る特別の試験条件(同告示別記第7) 備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。						_	0
が 6mm 以下の軟鋼板 ロ 垂直に固定した直径 その端部の曲率半径か	を超えるものにあっては、これに代えて、重量が 500kg、縦及び横の長さが 1m、下面の端部及び隅角部の曲率半径 が 6mm 以下の軟鋼板を 9m の高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。 垂直に固定した直径が 15cm であり、長さが 20cm の軟鋼丸棒であって、その上面が滑らかな水平面であり、かつ、その端部の曲率半径が 6mm 以下のものに 1m の高さから落下させること。						_	0
イ 38℃の条件下に表面 の放射熱の条件下に3)次の条件の下に順次置くこと。 イ 38℃の条件下に表面温度が一定になるまで置いた後、800℃で、かつ、平均値が最小で 0.9 の放射率を有する火炎 の放射熱の条件下に 30 分間置くこと。この場合において、上記 3.第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部						_	0
/=/// = / · · · / = 0 =	己 3. 第一号に	性輸送物の表面吸収率は 0.8 定める放射熱及び設計上最力		とするものとする。 ・負荷しつつ冷却すること。ただ	_	_		0
三 深さ15mの水中に8日	時間浸漬させる	こと。			_	_		\circ

<第5章関係> 第1節関係

別記5-1-1 主任者として選任すべき者の資格要件

法第34条第1項各号に	主任者として選任すべき者の資格要件								
掲げる者の区分	放射線取扱主任者免状の種類	左記以外							
1)特定許可使用者 2)密封されていない放射 性同位元素の使用をす る許可使用者 3)許可廃棄業者	第1種放射線取扱主任者免状 (法第34条第1項第1号)	・利用形態に応じて、左記のほか、以下の者を選任することも可能 ・放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又は歯科医師							
4) 上記 1) 及び 2) 以外の許可使用者	第1種放射線取扱主任者免状 又は第2種放射線取扱主任者 免状 (法第34条第1項第2号)	・放射性同位元素又は放射線発生装置を医薬品医療機器等法第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器 又は再生医療等製品の製造所							
5)届出使用者 6)届出販売業者 7)届出賃貸業者	第1種放射線取扱主任者免 状、第2種放射線取扱主任者 免状又は第3種放射線取扱主 任者免状 (法第34条第1項第3号)	において使用をするときは薬 剤師							

別記5-1-2 選任すべき主任者の人数及び時期

区分	選任すべき主任者の人数(※) (規則第30条第1項)	主任者を選任すべき時期 (規則第30条第2項)
許可届出使用者	一の事業所等につき少なくとも 1 人	放射性同位元素を使用施設若し くは貯蔵施設に運び入れ又は放 射線発生装置を使用施設に設置 するまで
許可廃棄業者	一の廃棄事業所につき少なくとも 1人	放射性同位元素等の廃棄の業を 開始するまで
届出販売業者又は 届出賃貸業者	一の届出販売業者又は届出賃貸業 者につき少なくとも1人	放射性同位元素の販売又は賃貸 の業を開始するまで

[※] 一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務する場合の考え方については、脚注 27 のとおり。

別記5-1-3 定期講習の受講66

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期
許可届出使用者及	選任後、定期講習を受けていない者であって選任前1年以内に定期講習を受けていない者	選任の日から1年以内
び許可廃棄業者	上記以外の者	前回の定期講習を受けた 日の属する年度の翌年度 の開始日から3年以内
届出販売業者及び 届出賃貸業者	選任後、定期講習を受けていない者であって選任前1年以内に定期講習を受けていない者	選任の日から1年以内
////////////////////////////////////	上記以外の者	前回の定期講習を受けた 日の属する年度の翌年度 の開始日から5年以内

[※] 表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬 及び運搬の委託を行わない者を除く。

.

⁶⁶ 放射線取扱主任者の定期講習の時間については、放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示 (平成17年文部科学省告示第95号)第4条において、課目及びそれに応じた時間数が定められている。

第3節関係

別記5-3-1 教育及び訓練の時期、頻度、項目等

教育及び訓練の対 象者の区分	教育及び訓練の時期 及び頻度	教育及び訓練の項目又は 事項	教育及び訓練を省略 することのできる場 合の要件	
放射線業務従事者	初めて管理区域に 理区で で 前 り う う う う う り う り り り り り り り り り り り	「放射線の人体に与える 影響」、「放射性同位元素 等又は放射線発生装置の 安全取扱い」及び「放射 線障害の防止に関する 令及び放射線障害予防 程」(規則第21条の2 第1項第4号イからハま で)	左記項目の全部又は 一部に関技能を引 のし、能を引 が を が を と の と の と の と の と の と の と り と り と り と り	
取扱等業務に従事 する者であって、 管理区域に立ち入 らないもの	取扱等素務を開始業務を開始業務取後等でででででででででででででででででででででででででででででででででででで			
上記以外の者(規 則第22条の3第 1項の規定により 管理区域でないも のとみなされる区 域に立ち入る者を 含む。)	<u>_</u> *	放射線施設において放射 線障害が発生することを 防止するために必要な事 項(規則第21条の2第 1項第5号)		

[※] 一般的には、管理区域又は規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る 前。

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁷
放射線の人体に与える影響	3 0 分以上
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	1 時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	3 0 分以上

⁶⁷ 放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示(平成3年科学技術庁告示第10号)では使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている。

第6節関係

別記5-6-1 医療用直線加速装置の放射化物の記載のための換算について

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律並びに関係政令、省令及び告示の施行について」(平成24年3月文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室事務連絡)より抜粋(ただし、一部の用語の表記等を修正している。)。

「表1 ターゲット周辺部品等の換算表」、「表2 ターゲットの換算表」及び「表3 重量補正係数」は、記載を簡便に行うことを目的として作成したものである。

①換算の手順の例

- 1) 以下の手順に基づき放射化物ごとに NaI シンチレーションサーベイメータ等 を用いて 1cm 線量当量率 (μ Sv/h) の測定を行う。
 - バックグラウンドを測定する。
 - ・ 放射化物と検出器を密着させて行う。
 - ・ 複数の方向から測定を行い、最大値からバックグラウンドを差し引いた 値を当該放射化物の線量率測定値とする。なお、放射化物であって軽量 のものは、同材質のものを複数まとめて測定を行うことができる。
 - ・ 放射化物の測定値がバックグラウンドと同等の場合は、使用したサーベイメータの検出限界値を当該放射化物の線量率測定値とする。
- 2) 当該放射化物(まとめて測定したものは当該集合体)毎の重量を測定する。
- 3) 線量率測定値、重量及び表1から表3までに示す換算係数を用いて、次式により当該放射化物(まとめて測定したものは当該集合体)毎の放射能を求める。

$Qi = H \times Ki \times F$

核種 i:表1又は表2の換算表に示す核種とする。

Qi : 放射能(Ba)^{※1}

H:線量率測定値 (μ Sv/h) (バックグラウンドを差し引いた値)

Ki :表1又は表2に示す換算係数〔(Bq)/(μSv/h)〕^{※2}

F:表3に示す重量補正係数^{*3}

※1: 参考で示した放射化物として扱う特定の部品等については、評価した放射能がクリアランスレベルを下回っても、管理されるべき放射化物であって、一般の廃棄物とすることはできない。

※2: 材質が明らかでない場合は、安全側評価となるようタングステン材質の換算係数を 使用する。複数の材質で構成される部品等を測定する場合は重量割合の多い材質の換 算係数を使用する。

※3: 重量が表3に記載のない場合は、表3の記載の重量に切り上げて使用する。

表1 ターゲット周辺部品等の換算表

主要材質	核種	換算係数 [Bq/(μSv/h)]
鉄(炭素鋼)、ステンレス鋼	Co-60	1. 3E+5
銅	Co-60	1. 5E+5
タングステン合金	Co-60	3.8E+5
アルミニウム合金	Co-60	6.8E+4
真鍮(黄銅)	Zn-65	6. 2E+5
鉛合金	Sb-124	3. 9E+5

表2 ターゲットの換算表

メーカー	核種	換算係数 [Bq/(μSv/h)]
バリアン	Au-196	1. 1E+04
シーメンス (Au ターゲット)	Au-196	1. 1E+04
シーメンス (W ターゲット)	W-187	1. 0E+04
エレクタ	Re-184	6. 3E+03
三菱電機	Au-196	1. 1E+04

※ 表1及び表2は、照射停止後短時間で許可廃棄業者に引き渡す場合等を想定し、 Au-196等の短半減期核種を考慮して作成した。なお、Au-196(半減期は約6.2日) は、照射停止後1か月以上経過するとほとんど減衰することから、周囲の他の金 属によるCo-60等の影響を考慮して記載する必要がある。

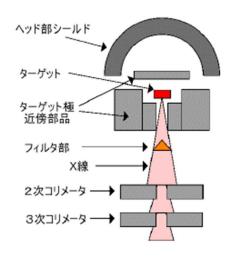
表 3 重量補正係数

材質 重量[kg]	鉄(炭素鋼),ス テンレス鋼,銅, 真鍮(黄銅)	タングステン 合金	アルミニウム 合金	鉛合金
1	0. 1	0. 1	0. 2	0. 1
5	0. 2	0. 1	0.5	0.2
10	0.3	0. 2	0.7	0. 2
20	0. 5	0. 2	1.0	0. 4
30	0.6	0. 3		0. 5
50	0. 9	0. 4		0. 7
60	1.0	0. 5		0.8

表 医療用直線加速装置における放射化物として扱う特定の部品等

一般的構造名	バリアン社	エレクタ社	シーメンス社	三菱電機社
ターゲット	ターゲット	ターゲット(フライ トチューブと一体の	ターゲット	ターゲット (一次散乱体 と一体のもの)
ターゲット極近傍部品	1次コリメータ・バ キュームチェンバ ー・入射コリメータ (一体のもので、ベ ンディングマグネッ ト内のシールドを含 む。)	, , , , , , , , , , , , , , ,	一・散乱箔 (一体)、エンベロープ、10MeV1次コリメータ (横のシールドを含む。)、偏向電磁石内の炭素鋼、偏向電磁石内三	ビームダクト、偏向電磁 石内シールド(コイル・ ヨーク間、コイル内、電 磁石間鉄)
フィルタ部	散乱箔、カルーセル 中央部、フラットニ ングフィルタ	1次・2次フィル タ、フィルタベース	日月型シールド フラットニングフィ ルタ	フラットニングフィルタ
2次コリメー タ	上段:アッパーJA W 下段:ローワーJA W	MLC	上段:アッパーJA W 下段:ローワーJA WあるいはMLC	上段:アッ 上段:ア パーJAW ッパー J 下段:ロー AW ワーJAW 下段:ロ あるいはM ーワー J LC AW
3次コリメー タ	MLC	ダイアフラム Ⅰ / Ⅱ		MLC
ヘッド部シー ルド	シールド	シールド	シールド	シールド

- 注1) 本評価は、運転条件として100000Gy/年、照射停止後3日経過時点に換算したものである。
- 注2) MLCはマルチリーフコリメータの略称。



加速した電子線をターゲットに衝突させ てX線を発生させ、フィルターで平坦化 し、2次及び3次コリメータで段階的に 絞りながら照射野を成形していく

図 医療用直線加速装置の基本的な構造

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

- (1) 本ガイドの第2章から第5章までに係る法令遵守のための手順、運用等の見直し
- (2) 原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見(関係法令の改正内容、他所における事例、関係行政機関が発出した通知、注意喚起等を含む。) の調査・収集
- (3) 放射線障害防止のための管理(組織体制の整備、人員の配置、予算手当及び執行等)の状況、ALARA の原則を踏まえた取組状況
- (4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの68

⁶⁸ 管理下にない放射性同位元素の発見の事例の報告を踏まえて、安全管理上のポイントと点検活動を行う上での留意点を整理し報告書として取りまとめた「放射性同位元素等に関する点検結果を踏まえた安全管理の徹底について」(平成17年8月29日文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長)を参考に、同報告書の趣旨を踏まえた業務の実施の状況について確認するものとする。

<第8章関係>

別記8-1 立入検査の実施に係る通知の例

番 号 年 月 日

氏名又は名称若しくは事業所等名 事業所等の管理者 名 殿

原子力規制庁

長官官房安全規制管理官(放射線規制担当)

名

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく 立入検査の実施について(通知)

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第43条の 2の規定に基づき、法令の遵守状況を確認するため、立入検査を別紙のとおり実施 するので、通知します。

(別紙)

1. 立入検査の実施日時

年月日() 時 分より

- 2. 立入検査の対象とする工場又は事業所(以下「事業所等」という。)
 - ・(事業所等名) (事業所等所在地)
 - ・その他貴事業所等の事務所
- 3. 立入検査の担当者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門 放射線検査官

4. 立入検査の実施内容

放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2の規定に基づき、同法の施 行に必要な限度で、貴事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件の検査 及び関係者への質問等を行います。なお、立入検査項目の例を別添に示します。

5. その他

本通知の記載内容(立入検査の実施日時及び担当者)については、状況により変更が生じることがあります。

また、立入検査の実施に当たって、以下の事項につき対応をお願いします。

- ・立入検査会場の確保
- ・立入検査を円滑に行うため、帳簿、書類その他必要な物件一式を立入検査会 場への持込み
- ・関係者(事業所等の管理者、放射線取扱主任者、特定放射性同位元素防護管理者、実務担当者は必須。なお、これらの者の出席が困難な場合においては代理者。)の出席

以上

【別添】

立入検査項目の例

立入検査項目の例を以下に示します。なお、以下の例に限らず、法令の遵守状況を確認するために必要な項目の中から検査することに留意ください。

① 手続に関すること(法第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第4条の2、第10条、第11条、第12条の8、第12条の9、第12条の10、第18条、第21条、第25条の4、第25条の6、第25条の7、第26条の2、第27条、第28条、第34条、第36条の2^{**}、第37条^{**}、第38条の2、第42条第1項)

※ 第38条の3において準用する場合を含む。

- ② 施設に関すること(法第13条)
- ③ 取扱いに関すること(法第3条ただし書、第15条、第16条、第17条、第1 8条、第19条、第25条の5、第29条、第30条)
- ④ 測定に関すること(法第20条)
- ⑤ 放射線業務従事者・防護従事者の管理に関すること(法第22条、第23条及び 第25条の8)
- ⑥ 記帳に関すること(法第25条、第25条の9)
- ⑦ 防護のために講ずべき措置等に関すること(法第25条の3)
- ⑧ その他

○ 放射線障害を受けた者等に対する措置に関すること(法第24条) 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関すること(法第28条) 危険時の措置に関すること(法第33条) 業務の改善その他必要な措置に関すること(法第38条の4)

法:放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)

別記8-2 立入検査結果に関する連絡票の例

年 月 日

氏名又は名称若しくは事業所等名 事業所等の管理者 名 殿

原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

立入検査結果に関する連絡票

年 月 日に貴事業所等(許可(届出)番号:)に対して実施した立入 検査において、法令の要求を満たしていない事項(指摘事項)及び改善を求める事 項(指導事項)が確認されました。ついては、別紙の指摘事項及び指導事項につい て改善を図ってください。

また、指摘事項については、当該指摘事項に対する貴事業所等の考え方、改善の 方途又は講じた措置について、<u>年月日</u>までに放射線検査官宛てに報告 してください。なお、当該措置が行われたことを証明する具体的資料(写しも可) を添付してください。

【連絡先】

放射線規制部門

放射線検査官

電話: (内線)

メール:

(別紙)

立入検査 指摘事項及び指導事項

事業所名:

(許可(届出)番号:)

1. 指摘事項に係るもの

- 1	3 11 31 3 3	/ · · · · · ·		
	項番	項目**	事実関係	改善要求事項

2. 指導事項に係るもの

項番	項目※	事実関係	改善要求事項

法:放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)

規則:放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)

※ 「項目」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領(原規放発第 1307031 号(平成 2 5 年 7 月 3 日原子力規制委員会決定))別表 1 の「立入検査項目」欄に記載されている項目をいう。

別記8-3 廃止措置の完了の確認に係る通知の例

年 月 日

氏名又は名称若しくは事業所等名 事業所等の管理者 名 殿

> 原子力規制庁 長官官房安全規制管理官(放射線規制担当)

名

廃止措置の完了の確認について (通知)

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第28条第1項に基づく貴事業所等(許可(届出)番号:)の廃止措置について、貴殿が同条第5項の規定に基づき報告した 年 月 日付け「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」及び 年 月 日に実施した立入検査により、その措置が完了したことを確認しましたので、通知します。

【連絡先】

放射線規制部門

放射線検査官 名

電話: (内線)

メール:

(参考) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドで引用 する法令

1. 法律

名称	略称
放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)	法
船舶安全法(昭和8年法律第11号)	_
航空法(昭和27年法律第231号)	_
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	_
放射性同位元素又は放射線発生装置を医薬品、医療機器等の品質、有	医薬品医療
効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和53年法律第145号)	機器等法
行政手続法(平成5年法律第88号)	_
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	_
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	_

2. 政令

名称	略称
国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号)	_
道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)	_

3. 規則

名称	略称
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令 第56号)	規則
電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)	_
放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)	_

4. 告示

名称	略称
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)	数量告示
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上 の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号)	外運搬告示
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規 定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の規定に基づき記録の引渡 し機関を指定した件(平成22年文部科学省告示第54号)	
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第1条第5号の医療機器 を指定する告示(平成17年文部科学省告示第76号)	_
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る 電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならな い基準(平成24年原子力規制委員会告示第1号)	電磁的保存 基準

放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示(平成3年科学技術庁告示第10号)	_
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14 号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示 (平成30年原子力規制委員会告示第2号)	防災告示
放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和56年科学技術庁告示第10号)	内運搬告示
放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示(平成17年文 部科学省告示第95号)	_

※上記法令の記載順は、本ガイドでの引用順。